

当別町非常通信対応マニュアル

平成25年2月

(令和6年2月改訂)

当別町総務部危機対策課

第1章 総則

1 非常通信対応マニュアル策定の目的

この計画は、東日本大震災のほか、昨今の比較的規模の大きな災害等の教訓を踏まえ、各市町村と都道府県、中央防災会議等の防災関係機関との間の災害情報の円滑な伝達の確保及び迅速な災害対応を目的に策定するものである。

2 非常通信とは

非常通信とは、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第52条第4号において、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信と規定されている。

非常の場合の無線通信については、法第74条第1項の規定により、総務大臣は、非常の場合において人命の救助、災害の救援等必要な無線を無線局に行わせることができ、また、法第74条の2では、総務大臣は、法第74条第1項に規定する通信の円滑な実施を確保するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならないと定めている。

3 計画の位置付け

当別町の災害時等における情報伝達は、災害対策基本法第40条及び第42条に基づき、当別町地域防災計画において「情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達」について定めているところである。

この計画は、当別町地域防災計画第3章災害情報通信計画の細部計画と位置付け、通信ルートの設定、災害時に所要の通信を確保するための行動・作業等について定めるものとする。

第2章 非常通信体制の設定

1 地方通信ルートについて

地方通信ルートとは、都道府県と市町村を結ぶ通信ルートであり、中央通信ルート（国と都道府県を結ぶ通信ルート）とあわせ、被災市町村から都道府県、国までの通信ルートを確立するためを目的に設定する通信ルートである。

2 地方通信ルートの設定

(1) 地方通信ルートの種類

公衆回線の途絶又は輻輳の発生により公衆網による通信が困難な場合を想定した通信ルート（通常通信ルート）、通常通信ルートが使用できない場合を想定し、他団体・他機関（隣接する市町村など）の自営通信システムを利用する通信ルート（非常通信ルート）、通常通信ルート・非常通信ルートすべてが途絶した場合もしくは使用できない場合に、緊急避難的に利用する通信手段（緊急通信ルート）を設定する。

ア 通常通信ルート

北海道防災行政無線（北海道総合行政ネットワーク）の通信ルート

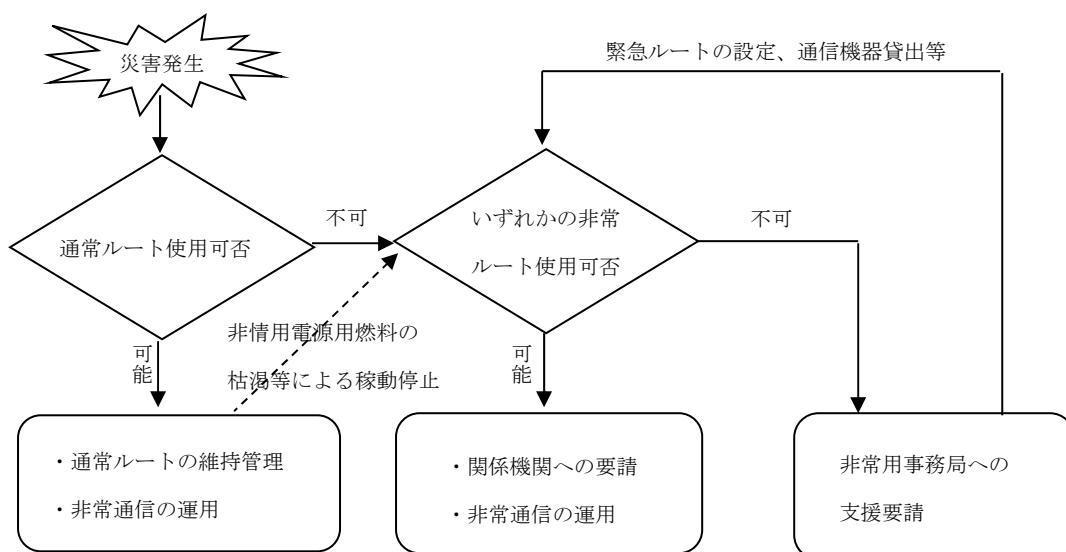
イ 非常通信ルート

石狩振興局危機対策室、石狩北部地区消防事務組合、北海道警察の通信を利用したルート

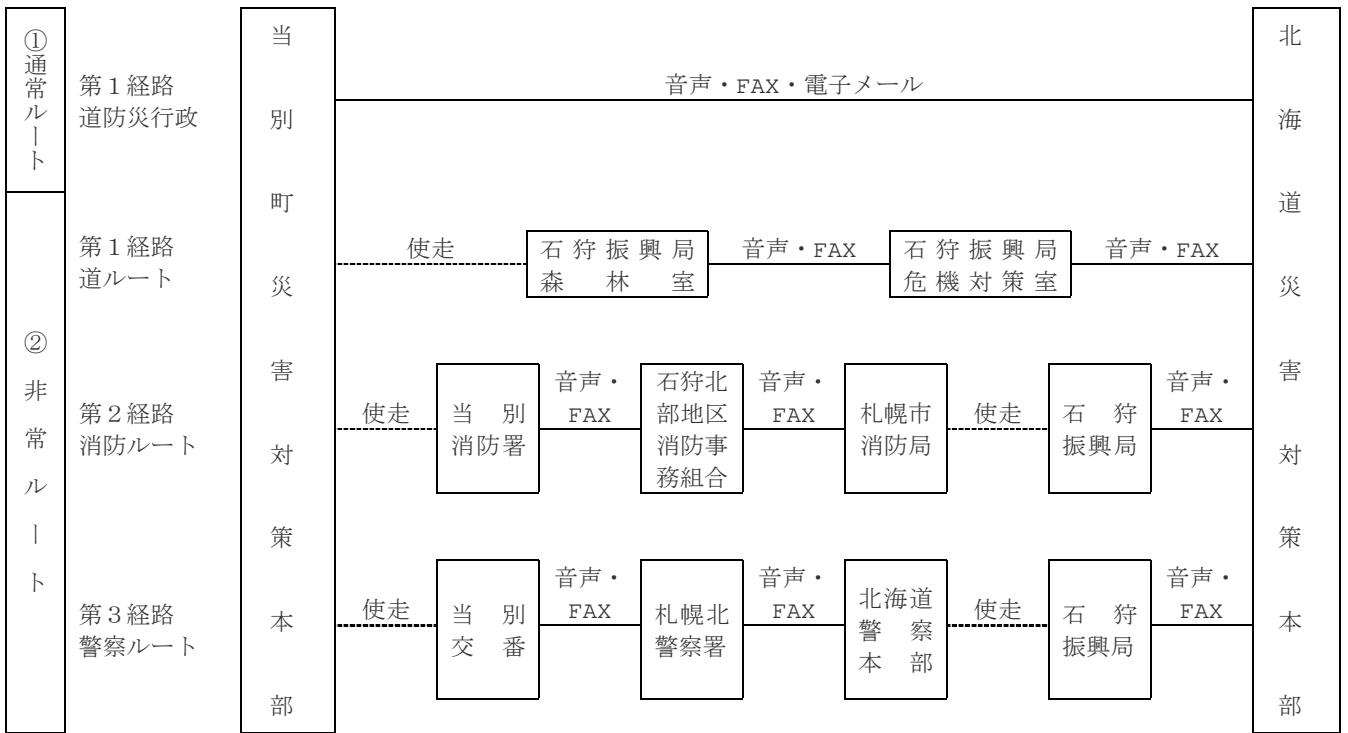
ウ 緊急通信ルート

その他機関への通信依頼及び非常通信協議会からの通信機器借用等による通信ルート

(2) 災害時の通信確保におけるフローチャート



(3) 通信ルート体制図



第3章 災害時等における通信計画

災害等が発生した場合の職員の体制及び通信手段は、次に定めるところによる。

1 職員の参集・体制維持

(1) 夜間・休日の参集体制

夜間・休日等の閉庁日に災害が発生した場合は、「当別町総務課初動体制マニュアル」に基づき対応するものとする。

2 通常ルートに属する通信機器等の動作確認等

(1) 通常通信ルートの動作確認

	機 器 名
1	北海道総合行政情報ネットワーク 操作卓
2	北海道総合行政情報ネットワーク 防災交換機
3	北海道総合行政情報ネットワーク 送受信機
4	非常用発電機（燃料・バッテリー）

(2) 通常通信ルートが機器の異常等により通信できない場合

通信機器の動作確認の結果、異常により通信ができない場合は、「3 通常ルートによる通信が使用不能の場合の対応」により対応を行う。また、通常ルートを早期に復旧できるように、北海道に対し復旧を要請するものとする。

3 通常ルートによる通信が使用不能の場合の対応

町は、通常通信ルートによる通信ができない場合、次の方法により通信を確保するものとする。

(1) 非常通信ルートによる通信手段

優先順位の高い非常ルートから運用するものとし、通信施設設置機関に対し、通信手段の利用を要請するものとする。

	優 先 順 位	機 関 名	連 絡 先
1	北海道ルート	北海道石狩振興局森林室	電 話 0133-22-2161 F A X 0133-22-0551
2	消防ルート	当別消防署	電 話 0133-23-2537 F A X 0133-22-1156
3	警察ルート	札幌北警察署当別交番	電 話 0133-23-2151 F A X 同上

(2) 災害対策用移動通信機器による通信手段

ア 災害対策用移動通信機器貸出の要請・輸送手段の検討

総務省が無償貸与できる災害対策用移動通信機器について、確保したい通信に応じて、通信機器を選択し、所要の台数及び搬送場所を検討するものとする。

確保したい通信	通信手段	通信機器
石狩振興局、北海道 災害対策本部との通 信（北海道総合通信 局通信）	衛星携帯電話 （屋外利用）	ワイドスターⅡ（据置） イリジウム（ハンディ） アイサットファン・プロ（ハンディ） BGAN〈ビーキャン〉（据置）
	MCA 無線	EK - 6 1 7 0（ハンディ） FM 8 0 7 F 0 2（ポータブル）

イ 北海道総合通信局へ要請

災害対策用移動通信機器の貸与要請時の伝達事項は、①担当者名、②連絡先、③通信機器の種類、④台数、⑤搬送場所とし、別紙1により北海道総合通信局に依頼するものとする。

北海道総合通信局無線通信部陸上課	電 話 011-709-2311（内線 4651） 携 帯 090-1529-8858（夜間等） F A X 011-709-5541 メール do - hi.jyo@soumu. go. jp
------------------	--

ウ 通信機器等に使用する小型移動電源車両の派遣要請

大規模停電等により通信機器の電源確保が困難な場合は、北海道総合通信局に小型移動電源車両の派遣要請を行うものとする。

北海道総合通信局防災対策推進室	電 話 011-747-6451 携 帯 090-1525-0101（夜間等） F A X 011-709-2481
-----------------	--

エ 輸送手段の確保

通信機器の搬入場所が孤立している等、通常の手段での搬送場所が困難な場合は、ヘリコプター等の輸送手段を保有する関係機関への派遣要請を行うものとする。

機関名	部署	
北海道庁	災害対策本部	電 話 011-204-5014
	（総務部危機対策局危機対策課）	F A X 011-231-4314
陸上自衛隊	第11師団第10普通科連隊	電 話 0125-22-2141 （内線 233）
北海道警察	警備部警備課	電 話 011-251-0110 F A X 011-219-2409

オ 災害対策用移動通信機器の受入準備

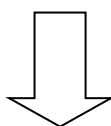
通信機器の搬入場所に職員を派遣し、搬入業者（通信機器の輸送に関して災害派遣を要請した場合は、派遣先機関）から通信機器を受領し、次の項目を確認するものとする。

- ① 要請した通信機器の種類・台数
- ② 通信機器の動作確認・使用方法
- ③ 通信相手との試験通信（通話）

4 通常通信ルート・非常通信ルートによる通信が使用不能の場合の対応

町は、非常通信ルートとして設定している機関の通信設備が使用不能の場合、次の機関を通じて、北海道地方非常通信協議会に通信確保を依頼するものとする。

機関名	部署	連絡先
国土交通省	札幌開発建設部札幌道路事務所 当別分庁舎	電 話 0133-23-2074 F A X 0133-23-1976
北海道	空知総合振興局札幌建設管理部 当別出張所	電 話 0133-23-2220 F A X 0133-23-1359



石狩振興局災害対策本部	電 話 011-204-5818 F A X 011-232-1070
北海道災害対策本部	電 話 011-204-5007 F A X 011-231-4314 メール somu.bousai@pref.hokkaido.lg.jp
北海道地方非常通信協議会事務局 (北海道総合通信局無線通信部陸上課)	電 話 011-709-2311 (内線 4651) 携 帯 090-1529-8858 (夜間等) F A X 011-709-5541 メール do-hijyo@soumu.go.jp

5 通信ルートの維持・復旧

町は、非常用電源用燃料の枯渇、大規模停電、設備被災等により通信ルートが使用不能になった場合は、燃料の確保、電力会社への停電復旧要請、設備会社への修復依頼等を実施し、通信手段の復旧・維持に努めるものとする。

種別	業者名	連絡先	所在地
非常用発電機 用燃料	当別町石油協会 (安藤石油)	0133-23-2111	当別町栄町 45 番地 2
電力 (停電時)	北海道電力ネットワーク(株)北海 道北ネットワークセンター	(緊急用) 011-772-0597	札幌市北区篠路 2 条 2 丁目 8-18
電話	東日本電信電話(株)北海道事業部	011-212-4466	札幌市中央区北一条西 4 丁 目 2 - 4

※維持活動が困難の場合、上位の災害対策本部又は非常協事務局へ支援を要請する。

機関名	連絡先
石狩振興局災害対策本部	電 話 011-204-5818 F A X 011-232-1070
北海道災害対策本部	電 話 011-204-5007 F A X 011-231-4314 メール somu.bosai.hokkaido@pref.hokkaido.lg.jp
北海道地方非常通信協議会事務局 (北海道総合通信局無線通信部陸 上課)	電 話 011-709-2311 (内線 4651) 携 帯 090-1529-8858 (夜間等) F A X 011-709-5541 メール do-hijyo@soumu.go.jp

当別町避難所運営マニュアル

令和6年2月

北海道当別町

目 次

1	本基本方針の6つのポイント	1
2	平時からの準備	1
3	災害発生から避難所開設・運営・撤収の流れ	4
4	初動期（災害発生直後～24時間程度）	4
5	展開期以降	12
	（1）展開期（24時間～3週間程度）	12
	（2）再構成期（3週間以降）から撤収期（ライフライン回復頃）	14
6	福祉避難所の開設	16
7	避難所の運営体制	20
8	感染症対策	21

【避難所運営業務チェックリスト】

【福祉避難所運営業務チェックリスト】

【様式集】

- ・様式 1 避難所の被害等チェックシート
- ・様式 2 避難者個別カード
- ・様式 3 物資要請票
- ・様式 4 備蓄物資一覧表
- ・様式 5 避難所内の空間配置地図
- ・様式 6 避難所運営日誌
- ・様式 7 避難者台帳
- ・様式 8 近隣の避難所・官公署リスト
- ・様式 9 避難行動要支援者名簿
- ・様式10 外泊届
- ・様式11 物資受払簿
- ・様式12 訪問者管理簿
- ・様式13 取材者受付用紙
- ・様式14 郵便物等受払簿
- ・様式15 健康管理シート
- ・様式16 ボランティア受付簿
- ・様式17 ペット登録台帳
- ・様式18 避難者要望シート

1 本基本方針の6つのポイント

○平時からの準備

災害発生前から、あらかじめ避難所の指定やマニュアル・様式の作成などを行い、さらに、避難所運営ゲームを活用した模擬体験や、避難所訓練を通じた確認等を実施
また、停電に備え、あらかじめマニュアル及び様式を紙で印刷し全避難所に配布

○災害発生時の円滑な避難所の開設

災害発生直後の混乱した状態の中でも、円滑に避難所を開設することにより、避難者の生命の安全を確保

○受援体制の整備

医療関係者やボランティア等の人的資源や、食料や生活用品等の物的資源の提供を円滑に受けられる体制を整備

○より良好な避難生活のためのルール作り

避難生活が長期化した場合においても、より良好な避難生活を送ることができるよう、目的別のトイレの設置やプライバシーの確保等を実施

○要配慮者のための福祉避難所の運営

高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児などの配慮を要する被災者のための福祉避難所を運営

○避難者（町民等）が主体となった避難所運営

避難所の運営組織である「避難所運営委員会」は避難者（町民等）が主体的に運営

2 平時からの準備

（1）町における体制の整備

避難所運営は、避難所生活を送る町民等が主体となっていくことが望ましく、その運営をバックアップする体制の確立は、町の災害対応業務の根幹の一つと言えます。全庁体制で取り組む気概を持って、防災担当だけではなく、要配慮者担当等の関係する複数の担当課が事前に横断的な体制を組み、それぞれの役割分担を明確にした上で、いざという時に備えておく必要があります。

(2) 避難所の指定

避難所の指定については、地域に予測される災害に応じた被害想定に基づいて、注意深く手続きを進める必要があります。

水害の危険性のある地域においては、川沿いに避難所を設けないこと、土砂災害の危険性のある地域においては、土砂災害特別警戒区域内など、災害危険区域付近に避難所を設けないこと、津波の危険性がある地域においては、津波災害警戒区域内に避難所を設けないことを基本とし、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定します。

また、避難者数の増加等によって、指定されていない建物が避難所になる可能性があることと想定しておくことも重要です。

災害対応訓練等において、避難所が不足する事態についてシミュレーションを行い、備えておくことが必要です。

(3) 初動の具体的な事前想定

いざ避難所を立ち上げるためには、避難所の運営等を行うためのマニュアルや様式等を事前に準備しておき、関係者で共有し、訓練等でその実効性を検証しておく必要があります。

初動では、避難所から物資の要請を実施することは現実的には困難な場合が多いため、プッシュ型で、まずは最低限必要と思われる物資を避難所に送る体制を構築しておく必要があります。特に北海道では、冬期の災害時には寒さ対策に関わる物資（ポータブルストーブ、灯油、冬用寝袋、電気毛布）を初動から十分供給することが重要です。さらに、簡易トイレ等の備蓄や段ボールベッド、コンテナ型のトイレを配備できるよう、供給事業者等と協定の締結を行うなど取り組みを進める必要があります。

また、災害時には、生活環境や衛生状態の悪化により感染症の拡大リスクが高まることから、特に避難所の衛生状態を保つことが大切です。

平時から、避難所となる施設の設備の状況を把握しておくとともに、何を避難所に備蓄しておくか、何をプッシュ型で供給すべきか決めておき、避難者自らが持参すべきものを周知しておくことが大切です。

(4) 避難所運営体制の確立

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所を運営するための体制の確立が必要です。原則的には、「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。

発災後の運営体制をいち早く確立し、円滑な運営につなげるためには、町が主導し、避難所マニュアルの作成を推進するとともに、避難者、自主防災組織等の地域の町民等、避難所派遣職員の役割について確認・周知しておきます。

3 災害発生から避難所開設・運営・撤収の流れ

区分	初動期	展開期	再構成期	撤収期
目安	災害発生直後 ～24時間程度	24時間 ～3週間程度	3週間以降～	ライフライン 回復頃
目的	避難所を開設し、個別事情に配慮しながら避難者の安全確保と生活環境の整備を両立させる。	多様化するニーズや個別事情に配慮し、個人の尊厳が保たれた避難所生活を確立する。	避難所運営を見直しながら、避難者の心身の健康を保ち、前向きに過ごせる環境を整える。	避難所を出た後の生活の見通しが立ち、避難者の自立が進むような支援を行う。
配慮を必要とする現象	混乱 人・物・情報不足 次々と起こる出来事への対応に追われる 個別事情への配慮不足	衛生状態の悪化 健康状態の悪化 感染症の発生 多様なニーズのくみ取りと対応	気力の低下 健康状態の悪化 避難所集約に伴うストレス	避難所集約に伴う移動に関わるストレス 避難所から次の住まいへの移動に時間を要する人々のストレス

図： 避難所生活の時間軸(定池祐季(東京大学大学院特任助教(平成28年6月時点)))

4 初動期（災害発生直後～24時間程度）

初動期では、災害発生直後の混乱した状態の中で避難所を開設し、避難者の生命の安全確保を行うと同時に、安定した避難所運営に向けた準備を行います。

本マニュアルでは、災害発生直後～発災後24時間後までの時期としていますが、災害の規模（被災の程度、マンパワーの確保状況等）によって変わります。

「避難所」開設の判断基準

避難所開設の要否は、原則として町長が判断し、避難所の開設は、町の避難所担当職員が、施設管理者の協力を得て行います。

しかし、休日や夜間に突発的な災害が発生した場合には、避難所担当職員や施設管理者が避難所への到着に時間を要し、計画どおりに避難所が開設できないことも予想されますので、様々なケースを考えておくことが大切です。

[例]

(1) 災害発生のおそれがあるとき（風水害等で避難指示等があるとき）

- 町は災害が発生したときに安全が確保できる避難所を選定し、避難所担当職員を避難所に派遣して、避難所を開設します。

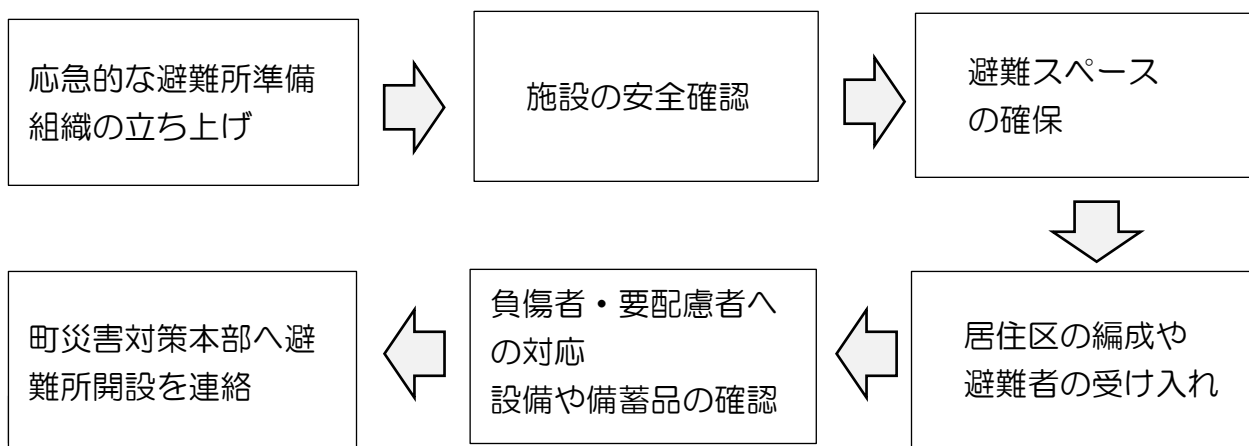
(2) 平日・日中（市町村職員の勤務時間内）に突発的な災害が発生したとき

- 町は施設管理者等に応急的に避難所開設を要請するとともに、直ちに避難所担当職員を避難所に派遣します。

(3) 早朝・夜間・休日（市町村職員の勤務時間外）に突発的な災害が発生したとき

- 町は避難所担当職員を避難所に派遣し、施設管理者と協議して避難所を開設します。
- 施設管理者又は自主防災組織代表者等が、応急的に避難所を開設することができます。

初動期での避難所業務の流れ



<通常時>

避難所施設の解錠・開門は町の避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行うこととします。

<緊急時>

避難所担当職員、施設管理者がともに不在で、かつ、緊急の場合には、自主防災組織等が管理している鍵で開錠・開門し、避難所に集まった方々を中心に、避難所の開設準備にとりかかります。

応急的な避難所準備組織の立ち上げ・避難所開設の準備

避難所（施設）の点検を速やかに実施し、避難者を取りまとめ、円滑に避難所を開設するため、応急的な避難所準備組織を立ち上げます。

(1) 避難所開設の準備として、応急的な避難所準備組織のリーダーを選出し、そのリーダーのもと、避難者が協力して、施設の安全確認、避難スペースの確保（避難所内の区域設定）を行います。

※ リーダーには、自主防災組織の役員や、防災に関する資格を有する者、避難している町民等の意見により推薦された人などが考えられますが、すぐに決まらない時は、町職員等が一時的にその任にあたり、対応します。

(2) 本格的な避難所運営組織が形成されるまでは、上記のリーダーが陣頭指揮をとり避難所運営にあたります。災害発生直後から当面の間、避難所運営は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替で対応できる体制とします。

また、運営スタッフは、各自の健康状態を確認し、次の症状が現れている場合は上記のリーダーに報告し、症状が改善するまで健康状態に問題のない運営スタッフと交代するなどの対応をとります。（発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など）

施設の安全確認

避難所は被害状況と危険度を確認した上で開設される必要があります。このため、避難所の開設前に以下の事項を確認します。

(1) 避難所への立ち入りは、建物の安全性を十分確認し、危険がある場合は、必要な安全措置が取られるまで待ちます。

(2) 目視して、明らかに危険が認められる箇所については、避難者が近づかないように、その周辺を直ちに立入禁止とします。

(3) 周辺の二次災害のおそれ（火災、土砂災害等の危険性）がないことを確認します。

避難スペースの確保（避難所内の部屋割り）

安全確認が済んだ施設（部屋）から、避難スペースを決めていきます。

避難スペースは、利用目的やその範囲などが誰にでもわかるような言葉や表示方法を工夫して、明示します。

<スペースの決め方の例>

(1) 居住スペース

屋内で広いスペースが確保できる場所から居住空間を決めていきます。

(例) 学校の場合 体育館 → 講堂・ホール → 教室

※教室等を使用する場合、使用期限などを確認しておくことが必要です。

(2) 避難所運営に必要な場所

避難所運営に必要な場所（受付窓口、運営本部、作業スペース）は居住空間と別に用意し、施設のホール等出入口付近の場所が適しています。

(3) 立ち入り禁止のスペース

学校の理科室など危険な薬品や設備等がある部屋や、職員室や事務室など情報管理等の観点から問題のある部屋などは、立入を禁止します。

(4) 状況に応じて設ける必要のあるスペース

①採暖室

暖房器具の数や能力が十分ではない場合、大きな部屋にこれらを設置しても効果的に暖められない場合があります。このため、学校では教室を利用するなど、採暖のできる部屋が必要な場合もあります。

②授乳室や更衣室

学校の体育館や教室など様々な場所を設置場所として選択できますが、プライバシーに配慮し、目張りなどにより安心して利用できるように配慮する必要があります。また、薄着になることもあるため、暖房が必要な場合もあります。

③患者室（隔離室）

風邪やインフルエンザ等の感染症のまん延を防ぐため、患者の隔離場所として設置します。換気を十分に行い、暖房器具があれば設置します。また、なるべく一般的な通行経路から離れた場所に設置します。

隔離区域として使える部屋がない場合は、ビニールやバリアとなり得る素材を用いて、避難所内に新たな隔離区域を設けます。

可能であれば、床から天井までを区切る一時的な壁をつくり、隔離区域の入り口には、ポスターなどを貼りだし、適切な個人用防護具（手袋やマスク等）を着用してから入室することがわかるようにします。

④相談所

個人のプライバシーが守られ、避難所内のことなどを運営者に相談する部屋であり、できるだけ早く設置するようにします。

⑤静養室

パニックを起こした人が一時的に過ごして冷静さを取り戻したり、騒がしい場所が苦手な人が過ごしたりする場所です。居住スペースから離れた場所に設置します。

⑥育児室

周囲を気にせず、子どもを遊ばせる場所であり、居住スペースから離れた場所に設置します。子どもの安全が守られるよう、保護者や担当者が見守るようにします。

また、冬期間はグラウンドなどに積雪があることを活用して子どもたちの遊ぶ場所を用意することも考えられますが、その場合は落雪等、雪の事故に十分注意する必要があります。

⑦コミュニティールーム（サロン）

避難者が気軽に集まり、お茶を飲んだり語り合ったりする場として使用できる部屋・空間です。

避難生活が長期化した場合には、ストレス軽減の観点からも重要なスペースであり、必要に応じて女性専用スペースも設けます。居住スペースから少し離れた場所に設置します。

⑧固定電話の設置

居住スペース（就寝場所）に声が届かない場所に設けるようにします。

⑨携帯電話等の充電スペースの設置

避難所の規模に応じて、携帯電話等の充電スペースを設置します。人目につく場所に設置し、盗難事故の発生に留意する必要があります。

⑩風呂やトイレなど

風呂やトイレなどの水を流す必要のあるものは、排水口がある場所に設置します。

なお、断水等によりトイレが使用できない場合を想定し、簡易トイレ等がスムーズに配備できるようにします。

また、冬期間は避難所周囲の雪を暖房器具で溶かして生活用水を利用する方法がありますが、飲用には使用しないようにします。

トイレは、男性用、女性用、多目的トイレに分けるようにし、また、清潔な衛生環境を確保する必要があります。

⑪ゴミ集積場

臭いの問題等があることから、屋外に設置するようにします。なお、冬期間は雪を掘って仮置きすると腐敗による臭いを発しにくくなりますが、設置場所の選定には落雪の危険性がないか、また、除雪やゴミ収集がスムーズに行えるかをチェックする必要があります。

⑫支援物資の受入スペース

トラックなどの車両からの荷下ろしが可能な場所や、物資の管理がしやすい場所にします。

要冷蔵の食材の貯蔵などには、積雪を活用して低温室や冷蔵庫の代替をすることも考えられます。

⑬ペット滞在スペース

避難者が連れてきたペットを滞在させるスペースは、臭いの問題等があることから居住スペースとは十分な距離をとることが必要です。またペットの種類によっては屋外で飼育できないものもあることから、屋内にスペースを設けることも考慮する必要があります。

⑭インターネット環境の整備

避難者がインターネットにより情報を入手できる設備（w i - f i など）を通信事業者の協力を得ながら、設置に努めます。

居住区の編成

世帯を基本単位に居住区を編成します。世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住区の中に編成します。その他にも、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。

特に、観光地や商業地域では、地域の町民等以外も避難所に避難して来る可能性があります。これらの避難者は、長期にわたって避難所に留まらないと考えられるため、地域住民の避難者とは分けて、居住区を編成します。

必要に応じて女性専用スペースの設置も検討します。

居住区は、一人当たり「3㎡」のスペースを目安に各避難所の実情に合わせて設定し、間仕切りを施すなどプライバシーの確保を図ります。

避難者の受入

避難者の受付

- ① 受付を設置
- ② 世帯の代表者に、人数等の事項を避難者台帳に記入してもらいます。
- ③ 避難者の居場所が決まり次第、世帯の詳細情報を避難者個別カードに記入してもらいます。
- ④ 避難所運営本部は、避難者台帳や避難者個別カードで避難者に記入してもらった情報を電子データ化し、これを元に食事・入浴支援等の利用有無の項目といった追加を行う等して活用します。

- ⑤ 災害対策本部は、各避難所の被災者台帳を取りまとめるとともに避難者数を把握し、避難者の罹災証明等の交付状況などの支援状況が把握できるよう活用するものとしてします。

居住空間への避難者の誘導にあたっては、施設の広いスペース（体育館等）から避難者を収容し、支援を要する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等は、家族単位で、優先して空調設備等のある部屋へ収容します。なお、冬期間は、避難所の滞在について寒さ対策を十分に講じる必要があり、施設の暖房設備が稼働しない場合は、ポータブルストーブやジェットヒーター等が必要です。この場合、定期的な換気が必要なことに留意します。加工が必要となりますが、換気が不要な熱交換型温風機の導入を検討してみてもよいでしょう。

乾燥する場合は、加湿器の設置や濡らしたバスタオルを室内に干して乾燥を防ぎます。

また、犬、猫などの動物類は、指定された場所以外で飼育することを禁止し、万が一のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、「ペット登録台帳」に登録した後、所定のペット飼育場所を伝えます。

車中泊の避難者に対する対応

個々の事情により、避難所に入所せず車中泊で避難を希望する場合、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒の危険性への注意が必要となります。

車中泊の避難については、各避難所の駐車場などや目配りができる範囲で認めるなど、食事、トイレなどの所定の生活ルールを説明するものとしてします。

また、エコノミークラス症候群の予防として、屈伸など適度な運動、弾性ストッキングの使用（配布）、水分摂取などの注意喚起を行うものとしてします。

負傷者・要配慮者等への対応

避難者に負傷者、発熱や咳等の症状がある者がいる場合には、その負傷等の状況を確認し、治療の必要性（緊急度）が高い者については、町災害対策本部に連絡します。避難所内で対応可能な場合は、保健室等で適切な処置を行います。避難者の中に、医師、看護師、保健師など、医療関係者がいる場合、協力を依頼します。

要配慮者について、福祉避難所での対応が必要な場合には、市町村災害対策本部に連絡します。要配慮者が必要とする食料（食物アレルギー対応食品等）や物資（ストーマ用装具等）のニーズを把握し、町災害対策本部に確保を要請します。

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子供、性的マイノリティなど、多様なニーズに配慮する必要があります。

食事提供時の対応

避難者に食事を提供する際には、衛生面や温度管理に留意するとともに、アレルギー等の有無について情報提供を行うよう、配慮する必要があります。

積雪寒冷期には、避難所内の気温が低く常温の飲料を飲まない避難者も想定されることから、電気ポット等を活用し、温かい飲み物の提供に努めます。

また、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮した適温食の提供などが求められることから、管理栄養士や栄養士の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや給食センターの活用などにより、食事を提供できる体制を構築するなど、避難者の健康に配慮する必要があります。

福祉避難所開設の検討

避難者に「食事、排泄、移動が一人でできない全介助を要する方」がいるなど、福祉避難所での対応が必要と判断される場合には、速やかに福祉避難所を開設する必要があります。

町管理施設以外の民間社会福祉施設等を福祉避難所として確保している場合には、当該施設管理者にその開設を要請します。

発災時には、停電で電話が不通になるなど、施設と迅速に連絡を取ることが困難な場合も想定されることから、連絡ルートを複数確保するなど、発災時を想定した連絡体制の構築に努める必要があります。

設備・備蓄品の確認

避難所運営に必要な設備及び物資を確認します。備蓄品の配付に備え、避難者台帳から必要な数を把握します。

設備の機能不備や備蓄品の不足等を把握し、町災害対策本部に要請を行う準備をします。

必要となる避難所の設備・物資の例

① 設備

水道、ガス、電気（※）、電話、暖房、トイレ、シャワー、施設内放送設備、非常用発電機、投光器

※電気毛布等の使用を想定し、使用可能電力を把握しておく

② 資機材

テレビ、ラジオ、インターネット環境（Wi-Fi等）、携帯電話等の充電設備、ポータブルストーブ、事務機器（パソコン、プリンタ、ファクシミリ）、電気ポット

③ 食料、飲料

食料、飲料水、乳幼児用ミルク・離乳食、アレルギー対応食等

④ 生活用品等

段ボールベッド、毛布、電気毛布、冬用寝袋、タオル、下着、衣類、電池、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、手指消毒薬、燃料（灯油等）、トイレ掃除用具

⑤ 感染症対策用品

使い捨てマスク、体温計、石けん、ペーパータオル、消毒薬、ウエットティッシュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具

感染症対策のため避難者自らが持参することが望ましい物の例

マスク（無い場合はタオル等）、アルコール消毒液（無い場合はウエットティッシュ等）、体温計

町災害対策本部への連絡

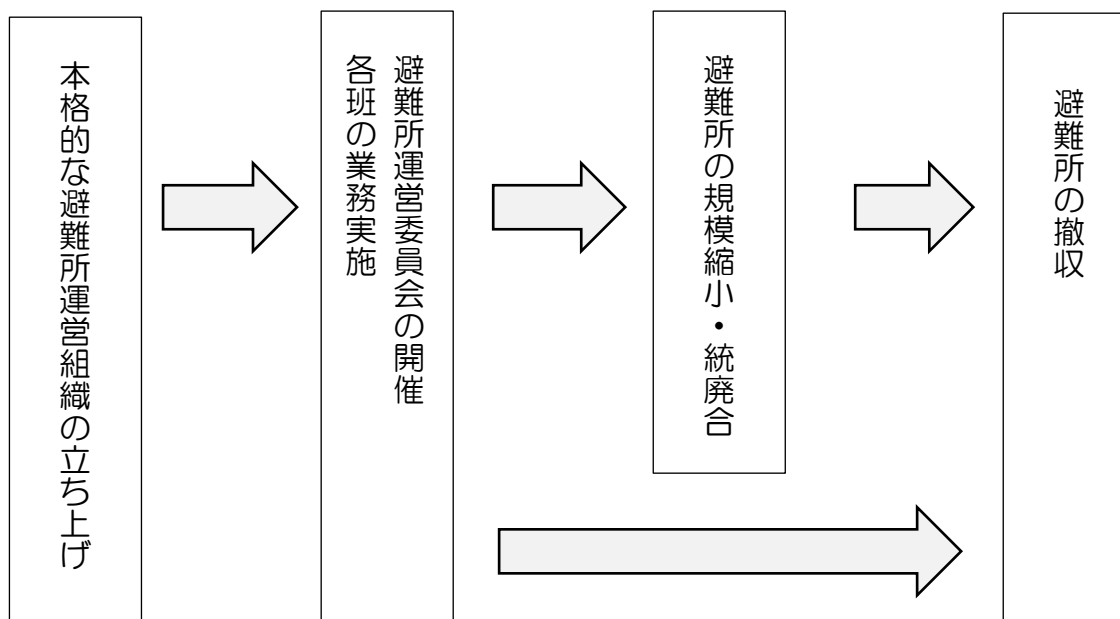
避難所の状況について、町災害対策本部に連絡します。町災害対策本部への連絡は、原則として避難所担当職員が行います。避難所担当職員が不在の場合や、緊急の場合は、避難所準備組織のリーダー（避難者の代表者）が行います。

この連絡により、避難所が町災害対策本部からの後方支援を受けるきっかけとなるので、可能な限り速やかに連絡します。

また、避難所からの連絡は、町災害対策本部の貴重な情報となるので、可能な限り周辺の状況も連絡します。

5 展開期以降

展開期から撤収期に至る避難所業務の流れ



(1) 展開期（24時間～3週間程度）

展開期では、避難者が避難所のルールに従って、一応の生活の安定を確立する時期であり、本格的な避難所運営組織を設置し、避難者自らが自力再建への足場を獲得するための支援を行います。

期間は、災害発生から、概ね24時間～3週間程度と考えられますが、災害の規模などによって変わります。

本格的な避難所運営組織（避難所運営委員会）の立ち上げ

避難所の状況が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営組織である「避難所運営委員会」を設置します。

避難所運営委員会は、原則として避難者（町民等）が主体となり、展開期の避難所運営全般に関わり、必要に応じて具体的な業務を行うための班構成を行います。各班は避難所の規模や地域の実情に応じて、統合したり分割したりすることが可能です。

なお、避難者が運営を行うことができない場合、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による一部業務の分担、自主運営のための各種支援を行うようにします。

避難所運営委員会における会議の開催

避難所運営を円滑に進めるために、避難所運営委員会では定期的に会議を開催します。

会議では、現状の課題や今後予想される状況とその対処などについて話し合い、その結果を踏まえた情報発信や避難所運営を進めていきます。

特に議題等がない場合でも、1日1回は会議を開催し、避難所内の情報を共有して、各班が連携した対応を行うようにします。

避難所運営委員会の議題等の例

- 避難所運営の方針決定
- 避難者のニーズ把握
- 必要物品や資機材の洗い出し、不足物の要請
- 居住区への衝立の設置、スペース配分の見直し
 - ※ 避難生活の長期化に伴って、避難者の荷物等の増加により、スペース配分が不均衡になることも想定されるため、スペース配分の基準を家族単位とするなど、可能な限り公平な配分とします。
- 避難所の生活ルールの確立
 - ※ 起床・消灯時間、掃除など避難所の状況に応じて、ルールを設けます。また、避難者が勝手に自炊などをしないよう、必要に応じて炊事場の設置ルール等を設けます。
- 避難者や避難所運営スタッフの健康管理
 - ※ 避難所生活が長引くことによるストレスなどから、些細なことがトラブルになることもあります。避難者の様子の変化に注意が必要です。ストレスや不安などの精神的な負担や、体力的な負担を抱える避難者や避難所運営スタッフの健康管理のため、保健師や看護師等による保健指導や巡回相談、心のケアなどを実施するほか、運営スタッフと避難者が協力して、見守り体制を構築するなど、心身の健康保持のための環境を整えることが必要です。

円滑な受援の実施

避難所は被災者の生活の場であるとともに支援拠点でもあり、外部からの支援を円滑に受けられる体制を整える必要があります。

具体的には、救護等のための医師・看護師や多様なニーズに対応するためのボランティアといった人的資源、さらに食料や生活関連用品などの物的資源の受入を円滑に行います。

防犯対策の実施

避難所での防犯対策として、警察による巡回・派遣体制の確保や自警団等の結成、避難者同士の見守り体制の構築を図り、特に、女性に対するトイレや仮設風呂付近での性犯罪の発生防止に留意します。

正確な情報の発信

デマや根拠のない情報により、避難者に不安等を与えないよう、警察や関係機関とも連携を図り、Lアラートのお知らせ欄やSNSも活用した避難者への正確な情報発信や避難所内での情報の掲示などに取り組みます。

在宅避難者等への対策の実施

避難所に避難してくる被災者への対応が重要であることはもちろんですが、帰宅困難者（勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者）や在宅避難者（避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者、またはライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者）等への情報発信や物資提供などの対応拠点としても、避難所は機能する必要があります。

（２）再構成期（３週間以降）から撤収期（ライフライン回復頃）

避難が長期化する場合、状況に応じて避難所の運営体制の見直しを行い、避難者の相談体制の確立、こころのケアなどを行うとともに、避難者の自立へ向けた取組に合わせて、避難所の撤収への合意形成を進めます。

再構成期の避難所運営

概ね災害発生から３週間程度の期間が経過すると、日々刻々と変わる事態は減っていき、避難所生活も落ち着いていく傾向にあります。

その一方で、特に避難者の生活再建への見通しが立ちにくい場合などは、心身の健康状態の悪化が懸念されるため、個別の事情に配慮しながら、生活再建に向けた情報（仮設住宅建設の見込み、義援金の配分など）の提供を行っていくことが必要です。

避難所の統廃合

地域にライフラインの復旧がもたらされた段階は、避難所の解消の一つの目安となり、避難者に落ち着き先の要望を聞いた上で、できるだけ要望に沿う形で支援を行い、避難所の解消につなげることが求められます。

避難所を本来の役割に戻すことを目標として、他の避難所との統合も視野に入れ、解消に努めます。

例えば、校舎を避難所として使用している場合には、授業の再開に伴い、避難所として使用しているスペースを集約したり、他の避難所への移動を検討したりすることとなります。

避難所の統廃合に伴う避難者の移動

避難所を出られない被災者には、様々な理由があり、避難所を解消するためには、避難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聴きながら解決する必要があります。

避難所の縮小・統廃合が進められる場合は、避難者に対して避難所の移動などについて事前に周知し、避難所を移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送方法などについて避難者に伝達します。

避難所の撤収・閉鎖

ライフラインが回復し、避難者の自宅の修理完了や、仮設住宅などの仮住まいが確保される目途が立つと、避難所の閉鎖に向けた準備を進めます。

避難所の閉鎖が決定した場合は、まず避難所の閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明し、回収が必要な物資等がある場合は、災害対策本部へ連絡し、避難所内の片付けや清掃を避難者の協力を得て行います。

避難所運営委員会は、災害対策本部や施設管理者などとの調整の上、資料などを引き継ぎ、避難所を閉鎖します。

避難者の撤収が確認された後、避難所運営委員会は、避難所閉鎖日をもって解散します。

6 福祉避難所の開設

安全性と受入規模の確認

指定又は確保している福祉避難所の被害状況を確認し、受入可能な施設を特定するとともに、受入可能な人数を把握します。

○現在、町で指定している福祉避難所

総合保健福祉センターゆとろ 電話：23-3019

福祉避難所が不足する場合には、個室や食事の提供設備等、一定の生活環境を整えた公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により、福祉避難所の機能を確保します。

生活相談員の確保・配置

(1) 確保

要配慮者に対して、生活支援や心のケア、相談等を行う専門知識を持つ生活相談員を確保し、福祉避難所等に配置します。

生活相談員は、災害救助法が適用された場合には、国の基準により、概ね10人の要配慮者に対し、1人を配置するよう努めます。

町職員又は協定締結法人等による人員配置が難しい場合には、道が他地域から生活相談員等を派遣する制度（北海道災害派遣ケアチーム）を活用すべく、道の窓口に必要な支援を要請します。

〔窓口〕北海道保健福祉部総務課危機管理係
電話：011-204-5242（直通）

(2) 配置

要配慮者の状態に応じて、交代制で支援を継続する必要があるため、ローテーションを行いながら必要な人員を配置します。

設備・備蓄品の確認

要配慮者が必要とする設備、資機材、食料、飲料水及び生活用品を手配・確保し、不備や不足がある場合には、災害対策本部に支援を要請します。

避難所における必要設備や物資のほか、特に要配慮者が必要とする設備や資機材等については、発災時に必要数を確保することは困難な場合が想定されることから、平時から、一定程度の備蓄を進めるほか、設備、資機材等の調達先リストを作成し、必要に応じて関係事業者・団体と協定を締結するなど、調達体制の構築について検討しておく必要があります。

(1) 設備

冷暖房設備、障がい者用トイレ、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、非常用発電機、投光器 など

(2) 資機材

情報伝達機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、掲示板等）、パーテーション、日常生活用具・補装具（ベッド、担架、車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、酸素ボンベ） など

(3) 食料、飲料

食料、飲料水、乳幼児用ミルク・離乳食、アレルギー対応食、介護食 など

(4) 生活用品

毛布、タオル、下着、衣類、電池、紙おむつ など

開設の周知

(1) 周知先

福祉避難所を開設したときは、要配慮者や支援関係者等に対し、その開設情報を迅速かつ正確に伝達します。

具体的には、要配慮者本人はもとより、自主防災組織、地域の町民等、支援団体、医療・保健・福祉サービス提供機関等へこれらを広く周知する方法に加え、要配慮者本人や支援関係者等に限って個別に周知する方法があります。

福祉避難所の開設情報を広く周知する場合には、福祉避難所の対象者や位置付けについても、併せて周知します。

避難者の受入

(1) 対象者等

福祉避難所の避難対象者は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする者や、その家族まで含めて差し支えありません。

他の避難所から移動する場合は、要配慮者の状態に応じ、福祉車両、救急車両、一般車両などを手配し移送します。

受け入れた際には、避難者名簿を作成し、福祉サービスの利用意向・利用動向などについて把握しておきます。

避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域の町民等、市町村職員等の協力（共助・公助）により、介助等を行います。

(2) 避難者台帳

避難所に一旦、避難し、その後、福祉避難所に移動した要配慮者は、被災者台帳の情報を活用します。

なお、福祉避難所に直接避難した要配慮者は、新たに被災者台帳を作成し、要配慮者の状況や福祉サービスの利用意向等を把握するため、被災者台帳は、適宜更新します。

福祉避難所担当職員の運営体制の整備

(1) 福祉避難所担当職員の配置

町が福祉避難所を開設したときは、「福祉避難所担当職員」を配置します。当面は24時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず交代要員を確保しておきます。

(2) 社会福祉施設等に開設した場合

福祉避難所の設置及び管理は、施設管理者に委託することとなるため、道と連携し、災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員の配置に加え、専門的人材やボランティアの配置を行います。

(3) 指定避難所の一区画等に開設した場合

事前協定締結団体・事業者及び他の自治体への職員派遣要請により、有資格者等を確保し、地域の福祉避難スペース（室）に要配慮者支援班を設置します。

避難所では対応できないニーズ（介護職員・手話通訳者等の応援派遣、マット・畳等の物資・備品の提供）については、町の災害対策本部に迅速に要請します。

なお、町で対応できない場合には、速やかに道、国等に必要な要請を行います。

また、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得ながら、避難所の要配慮者支援班に従事する者の確保に努めます。

支援の提供

(1) 相談窓口

在宅避難の要配慮者も含め、様々な避難者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、福祉避難所に相談窓口を設置します。

(2) 福祉サービス等の提供

福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して、必要な福祉サービスを提供します。

(3) 特性に応じた配慮

要配慮者への情報提供に当たっては、それぞれの特性に応じた配慮を検討します。

要配慮者	情報提供方法
・聴覚障がい者	掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記、文字放送等
・視覚障がい者	点字、音声等
・盲ろう者	指点字、手書き文字等
・知的障がい者 ・精神障がい者 ・発達障がい者	分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等

要配慮者の状況に応じて必要な支援を行います。

人材が確保できない場合には、道の窓口に必要な支援を要請します。

〔窓口〕北海道保健福祉部総務課危機管理係

電話：011-204-5242（直通）

緊急急入所等の実施

在宅や一般の避難所、又は、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者は、緊急入所や緊急ショートステイ等により、適切に対応します。

要配慮者の症状の急変等により、医療処置や治療が必要になった場合には、医療機関に移送します。

人工透析患者・難病患者など定期的・継続的に治療が必要な方については、医療に係る情報収集を行い、必要な医療を提供します。

福祉避難所の閉鎖

福祉避難所の閉鎖が決定した場合には、避難者に説明を行います。

その際、受入時の身体や疾病状態等が変容している可能性もあるため、生活相談員・町の福祉部門の職員・本人・家族などを交え、在宅での生活に必要なサービスや支援について話し合いを行った上で、在宅生活等へ移行します。

7 避難所の運営体制

避難所の運営にあたっては、避難所運営委員会を設置した上で、運営責任者を配置し、また、担当業務ごとに班構成を行い、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を関係機関や団体の協力を得ながら整えます。

<班構成の参考例>

班名	役割
調整班	各班の業務の調整
情報班	町等との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	被災者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいづくりのための交流の場の提供
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

8 感染症対策

避難所では、衛生状態の悪化や長期化する避難生活でのストレスなどによる避難者の体力・抵抗力の低下が考えられます。そのため避難所は、感染症が発生しやすい状況にあり、集団で生活をしていることから発生した感染症が拡がりやすい環境にあるため、感染拡大防止に万全を期すことが重要なことから、次の点に留意する必要があります。

「避難所」の開設

(1) 可能な限り多くの避難所の開設

避難所の収容人数を考慮し、指定避難所以外の避難所の開設など、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討します。

(2) 親戚や友人の家等への避難の検討

緊急避難の後、避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、必要に応じ、可能な場合は避難者に対し、親戚や友人の家等へ避難していただくことも検討します。

(3) 自宅療養者等の避難の検討

自宅療養等を行っている軽症の感染症患者等への対応は、保健福祉部局と十分連携し、医療機関やホテル等での療養など適切な対応を事前に検討する必要があります。

避難者等の健康管理

(1) 避難者及び運営スタッフの健康状態の確認

- 避難者の健康状態（発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など）を避難所への到着時に確認するとともに、避難生活開始後も、定期的の確認する必要があります。
- 保健師による巡回のほか、避難者一人ひとりによる健康チェックが重要です。
- 運営スタッフは、事前に各自の健康状態（発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など）を確認し、症状がある場合は避難所運営組織に速やかに報告するとともに、症状が改善するまで健康状態に問題のないスタッフと交代するなどの対応が必要です。

避難所の衛生管理

(1) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者や運営スタッフは、頻繁に手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底します。

(2) 避難所の衛生環境の確保

- 物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときはその都度家庭用洗剤を用いて清掃するなど、衛生環境を保ちます。
- トイレは定期的に清掃と消毒を行います。清掃する際は、マスクと使い捨て手袋、エプロンを用意し、次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤など）を用いて、便器周りを中心に清掃します。
- 消毒薬は、感染源に対し、効果が裏付けされているものを使用することが重要です。（例：アルコールはインフルエンザやコロナウイルスに有効ですが、ノロウイルスには効果がありません。）
- 避難所は土足厳禁にします。
- 紙オムツ等の廃棄のため、蓋付きの専用ゴミ箱を設置します。

(3) 十分な換気の実施、スペースの確保等

- 避難所内は、定期的に十分な換気を行います。
- 避難者が十分なスペースを確保できるよう留意し、人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることが望ましく、カーテンや段ボール等によるパーティションも有効です。

発症時等の対応

(1) 避難者が感染症を発症又はその疑いがある場合

感染症を発症した場合等の対応については、患者の隔離や医療機関への搬送など保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する必要があります。

(2) 発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

- 発熱、咳等の症状が出た者が発生した場合は、専用のスペースを確保することが必要です。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレと手洗い場を確保します。
 - 発熱や咳等のある人々を同室にすることは、望ましくありません。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが必要です。
 - 症状が出た者の専用のスペース、トイレや手洗い場は、一般の避難者とはゾーン、動線を分けます。
- なお、すぐに対応ができない場合は、取っ手やノブなどの共用部分の消毒を徹底する必要があります。

避難所運営マニュアル

様式集

- ・様式 1 避難所の被害等チェックシート
- ・様式 2 避難者個別カード
- ・様式 3 物資要請票
- ・様式 4 備蓄物資一覧表
- ・様式 5 避難所内の空間配置地図
- ・様式 6 避難所運営日誌
- ・様式 7 避難者台帳
- ・様式 8 近隣の避難所・官公署リスト
- ・様式 9 避難行動要支援者名簿
- ・様式10 外泊届
- ・様式11 物資受払簿
- ・様式12 訪問者管理簿
- ・様式13 取材者受付用紙
- ・様式14 郵便物等受払簿
- ・様式15 健康管理シート
- ・様式16 ボランティア受付簿
- ・様式17 ペット登録台帳
- ・様式18 避難者要望シート

避難所の被害等チェックシート

チェック項目		はい	いいえ
①	建物の全体または一部が損壊している。		
②	建物の基礎が損壊している。または基礎と上部建物がずれている。		
③	建物が傾いている。		
④	建物の周辺で地すべりや崖くずれ、倒木などが発生している。		
⑤	隣接する建築物の損壊による危険がある。 (倒れてくる恐れなどがある。)		
⑥	建物の内部にゆがみがある。または窓ガラスにひび割れがある。		
⑦	建物の内部の壁や柱に亀裂などがある。		

※以上の項目に「はい」が1つでもあった場合は、災害対策本部へ連絡し、他の避難所などへの移動を含め、使用の可否について検討する。

<ライフラインなど>

チェック項目		使用可	使用不可
①	電気		
②	水道		
③	下水道		
④	電話		
⑤	FAX		
⑥	インターネット		
⑦	テレビ		
⑧	暖房		
⑨	トイレ		
⑩	照明器具		
⑪	屋外階段		

避難者個別カード

避難所名：_____

入所時記入

ふりがな 世帯代表者氏名					住 所				
入所年月日		— 年 月 日							
家 族	ふりがな 氏 名		年齢	性別	職業等	電 話			
							所属町内会名		
						家屋の 被害状況	全壊・半壊・一部損壊・浸水 断水・停電・電話不通		
						親戚など の 連絡先	氏名		
							住所		
							TEL		
						持病、食物アレルギーなど、生活において特別な配慮が必要な事項等があれば、お名前とその内容を下欄に記入してください。			

※今後記載の内容に変更があった場合は、その都度お申し出ください。

退所時記入

退所年月日		年 月 日		時 分	
転出先	住所				
	電話番号				
備 考					

※避難所運営委員会記載欄

在所の状況		要配慮者の状況		避難者台帳番号
<input type="checkbox"/> 避難所に入所		福祉避難所への移動	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
<input type="checkbox"/> 在宅でサービス受領		福祉避難所への移動	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
<input type="checkbox"/> 車中泊				

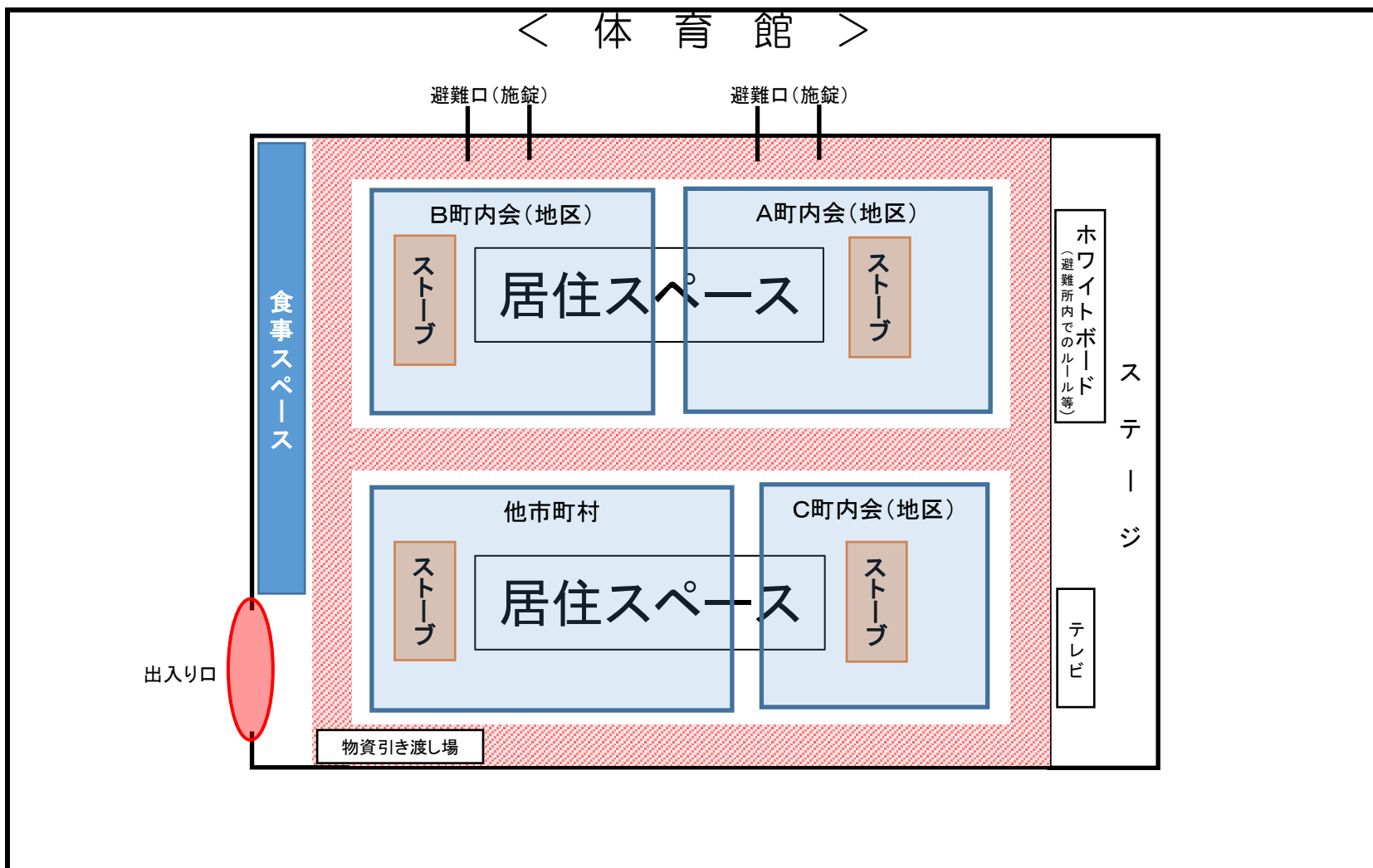
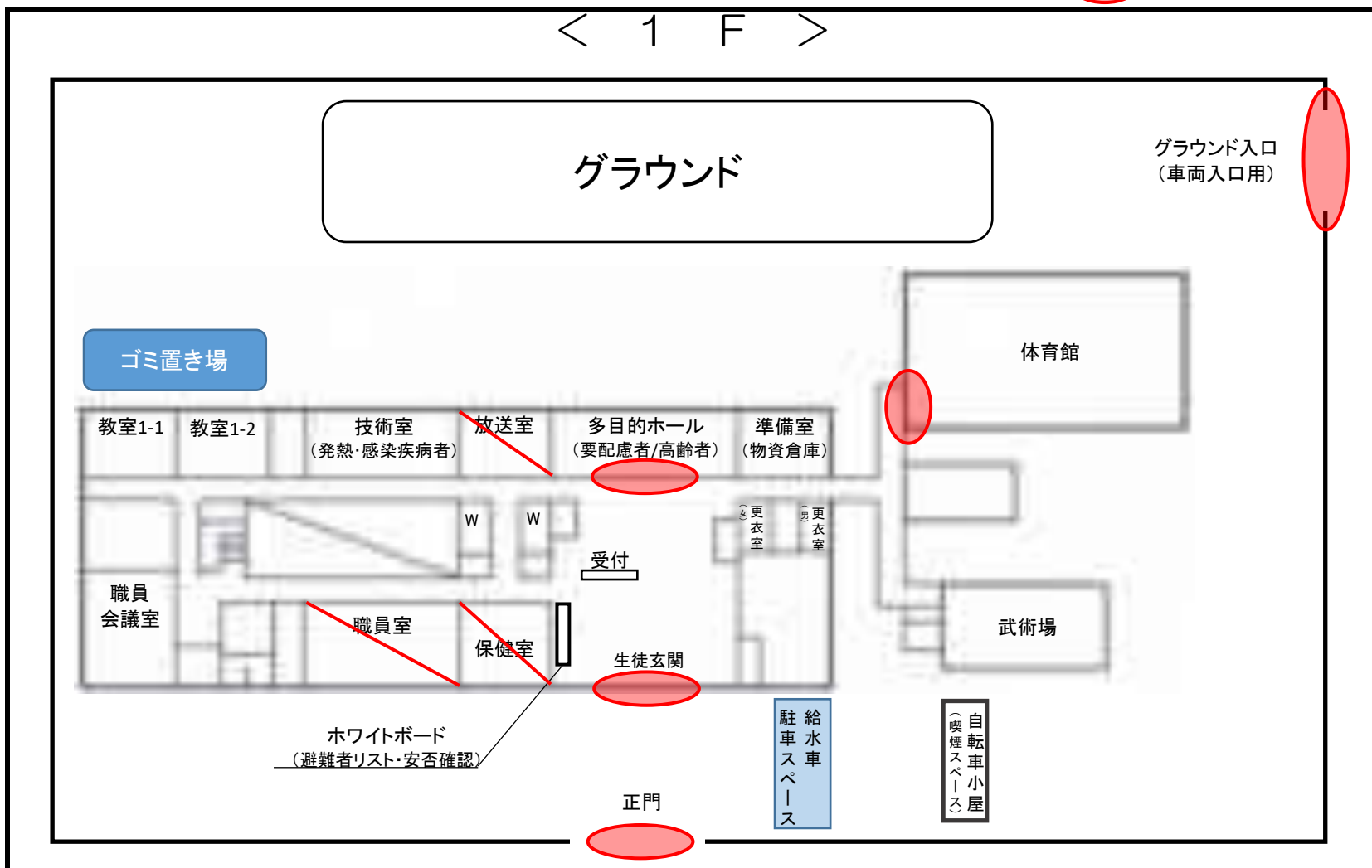
避難所内の空間配置地図

[例] ●●中学校

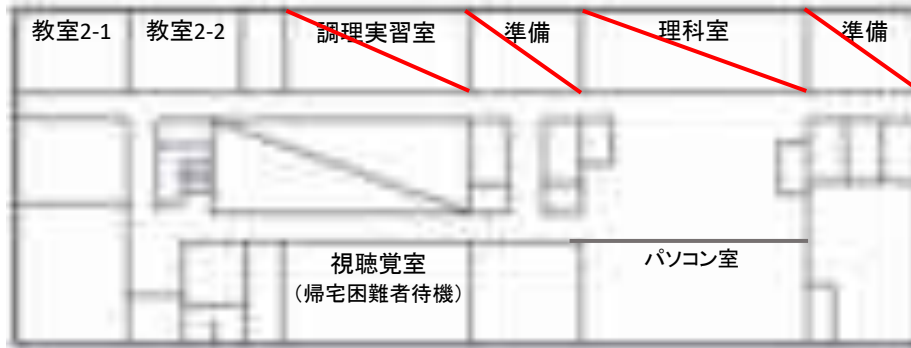
■ 導線: 通路としてあらかじめ確保

□ 立入禁止、危険箇所、使用除外

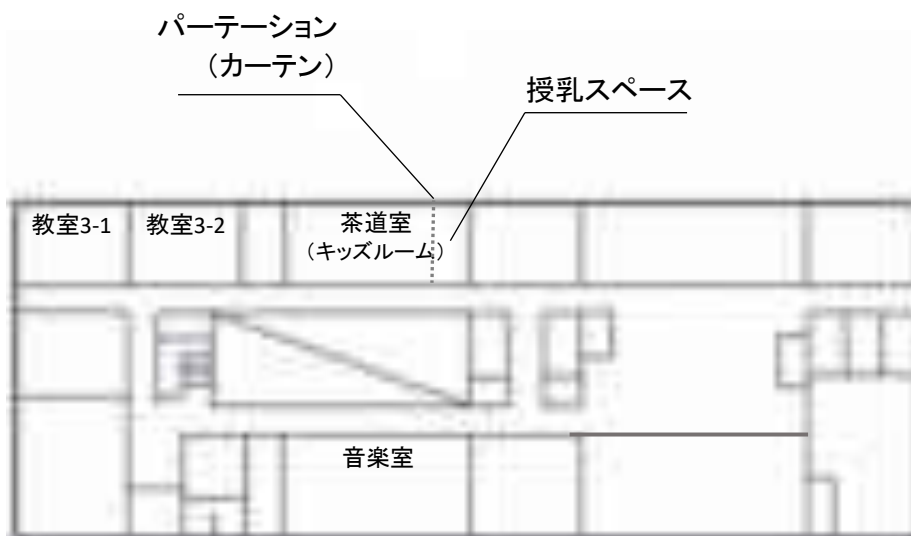
○ 開錠箇所



< 2 F >



< 3 F >



避難所運営日誌

避難所名

作成者名	
作成日時	月 日 () 時 分

		現在の状況 (A)	前回の状況 (B)	増減 (A-B)
世帯数 (合計)		世帯	世帯	世帯
内訳	避難者	世帯	世帯	世帯
	在宅避難者	世帯	世帯	世帯
人数 (合計)		人	人	人
内訳	避難者	人	人	人
	在宅避難者	人	人	人
地域の状況		付近の道路	通行可 ・ 通行不可	
		ライフライン途絶	あり ・ なし ↓ ライフラインの種類 ()	
避難所運営委員会 代表者名・連絡先				
連絡事項等				

避難者台帳

避難所：

番号	入所日	退所日	(ふりがな) 名前 (世帯の代表者)	住 所	電話 (連絡が取れる番号)	世帯の人数 (記入者も含む)	家族の中に配慮が 必要な方がいるか (介護・障がい・ア ルギ-など)	車中泊 の有無	安否確認への回答 (外部から照会の 際、住所・氏名を提 供)
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない
	月 日	月 日			人	いる・いない	有・無	希望する・希望しない

近隣の避難所・官公署リスト

【近隣避難所】

避難所名	住 所	電話番号	備 考

【官公署】

名 称	住 所	電話番号	備 考

外 泊 届

避難所名 _____

ふりがな 氏 名	
ふりがな 氏 名	
ふりがな 氏 名	
ふりがな 氏 名	
ふりがな 氏 名	
外泊期間	年 月 日 ～ 年 月 日
外 泊 先	
緊急時の連絡先電話番号	
備考欄	

取材者受付用紙

避難所名 _____

受付日時		年 月 日 時 分			
退所日時		年 月 日 時 分			
代表者	会社名等			氏名	
	連絡先（所在地、電話番号等）				
同行者					
取材目的					
放送・掲載予定					
備考					

 (避難所担当者記入欄)

避難所対応者	
--------	--

健康管理シート

避難所名 _____

避難者数 _____

記入者氏名 _____

日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
-----	---------------------

(人数を記入)

症 状	~9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳~
発 熱								
下痢・嘔吐								
外 傷								

ボランティア受付簿

避難所名

番号	受付日	氏名・住所・電話番号	性別	職業・学校名等	備考 (ボランティアの 種類など)
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			
		氏名 住所 電話			

ペット登録台帳

避難所名

番号	飼主	登録日	種類	性別・色 特徴	名前 (呼び名)	退所日
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					
	氏名 住所 電話					

避難者要望シート

※避難所における要望等がある場合は、この用紙に記入の上、避難所運営委員会の担当者に提出してください。

避難所名 _____

提出日時	年 月 日 時 分
記入者氏名	

[必要とする物資]

--

[その他要望事項等]

--

避難所運営業務チェックリスト

【項目一覧】

- I 運営体制の確立（平時）
 - (1) 平時から実施すべき業務
 - 1 避難所運営体制の確立
 - 2 避難所の指定
 - 3 初動の具体的な事前想定
 - 4 受援体制の確立
 - 5 帰宅困難者在宅避難者対策

- II 避難所の運営（発災後）
 - (1) 基幹業務
 - 6 避難所の運営サイクルの確立
 - 7 情報の取得管理共有
 - 8 食料物資管理
 - 9 トイレの確保管理

 - (2) 健康管理
 - 10 衛生的な環境の維持
 - 11 避難者の健康管理
 - 12 寝床の改善
 - 13 避難所運営スタッフの健康管理

 - (3) よりよい環境
 - 14 衣類
 - 15 入浴

- III ニーズへの対応
 - (1) 要配慮
 - 16 配慮が必要な方への対応
 - 17 女性・子どもへの配慮

 - (2) 安全安心
 - 18 防犯対策
 - 19 ペットへの対応

- IV 避難所の解消
 - 20 避難所の解消に向けて

- V 感染症対策
 - 21 感染症対策

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄			
							準備	初動	展開	再構成	撤収										
運営体制の確立	平時から実施すべき業務	1. 避難所運営体制の確立																			
		1	災害対策本部・避難所担当	を	確保	する															
		1-1								○				防災、保健福祉担当	避難所運営の経験者のリスト	を	作成	する			
		1-2								◎				防災担当	庁内メンバー(防災、福祉、上下水道、...)の選定	を	実施	する			
		1-3												防災、保健福祉担当	庁外メンバー(社協、NPO...)の選定	を	実施	する	NPO・ボランティア、社会福祉協議会		
		1-4												防災、保健福祉担当	避難所担当を地域防災計画等	で	確立	する			
		1-5									◎		◎	○	防災、保健福祉、避難所担当	避難所支援に関する話し合い(平時・発災後)	を	実施	する	NPO、ボランティア、社会福祉協議会	
		1-6												○	避難所担当	避難所支援に関する話し合いには、必要に応じてNPO、ボランティア等の代表の参画の呼びかけ	を	実施	する	NPO、ボランティア、社会福祉協議会	
		1-7													保健福祉担当	福祉避難所の対象者の概数	を	把握	する	民生・児童委員、身障者相談員、事業者、関係団体等	
		1-8													保健福祉、障がい者、高齢者、母子・乳児担当	福祉避難所の対象者の現況	を	把握	する		
		1-9													保健福祉、障がい者、高齢者、母子・乳児担当	情報の管理体制、関係部局等との情報共有体制	を	整備	する		
		1-10													防災、保健福祉担当	要配慮者支援班の構成員	を	確保	する	関係団体、事業者	
		1-11													防災、保健福祉担当	要配慮者支援班の設置	を	実施	する	自主防災組織、支援団体、福祉関係者、保健・医療関係者、民生委員、ボランティア等	
		1-12													保健福祉担当	福祉避難所の開設・運営担当職員	を	指名	する		
		1-13													保健福祉担当	関係機関との連携体制	を	確立	する	社会福祉施設、医療機関等	
		1-14													防災、保健福祉担当	避難所運営者育成のための研修	を	実施	する		
		2	各避難所で避難所運営委員会	を	設置	する															
		2-1													防災、保健福祉担当	各避難所に避難所運営委員会	を	設置	する		
		2-2													防災、保健福祉担当	避難者の代表、施設管理者、避難所派遣職員等で避難所運営委員会の体制	を	確立	する		
		2-3													防災担当、避難所運営委員会	女性がリーダーシップを発揮しやすい体制	を	確立	する		
		2-4													避難所運営委員会	避難所運営委員会で定期的な会議	を	実施	する		
		2-5													避難所運営委員会	運営会議に必要なNPO・ボランティア等の代表の参画の呼びかけ	を	実施	する	NPO、ボランティア、社会福祉協議会	
		2-6													防災担当	行政職員の応援要請	を	実施	する		
		2-7													避難所運営委員会	指定避難所の一区画を福祉避難スペースとした場合の避難所運営組織に要配慮者班	を	設置	する	町民等、有資格者、専門家等	
		2-8													防災、保健福祉担当	社会福祉施設等を福祉避難所とした場合の人的支援	を	確保	する		
		3	災害対策本部と避難所の連絡体制	を	確立	する															
		3-1													避難所担当	災害対策本部との連絡(通信)手段	に	習熟	する	応援職員	
		3-2													避難所担当	避難所派遣職員の配備状況の報告	を	実施	する	応援職員	
		3-3													避難所担当	被害状況・避難者人数の把握、本部への報告	を	実施	する	応援職員	
		3-4													避難所担当	災害対策本部・避難所担当との連絡方法	を	確保	する	応援職員	
		3-5													避難所担当	避難所の状況・物資要請等定時報告	を	実施	する	応援職員	
		4	各避難所派遣職員の基本業務	を	確立	する															
		4-1													避難所担当	避難所内の避難者人数	を	把握	する	応援職員	
		4-2													避難所担当	避難所の必要食事数	を	把握	する	応援職員	
		4-3													避難所担当	避難所のトイレ・設備の状況	を	把握	する	応援職員	
		4-4													避難所担当	避難所内の情報管理・発信	を	実施	する	応援職員	
		4-5													避難所担当	災害ボランティア本部(社会福祉協議会)への派遣要請・調整	を	実施	する	応援職員	
		4-6													避難所担当	避難所派遣職員間の引き継ぎ体制	を	確立	する	応援職員	
		2. 避難所の指定																			
		1	災害想定に応じた避難所	を	確保	する															
		1-1													防災担当、施設管理者	地域に想定される災害	を	確認	する		
		1-2													防災担当	災害ごとの被害想定に基づいて被災地域	を	確認	する		
		1-3													防災担当	想定される災害による影響が比較的小さい場所にある施設	を	確保	する		
		1-4													防災担当	指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合は、緊急避難場所と避難所の違いを明確	を	実施	する		
		1-5													防災担当	指定避難所において、どの災害に適した避難所であるかの揭示	を	実施	する		
		1-6													防災担当	避難所の指定について周知	を	実施	する		
		2	福祉避難所/スペース	を	確保	する															
		2-1													防災、保健福祉、障がい者、高齢者、母子・乳児担当	要配慮者には二次被害の恐れがあること	を	確認	する		
		2-2													防災、保健福祉担当	福祉避難所対象者数や現況等を踏まえ指定要件・目標	を	設定	する		
		2-3													防災、保健福祉担当	福祉避難所の機能の段階的・重層的設定	を	確認	する		
		2-4													防災、保健福祉担当	指定基準に適合する施設	を	指定	する		
		2-5													保健福祉、障がい者、高齢者担当	日帰り(デイ)サービス施設	を	確保	する		
2-6													保健福祉、障がい者、高齢者担当	入所施設における地域交流スペース	を	確保	する				
2-7													防災、保健福祉、障がい者、高齢者担当	バリアフリースペースを持つ公共施設	を	確保	する				
2-8													防災、保健福祉、障がい者、高齢者、母子・乳児担当	公民館や公共建物	を	確保	する				
2-9													防災、保健福祉、障がい者、高齢者、母子・乳児担当	協定等により支援を実施する専門職員	を	確保	する				
3	機能別避難所	を	検討	する																	
3-1													防災、保健福祉担当	母子(妊婦、乳幼児専用)避難所、スペースの確保	を	検討	する				
3-2													防災担当、町民等	お寺、神社等施設の利用	を	検討	する				
3-3													防災担当、町民等	マンション、ガレージ等の施設の利用	を	検討	する				
3-4													防災担当、施設管理者	大規模避難所(アリーナ等)の活用	を	検討	する				
4	指定避難所以外の避難所の対策	を	実施	する																	
4-1													防災、避難所担当、町民等	指定以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し、リスト化	を	実施	する				
4-2													防災、避難所担当、町民等	指定以外の避難所についての協議	を	実施	する				
4-3													防災、災害救助法所管担当	避難所として使用する施設の把握と災害時の道への報告	を	実施	する				
4-4													保健福祉担当、避難者	車避難者へエコノミークラス症候群防止の周知	を	実施	する	NPO・ボランティア			
4-5													保健福祉担当、避難者	車中泊の避難者に対して、弾性ストッキングの配布	を	実施	する				
5	避難所として確保すべき備蓄	を	実施	する																	
5-1													防災、救援物資担当	被害想定に応じた備蓄物資の配備計画	を	作成	する				
5-2													防災、障害者、避難所担当	障がい者、外国人向けの案内揭示等	を	確保	する				

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄
							準備	初動	展開	再構成	撤収							
		5-3									防災担当、施設管理者	設備(水道、ガス、電気、電話、暖房、トイレ、シャワー、施設内放送設備、非常用発電機、投光器等)	を	確認	する	避難所となる施設管理事務局		
		5-4									防災担当、施設管理者	資機材(テレビ、ラジオ、インターネット環境、充電設備、ポータブルストーブ、事務機器、電気ポット等)	を	確保	する	避難所となる施設管理事務局		
		5-5									防災担当	食料・飲料(食料、飲料水、乳幼児用ミルク・離乳食、アレルギー対応食等)	を	確保	する			
		5-6									防災担当	生活用品(寝具・タオル、毛布、電気毛布、冬用寝袋、タオル、下着、衣類、電池、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレペーパー、手指消毒薬、燃料、トイレ掃除用具等)	を	確保	する			
		5-7									防災担当	感染症対策用品(使い捨てマスク、体温計、石けん、ペーパータオル、消毒薬、ウエットティッシュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具等)	を	確保	する			
3. 初動の具体的な事前想定																		
		1	避難所における二次災害の可能性	を	確認	する												
		1-1					◎		◎		防災担当、施設管理者	余震・津波・水害・土砂災害等での倒壊可能性の確認	を	実施	する	避難所となる施設管理事務局		
		1-2					◎		◎		防災担当、施設管理者	津波・水害での水没/浸水可能性の確認	を	実施	する	避難所となる施設管理事務局		
		1-3					◎		◎		防災担当、施設管理者	二次災害の恐れがあるようであれば、退避・垂直避難・がけの反対側への移動	を	実施	する	避難所となる施設管理事務局		
		1-4					◎		◎		防災担当、施設管理者	延焼火災の危険性・可能性の確認	を	実施	する	避難所となる施設管理事務局		
		2	必要な書式等	を	作成	する												
		2-1					◎				営繕建築担当	避難所の被害等チェックシート【様式1】	を	作成	する			
		2-2					◎				防災担当	避難者個別カード等の帳票【様式2など】	を	作成	する			
		2-3					◎				避難所担当	医療・福祉・健康等特別なニーズを聞き取るための帳票【様式2】	を	作成	する	NPO・ボランティア、医療・福祉事業者等		
		2-4					◎				救護物資担当	物資の要請票【様式3】	を	作成	する			
		2-5					◎				防災担当	備蓄物資一覧表【様式4】	を	作成	する			

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄
							準備	初動	展開	再構成	撤収							
		3	避難所運営マニュアル	を	作成	する												
		3-1					◎				防災担当、施設管理者、町民等	作成にあたり、防災担当、施設管理者、町民等の代表、要配慮者等多様な意見	を	整理	する			
		3-2					◎				防災担当、施設管理者、町民等	施設管理者、避難所派遣職員、避難者、町民等の役割分担	を	整理	する			
		3-3					◎				防災担当、町民等	避難所の運営において女性の能力や意見を生かせる場	を	確保	する			
		3-4					◎				防災担当、施設管理者、町民等	マスコミ取材対応方法【様式13】	を	検討	する			
		3-5					◎				施設管理者、町民等	避難所内の空間配置地図【様式5】	を	作成	する			
		3-6					◎				防災担当、町民等	避難所運営に必要な物品(ガムテープ、養生テープ、カラーコーン等)	を	確保	する			
		3-7					◎				防災担当、町民等	避難所運営のために必要な様式(避難者個別カード(様式2)は必要数を印刷して避難所に保管等)	を	作成	する			
		3-8					◎				防災担当、町民等	避難所運営のために必要な様式を必要数印刷し、各避難所	に	保管	する			
		3-9					◎				防災担当	避難所運営のために必要な物品(3-6,3-8のほか、筆記用具、各種看板表示)等を箱詰めした避難所運営キットを、各避難所	に	保管	する			
		4	避難所運営マニュアルを用いた訓練	を	実施	する												
		4-1					◎				防災担当、町民等	避難所運営に必要な関係者にマニュアルの内容	を	周知	する			
		4-2					○				防災担当、町民等	マニュアルに基づく訓練計画	を	作成	する			
		4-3					○				防災担当、町民等	訓練計画に基づく訓練	を	実施	する			
		4-4					○				防災担当、町民等	避難所運営訓練実施後に結果をマニュアルに	に	反映	する			
		4-5					◎				防災担当、町民等	トイレの設置・運用訓練	を	実施	する			
		4-6					◎				防災担当、町民等	HUG(避難所運営ゲーム)等の既存の訓練	を	実施	する			
		4-7					○				防災、保健福祉担当	要配慮者支援対策に関する研修会・勉強会	を	開催	する			自治体職員、自主防災組織、町民等、要配慮者と家族、関係者
		4-8					○				防災、保健福祉担当	ワークショップや図上訓練で地域の要配慮者支援のあり方	を	検討	する			
		4-9					◎				防災、保健福祉担当、町民等、要配慮者、社会福祉施設等	実践型福祉避難所設置・運営訓練	を	実施	する			
		5	発災直後にPUSH型で避難所に物資を届ける体制づくり	を	実施	する												
		5-1					◎				防災、救援物資担当	避難所からの要請がなくても物資を届ける体制(プッシュ型)	を	確保	する			
		5-2					◎				防災、救援物資担当	備蓄物資を避難者数等に応じて避難所への配布	を	実施	する			
		5-3					◎				防災、救援物資担当	国・県からプッシュ型で届いた物資の配布	を	実施	する			
		6	災害用トイレの確保・配備計画	を	作成	する												
		6-1					◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設管理者	各避難所の既設トイレの汚水処理方法	を	確認	する			
		6-2					◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設管理者	各避難所の想定される最大避難者数	を	確認	する			
		6-3					◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当	災害時の水洗トイレの使用ルール	を	作成	する			
		6-4					◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当、施設管理者	災害時のトイレ(便器)の必要数の見積もり	を	実施	する			
		6-5					◎				浄化槽・し尿処理、下水道、防災担当、施設管理者	携帯・簡易・仮設トイレの備蓄、マンホールトイレの整備、コンテナトイレの導入	を	検討	する			
		6-6					◎				防災担当、施設管理者	屋外トイレの設置場所	を	確保	する			
		6-7					◎		○		浄化槽・し尿処理、下水道、保健福祉担当、施設管理者	トイレの衛生管理に必要な物資等	を	確保	する			
		6-8					◎		○		上水道担当、避難者	手洗い用水	を	確保	する			
		7	汚水処理・使用済み携帯トイレ(便袋)の処理手段	を	確保	する												
		7-1					◎				防災、環境衛生、下水道担当	汲み取り業者等と災害時の協定締結	を	実施	する			
		7-2					○		◎		防災、環境衛生、下水道担当	避難所の汲み取り計画(回収場所・順序・回数)	を	作成	する			
		7-3					○		◎		防災、環境衛生、下水道担当	使用済み携帯トイレ(便袋)の保管場所	を	確保	する			
		7-4					○		◎		防災、環境衛生、下水道担当、施設管理者	使用済み携帯トイレ(便袋)の回収方法、手段	を	確保	する			
4. 受援体制の確立																		
		1	人的資源の受援体制	を	確立	する												
		1-1					◎				防災担当	避難所派遣職員の応援要請手段	を	確立	する			
		1-2							◎	○	保健福祉担当	救護・巡回のための医師・看護師	を	要請	する			道、医療・福祉事業者等
		1-3							◎	○	保健福祉担当	健康管理のための保健師	を	要請	する			道
		1-4					◎				防災、保健福祉担当	福祉ニーズに対応するための専門的人材の要請先リスト	を	整備	する			
		1-5							◎	○	保健福祉担当	福祉ニーズに対応するための福祉関係者等	を	要請	する			医療・福祉事業者等
		1-6							◎	○	防災担当	治安維持のための警察官	を	要請	する			警察
		1-7							◎		ボランティア担当	多様なニーズに対応するためのボランティア	を	要請	する			NPO・ボランティア、社会福祉協議会
		2	必要な組織との協定	を	検討	する												
		2-1					◎				防災、ボランティア担当	避難所の多様なニーズに応えられる組織との協定	を	検討	する			NPO・ボランティア、社会福祉協議会
		2-2					◎				防災、ボランティア担当	避難所の多様なニーズに応えられる組織との顔の見える関係づくり	を	検討	する			NPO・ボランティア、社会福祉協議会
		2-3					◎				防災、保健福祉担当	民間の社会福祉施設等の場合は指定に関する協定	を	締結	する			社会福祉施設等
		2-4					◎				防災、保健福祉担当	関係団体や事業者と要配慮者支援の専門的人材派遣に関する協定	を	締結	する			社会福祉施設等
		3	ボランティア受入れ体制	を	確立	する												
		3-1					◎				防災、ボランティア担当	災害ボランティアセンター設置・運営の必要性	を	確認	する			NPO・ボランティア、社会福祉協議会
		3-2					◎				防災、ボランティア担当	災害ボランティアセンター活動の周知	を	実施	する			NPO・ボランティア、社会福祉協議会
		3-3					◎				防災、ボランティア担当、町民等	町民等の受援力を高める施策	を	実施	する			NPO・ボランティア、社会福祉協議会
		4	医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制	を	検討	する												
		4-1					○				保健福祉担当	受け入れ窓口	を	検討	する			医療・福祉事業者等NPO・ボランティア、社会福祉協議会
		4-2					○				保健福祉担当	受け入れ後の業務フローを協働で作成	を	検討	する			医療・福祉事業者等NPO・ボランティア、社会福祉協議会
5. 帰宅困難者・在宅避難者対策																		
		1	帰宅困難者対策の必要性	を	確認	する												
		1-1					○				防災担当	昼間人口と夜間人口の差分	を	検討	する			
		1-2					○				防災担当	帰宅困難者への対応を企業等に要請	を	実施	する			
		1-3					○				防災担当	帰宅困難者の避難所における対応方針	を	検討	する			
		1-4					○				防災担当	対応方針の周知	を	実施	する			
		1-5							○		防災、保健福祉、避難所担当	帰宅困難者の誘導	を	実施	する			駅員、警察
		2	在宅避難者対策	を	実施	する												
		2-1					○				防災担当	在宅避難者の安否確認方法	を	検討	する			
		2-2					○				防災担当	在宅避難者への対応方針	を	検討	する			
		2-3							◎		防災担当	在宅避難者の安否確認	を	実施	する			

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄		
							準備	初動	展開	再構成	撤収									
		2-4								○		防災担当	在宅避難者のニーズ把握	を	実施	する				
		2-5								○		防災担当	在宅避難者への生活支援	を	実施	する				
避難所の運営	基幹業務	6. 避難所の運営サイクルを確立																		
		1	災害対策本部・避難所担当において避難所の運営管理	を	実施	する														
		1-1									◎		避難所担当	避難所の被害状況把握	を	実施	する			
		1-2									○		避難所、営繕建築担当、施設管理者	被害を受けた避難所の応急修理	を	実施	する	避難所となる施設管理事務局		
		1-3									○		避難所担当	避難所の開設状況の確認	を	実施	する			
		1-4									○		避難所担当	避難所の数が不足していないかの確認	を	実施	する			
		1-5									○		避難所担当	余震等による爆発的な避難者数の増加への対応	を	実施	する			
		2	避難所の被害状況確認	を	実施	する														
		2-1									○		施設管理者、避難所派遣職員	施設の構造被害チェック	を	実施	する			
		2-2									○		施設管理者、避難所派遣職員	施設の内部被害チェック	を	実施	する			
		2-3									◎		施設管理者、避難所派遣職員	危険箇所のチェック	を	実施	する			
		2-4									◎		施設管理者、避難所派遣職員	立入禁止場所の表示	を	実施	する			
		2-5									○		施設管理者、避難所派遣職員	施設の被害チェック結果を災害対策本部	に	報告	する			
		2-6									○		施設管理者、避難所派遣職員	備蓄品のチェック	を	実施	する			
		2-7									○		施設管理者、避難所派遣職員	ライフラインの被害チェック	を	実施	する			
		3	避難所運営会議(定例)	を	実施	する														
		3-1										◎		避難所運営委員会	避難所運営の方針決定	を	実施	する		
		3-2										○		避難所運営委員会、NPO・ボランティア等	方針に基づく各主体の役割分担の決定	を	実施	する		
		3-3										○		避難所運営委員会	運営計画の策定	を	実施	する		
		3-4										○		避難所運営委員会	必要物品、資機材の洗い出し	を	実施	する		
3-5										○		避難所派遣職員	不足物の確保・要請	を	実施	する	応援職員			

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄
							準備	初動	展開	再構成	撤収							
		4	避難所の運営ルール	を	確立	する												
		4-1					○	◎			避難所運営委員会	避難所の生活ルールの確立	を	実施	する			
		4-2						○			避難所運営委員会	避難所の生活ルールの周知、掲示	を	実施	する			
		4-3							○		避難所運営委員会	避難所運営日誌【様式6】	を	作成	する			
		4-4							◎		避難所運営委員会、保健福祉担当、NPO・ボランティア	避難者のニーズ把握	を	実施	する			
		4-5							○		避難所派遣職員	NPO・ボランティアへの支援要請	を	実施	する	応援職員		
		5	避難所運営の実施手順の確立	を	実施	する												
		5-1							○		避難所運営委員会	避難者受付(個別カードの作成含む)	を	実施	する			
		5-2							◎		避難所運営委員会	避難者人数の定期報告	を	実施	する			
		5-3							○		避難所運営委員会	避難者個別カードの作成【様式2】	を	実施	する			
		5-4							○		避難所運営委員会	避難者個別カードの管理【様式2】	を	実施	する			
		5-5							○		避難所運営委員会	入・退所管理	を	実施	する			
		5-6							○		避難所運営委員会	避難者の属性(年齢、性別、特殊ニーズ)の把握	を	実施	する			
		5-7							○		避難所運営委員会	避難者台帳の作成【様式7】	を	実施	する			
7. 情報の取得、管理、共有																		
		1	情報取得手段	を	確保	する												
		1-1					◎	○			防災担当	無線・衛星携帯電話等通信設備	を	確保	する			
		1-2					◎	○			防災担当	無線等情報機器のための電源	を	確保	する			
		1-3					◎	○			防災担当、施設管理者	戸別受信機(防災ラジオ)	を	確保	する			
		1-4					◎	○			防災担当、施設管理者	情報入手手段(テレビ、ラジオ等)	を	確保	する			
		1-5							○		防災、ICT担当、施設管理者	インターネット環境(Wi-Fi等)	を	確保	する			
		1-6							○		防災、ICT担当、施設管理者	携帯電話・スマートフォンの充電手段	を	確保	する			
		1-7							○		防災、ICT担当	新聞等の情報入手手段	を	確保	する			
		2	外部向けの広報手段	を	確保	する												
		2-1							○		施設管理者、避難所派遣職員	外部向け掲示板	を	設置	する	応援職員		
		2-2							◎		防災、広報、ICT、避難所担当、避難所派遣職員	在宅避難者への情報発信	を	実施	する	応援職員		
		2-3							○		防災、広報、ICT、避難所担当、避難所派遣職員	支援者への情報発信	を	実施	する	応援職員、ボランティア本部等		
		3	外部向けの広報活動	を	実施	する												
		3-1							◎	○	防災、広報、ICT担当	避難所の開設状況	を	周知	する			
		3-2							○		防災、広報、ICT担当	避難所の使用可否	を	周知	する			
		3-3							○		防災、広報、ICT担当	避難所の代替施設開設	を	周知	する			
		3-4							◎		災害対策本部、施設管理者、避難所運営委員会	マスコミ取材対応方法【様式13】	を	検討	する			
		3-5							○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	避難者の安否照会対応(外部からの問合せ)	を	実施	する	応援職員		
		3-6							○		防災、広報、ICT担当	デマ等に対し、正確な情報	を	発信	する			
		4	内部向けの情報共有手段	を	確保	する												
		4-1							○		施設管理者、避難所派遣職員	内部向け情報掲示板	を	設置	する			
		4-2							◎		避難所派遣職員、避難所運営委員会	掲示情報の整理(見易さの検討)	を	実施	する	応援職員		
		4-3							○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	支援情報の掲示板	を	設置	する	応援職員		
		4-4							○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	ライフラインの復旧情報の確認・提供	を	実施	する	応援職員		
		5	内部向けの情報共有	を	実施	する												
		5-1							○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	災害対策本部からの情報周知	を	実施	する	応援職員		
		5-2							◎		避難所派遣職員、避難所運営委員会	地域の被害状況の集約方法	を	検討	する			
		5-3							○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	地域の被害・復旧状況等の情報周知	を	実施	する	応援職員		
		5-4							◎		避難所派遣職員、避難所運営委員会	支援情報の仕分け	を	実施	する	応援職員		
		5-5							○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	支援情報の掲示	を	実施	する	応援職員		
		5-6							○		防災、避難所担当	地域の復旧見込み等の説明会	を	検討	する			
8. 食料・物資管理																		
		1	物資の受け入れ体制	を	整備	する												
		1-1							◎		救援物資担当等	物資供給計画	を	作成	する			
		1-2							◎	○	救援物資担当等、避難所運営委員会	物資の積おろし場所・ルート	を	確保	する			
		1-3							◎	○	救援物資担当等、避難所運営委員会	物資の保管場所	を	確保	する			
		1-4								○	避難所派遣職員、避難所運営委員会	物資の要請【様式3】	を	実施	する	応援職員		
		1-5							○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	物資の管理【様式11】	を	実施	する	応援職員		
		1-6							◎	○	避難所派遣職員、避難所運営委員会	在宅避難者用物資の配布体制	を	確保	する	応援職員、町民等		
		2	食料等の確保	を	実施	する												
		2-1							○	◎	避難者、町民等	地域の資源(食料等)の活用	を	実施	する			
		2-2								◎	避難所運営委員会	食事スペース	を	確保	する			
		2-3								◎	避難所派遣職員、避難所運営委員会	備蓄物資の配布	を	実施	する			
		2-4								○	救援物資担当	アレルギー対応等特別食の確保	を	実施	する			
		2-5								◎	避難所派遣職員、避難所運営委員会	避難所・在宅避難者別に必要食数の報告	を	実施	する	応援職員		
		2-6								◎	避難所派遣職員、避難所運営委員会	食料の数量管理、衛生的な保管状態	を	確保	する	応援職員		
		2-7								○	救援物資担当	炊出し実施のための調理器具や食材	を	確保	する			
		2-8								○	保健福祉担当	個人属性に応じた栄養面への配慮	を	実施	する	NPO・ボランティア		
9. トイレの確保・管理																		
		1	多重的に災害用トイレ	を	確保	する												
		1-1							◎	◎	防災、環境衛生、救援物資担当	備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段	を	確保	する	トラック協会等		
		1-2								◎	◎	防災、環境衛生、救援物資担当	各避難所のトイレの不足数	を	把握	する		
		1-3								◎	◎	環境衛生担当、施設管理者、避難所派遣職員、避難所運営委員会	簡易トイレ(段ボール式等の組立式を含む)の使用環境	を	確保	する		
		1-4								◎	◎	環境衛生担当、施設管理者、避難所派遣職員、避難所運営委員会	要配慮者専用トイレ	を	確保	する		
		1-5								◎	◎	環境衛生担当、施設管理者、避難所派遣職員、避難所運営委員会	コンテナトイレの導入	を	検討	する		

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄	
							準備	初動	展開	再構成	撤収								
		1-6								◎		環境衛生担当、施設管理者、避難所派遣職員、避難者	仮設トイレ(組立式トイレを含む)の使用環境	を	確保	する			
		2	既設トイレの活用と不足するトイレの把握	を	実施	する													
		2-1								◎		施設管理者、避難所派遣職員	既設トイレの使用可能な個室(便器)	を	確認	する			
		2-2								◎		施設管理者、避難所派遣職員	既設トイレの水洗トイレの使用禁止などの措置	を	実施	する			
		2-3								◎		施設管理者、避難所派遣職員、避難者	備蓄してある携帯・簡易・組立式トイレ	を	設置	する			
		2-4								◎		施設管理者、避難所派遣職員、避難者	マンホールトイレの使用環境	を	確保	する			
		2-5								○		避難所派遣職員	避難者人数と使用できるトイレの数から、不足するトイレ(便器)数を把握し、要請	を	実施	する			
		2-6								○		運営委員会、避難者	トイレの利用状況(並んでいないか、待ち時間はあるのか等)	を	把握	する			
		3	トイレの使用ルール	を	確保	する													
		3-1								◎	◎	○	環境衛生、下水道担当、施設管理者	トイレの使用ルールの周知、掲示	を	実施	する		
		3-2								◎	○		環境衛生、下水道担当、施設管理者	トイレ専用の履物	を	確保	する		
		3-3									○		環境衛生、保健福祉担当、運営委員会	正しい手洗い方法の周知、掲示	を	実施	する	NPO・ボランティア	
		3-4									○		運営委員会	トイレの男女、多目的別をわかりやすくする表示	を	実施	する		
		3-5									○		防犯担当、運営委員会、避難者、町民等	トイレの防犯対策を使用者に呼びかけ	を	実施	する		
		3-6									○		運営委員会	女性や要配慮者に意見を求め、改善	を	実施	する		
		4	トイレの使用環境の改善	を	実施	する													
		4-1									○		運営委員会・ボランティア	高齢者、障害者用トイレの動線の安全性	を	確保	する		
		4-2								◎	○		救援物資担当	おむつや生理用品等	を	確保	する		
		4-3								◎	○	○	救援物資担当	ウェットティッシュ、消毒液(手指消毒用・環境整備用)、消臭剤	を	確保	する		
		4-4									○		救援物資、環境衛生担当	おむつや生理用品のサニタリーボックス	を	確保	する		
		4-5								◎	○		救援物資担当等、施設管理者	防犯対策としてトイレの中と外に照明	を	確保	する		
		4-6									○		住民担当、避難所運営委員会	仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施錠、防犯ブザー等)	を	実施	する		
		4-7								○	○		救援物資、営繕建築担当、施設管理者	手すりの設置・段差の解消	を	実施	する	避難所となる施設管理事務局	
		4-8									○		救援物資担当	子ども用のトイレ(便座)	を	確保	する		

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄
							準備	初動	展開	再構成	撤収							
		5	トイレの特別ニーズ対応	を	実施	する												
		5-1						◎	○			運営委員会、避難者	トイレに行くのに配慮が必要な人等の把握	を	実施	する		
		5-2							○			避難所派遣職員	配慮が必要な方のボランティアの要請	を	実施	する	応援職員	
		5-3							○			救援物資、環境衛生担当、運営委員会	感染症患者が出たときの専用トイレ	を	確保	する		
		5-4							○			救援物資、環境衛生担当、運営委員会	装具交換やおむつ交換のための折り畳み台	を	検討	する		
		5-5							○			救援物資、環境衛生担当、運営委員会	人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換スペース	を	検討	する		
		5-6							○			救援物資、環境衛生担当、運営委員会	トイレの待合スペース・雨風日除けの確保	を	検討	する		
		6	トイレの清潔な衛生環境	を	確保	する												
		6-1						◎	◎			救援物資担当	手洗い用の水・石鹸	を	確保	する		
		6-2						◎	◎	○		救援物資担当	手指消毒液	を	確保	する		
		6-3							◎			運営委員会、避難者、町民等	トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担	を	実施	する		
		6-4							○			救援物資、環境衛生担当	トイレの掃除用具・使い捨て手袋・マスク・エプロン等	を	確保	する		
		6-5							○			環境衛生担当、避難者	防虫・除虫対策	を	実施	する		
健康管理		10. 衛生的な環境の維持																
		1	ゴミ集積場所	を	確保	する												
		1-1						◎	○			施設管理者、避難所運営委員会	ゴミの集積場所	を	確保	する		
		1-2							○			避難所運営委員会	ゴミ袋の設置	を	実施	する		
		1-3							○			避難所運営委員会	ゴミの集積場所	を	周知	する		
		1-4							○			環境衛生担当	避難所ゴミの収集体制	を	確保	する		
		1-5							○			環境衛生担当	ゴミ袋、防臭・防虫剤	を	確保	する		
		2	避難所の掃除	を	実施	する												
		2-1								○		避難所運営委員会、避難者	避難所の掃除	を	実施	する		
		2-2								○		避難所運営委員会、避難者	寝具などの整理整頓	を	実施	する		
		3	食品の管理	を	実施	する												
		3-1						◎	○			保健福祉担当	食品の管理方法・手洗い・調理前の健康チェック方法	を	確立	する		
		3-2								○		保健福祉担当、避難所運営委員会	食品の管理方法の徹底	を	実施	する	保健所	
		3-3						◎	○			保健福祉担当、避難所運営委員会	手洗いの徹底	を	実施	する		
		3-4								○		保健福祉担当、避難所運営委員会	炊出し等調理をする人の健康チェック	を	実施	する		
		11. 避難者の健康管理																
		1	避難者の健康管理体制	を	確保	する												
		1-1						○				保健福祉担当	避難者の健康管理シート【様式15】	を	作成	する		
		1-2						○	○			保健福祉担当、避難所運営委員会	救護所や医療巡回受け入れスペースの設置	を	検討	する		
		1-3						○	◎			保健福祉担当	医師・看護師の巡回・派遣体制	を	確保	する		
		1-4						○	○			保健福祉担当	保健師・福祉専門職の巡回・派遣体制	を	確保	する		
		1-5						○	○			保健福祉担当	心のケア専門職ボランティアの巡回・派遣体制	を	確保	する	NPO・ボランティア、医療・福祉事業者等	
		1-6								○		保健福祉担当	正しい口腔ケアの周知・指導	を	実施	する		
		1-7								○		保健福祉担当	妊婦健診・乳児健診の情報提供	を	実施	する		
		1-8								○		保健福祉、障がい者、高齢者、母子・乳児担当	健康相談窓口	を	設置	する		
		2	感染症対策(インフルエンザ、ノロウイルス等)	を	実施	する												
		2-1						◎				保健福祉担当	感染症予防の重要性	を	確認	する		
		2-2							◎	○		避難者	避難所の換気	を	実施	する		
		2-3								○		保健福祉担当	感染症予防	を	実施	する		
		2-4						◎	○			保健福祉担当、避難所運営委員会	感染症患者が出た時の対応	を	検討	する	NPO・ボランティア、医療・福祉事業者等	
		2-5								○		避難所運営委員会、施設管理者	感染症患者が出た時の部屋	を	確保	する		
		3	その他病気対策	を	実施	する												
		3-1								○		保健福祉担当	食中毒対策	を	実施	する		
		3-2								○		保健福祉担当	生活不活発病対策として体操など	を	実施	する		
		3-3								○		保健福祉担当	持病の悪化防止	を	実施	する	NPO・ボランティア、医療・福祉事業者等	
		3-4								○		保健福祉担当	エコノミークラス症候群対策	を	実施	する		
		3-5						◎	○			保健福祉、救援物資担当	エコノミークラス症候群防止のための弾性ストッキングの配布	を	検討	する		
		3-6								○		保健福祉担当	熱中症対策	を	実施	する		
		4	暑さ・寒さ対策	を	検討	する												
		4-1						◎	○			救援物資担当	必要と判断される時には防寒着	を	確保	する		
		4-2								○		避難所運営委員会、避難者	採光量の調節(暑いときは日光の直射を避ける)	を	実施	する		
		4-3								○		救援物資担当	冷暖房器具、燃料	を	確保	する		
		4-4								○		営繕建築担当	空調の早期復旧	を	検討	する		
		4-5								○		保健福祉担当、避難所運営委員会、避難者	食料の温度管理に配慮	を	実施	する		
		4-6								○		環境衛生担当	必要と判断される時には害虫対策	を	検討	する		
		12. 寝床の改善																
		1	寝床の改善	を	実施	する												
		1-1						◎				防災、保健福祉担当	床に直接寝ることアレルギーや喘息等が悪化する危険性	を	認識	する		
		1-2						◎				防災、保健福祉担当	床に直接寝ることエコノミークラス症候群発症の危険性	を	認識	する		
		1-3						◎	○			救援物資担当	寝具として毛布	を	確保	する		
		1-4								○		救援物資担当	電気毛布、冬用寝袋	を	確保	する		
		1-5								○		救援物資担当、避難所運営委員会、避難者	間仕切り	を	確保	する		
		1-6								○		救援物資担当、避難所運営委員会、避難者	布団・エアマットなどの寝具の設置	を	検討	する		
		1-7								○		救援物資担当、避難所運営委員会、避難者	段ボールマット等の設置	を	実施	する		
		13. 避難所運営スタッフの健康管理																
		1	避難所運営スタッフの健康管理	を	実施	する												
		1-1						○	◎			防災担当	十分な睡眠を取れるスペース・寝具	を	確保	する		

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄	
							準備	初動	展開	再構成	撤収								
よりよい環境		1-2									保健福祉担当	巡回の医師・看護師・保健師等による健康相談体制	を	確保	する				
		1-3									防災担当	避難所運営スタッフに交代で休養日	を	確保	する				
		14. 衣類																	
		1	衣類確保のための留意点	を	確認	する													
			1-1							◎	○	救援物資担当	避難者の属性に応じた下着類	を	確保	する			
			1-2								○	救援物資担当	体や季節に合った衣類	を	確保	する			
			1-3								○	救援物資担当	仮設洗濯場(洗濯機・乾燥機)	を	確保	する			
			1-4								○	避難所運営委員会	洗濯干し場	を	確保	する			
			1-5								○	救援物資担当	洗濯洗剤など	を	確保	する			
		1	15. 入浴	を	検討	する													
			1-1							◎		防災担当	旅館・銭湯など民間事業者との協定締結	を	実施	する			
			1-2							◎	○	町民等	汚水に侵された時は汚れ落とし	を	実施	する			
			1-3								○	救援物資担当	体を拭くための使い捨てタオル等	を	確保	する			
			1-4								○	避難所担当、施設管理者、避難所運営委員会	シャワーを浴びることができる環境	を	確保	する			
			1-5								○	避難所担当、施設管理者、避難所運営委員会	風呂に入ることができる環境	を	確保	する			
			1-6								○	避難所、保健福祉担当等	シャワー・風呂の前後の健康管理に留意できる環境	を	確保	する			
ニーズへの対応	1	16. 配慮が必要な方への対応	を	実施	する														
		1-1								○	避難所運営委員会、避難者、町民等	配慮が必要な人の状況を把握するため、本人や家族からの聞き取り	を	実施	する	社会福祉協議会、NPO・ボランティア			
		1-2								○	営・建築担当、避難所運営委員会	段差の解消など環境整備	を	検討	する				
		1-3							◎	○	避難所運営委員会、避難者	避難者同士の見守り体制	を	確保	する				
		1-4								○	避難所、総務担当	外国語による避難所内情報の提供	を	検討	する				
		1-5								○	保健福祉、ボランティア担当	心のケア専門職ボランティアの巡回・派遣体制	を	確保	する	NPO・ボランティア、医療・福祉事業者等、社会福祉協議会			
		1-6								○	保健福祉、ボランティア担当	心のケアイベント・サロン活動等	を	検討	する				

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄		
							準備	初動	展開	再構成	撤収									
安心安全		2	避難者の滞在可能性の検討	を	実施	する						保健福祉、ボランティア担当	福祉避難所への移動	を	検討	する				
		2-1						◎				保健福祉、ボランティア担当	福祉避難所への移動手段	を	確保	する	医療・福祉事業者等、NPO・ボランティア			
		2-2						◎				保健福祉、ボランティア担当	施設・病院への入院・入所	を	検討	する				
		2-3										保健福祉、ボランティア担当	施設・病院への入院・入所手続き	を	手配	する				
		2-4										保健福祉、ボランティア担当		を						
		3	ボランティアニーズの把握	を	実施	する														
		3-1									○	避難所運営委員会	避難者のボランティアニーズの把握	を	実施	する	社会福祉協議会、NPO・ボランティア			
		3-2									○	保健、ボランティア担当	在宅避難者のボランティアニーズの把握	を	実施	する				
		3-3									○	避難所運営委員会	ボランティアの要請	を	実施	する				
		3-4									○	避難所運営委員会	ボランティア受入【様式16】	を	実施	する				
		3-5									○	ボランティア担当、避難所運営委員会	受入れ済みボランティアが一目でわかる目印	を	検討	する	社会福祉協議会、NPO・ボランティア			
		17. 女性・子供への配慮																		
		1	女性における衛生面・保安面に配慮	を	実施	する														
		1-1										◎	防災、母子・乳児、保健福祉担当、町民等	女性、妊産婦などが避難生活をする際に備えるべきこと	を	確認	する			
		1-2										◎	施設管理者、避難所運営委員会	女性特有の物資(下着、生理用品)の確保	を	実施	する			
		1-3										○	施設管理者、避難所運営委員会	女性特有の物資(下着、生理用品)の女性による配布	を	実施	する			
		1-4										○	施設管理者、避難所運営委員会	女性用更衣室/スペースの設置	を	実施	する	NPO・ボランティア		
1-5										○	施設管理者、避難所運営委員会	授乳室/スペース等の設置	を	実施	する	医師・看護師、NPO・ボランティア				
1-6										○	施設管理者、避難所運営委員会	母子(妊婦・乳児)避難スペースの設置	を	検討	する					
1-7										○	施設管理者、避難所運営委員会	キッズスペース(子供の遊び場)の設置	を	検討	する	NPO・ボランティア				
1-8										○	施設管理者、避難所運営委員会	女性専用居室の設置	を	検討	する					
2	女性の活躍環境	を	確保	する																
2-1										◎	避難所運営委員会、避難者	性別配慮について意見が反映できる環境	を	確保	する					
2-2										○	避難所担当、避難所運営委員会	困りごと相談窓口の設置(女性やボランティアの協力を得る)	を	実施	する					
2-3										○	避難所担当、避難所運営委員会	家庭的ニーズの積極的な掘り出し	を	実施	する	NPO・ボランティア				
2-4										○	避難所運営委員会	安心して話せる女性だけの場の確保	を	検討	する					
18. 防犯対策																				
1	避難所・地域の防犯対策	を	実施	する																
1-1										◎	町民等、施設管理者	平常の防犯活動	を	確認	する					
1-2										○	避難者、避難所運営委員会	避難者同士の見守り体制	を	確保	する					
1-3										○	防犯担当、避難所運営委員会	仮設トイレ・マンホールトイレの防犯対策(施設、防犯ブザー等)	を	実施	する					
1-4										○	防犯担当、避難所運営委員会	特に女性においては、トイレ・仮設風呂付近での性犯罪発生防止	を	実施	する					
1-5										○	防犯担当、避難者、町民等	地域の防犯・見守り体制	を	確保	する	警察、消防団				
1-6										○	防犯担当	警察の巡回・派遣体制	を	確保	する	警察				
1-7										○	避難者、町民等	自警団等の結成	を	実施	する	警察、消防団				
19. ペットへの対応																				
1	ペットの滞在ルールの確立	を	検討	する																
1-1										◎	避難所、環境衛生担当、施設管理者、町民等	ペット同伴避難のルール【様式17】	を	確認	する	道、避難所となる施設管理事務局				
1-2										◎	避難所、環境衛生担当、施設管理者、町民等	ペット滞在ルールの確立	を	検討	する					
1-3										○	避難所、環境衛生担当、施設管理者、町民等	ペット滞在ルールの周知、掲示	を	実施	する					
1-4										○	避難所、環境衛生担当、施設管理者、町民等	ペット滞り場の設置	を	検討	する	NPO・ボランティア				
20. 避難所の解消に向けて																				
1	避難所生活が長期化した場合の対応	を	実施	する																
1-1										○	防災、災害救助法所管担当	二次避難所として、ホテル・旅館等の活用	を	検討	する					
1-2										○	避難所担当、避難所運営委員会	避難者の状態に応じて別の避難所への移動	を	検討	する					
1-3										○	避難所、災害救助法所管担当	避難者の状態に応じて二次避難所(ホテル・旅館等)への移動	を	検討	する	道				
1-4										○	住宅部局等	住まいの選択肢についての情報提供	を	実施	する					
1-5										○	防災、保健福祉担当	被災者台帳の作成の準備	を	実施	する					
1-6										○	避難所担当、避難所運営委員会	生活再建支援情報の周知	を	実施	する	道				
2	避難所の解消に向けた話し合い	を	実施	する																
2-1										○	避難所、上水道、下水道・浄化槽担当	ライフライン事業者との連絡体制強化	を	実施	する	ライフライン事業者				
2-2										○	避難所、上水道、下水道・浄化槽担当	ライフラインの復旧目安についての周知	を	実施	する					
2-3										◎	避難所担当、避難所運営委員会	退所目的の把握	を	実施	する	NPO・ボランティア				
2-4										○	避難所担当、避難所運営委員会	避難所生活以降の落ち着き先意向調査	を	実施	する					
2-5										○	住宅部局等	意向調査の結果に応じて仮設住宅・公営住宅その他住宅等の確保支援	を	実施	する	道				
2-6										○	障がい者、高齢者担当	引っ越しの見守り	を	実施	する	NPO・ボランティア				
3	避難所の解消	を	検討	する																
3-1										○	防災担当、施設管理者、避難所運営委員会	施設管理者との事前協議	を	実施	する					
3-2										○	防災担当、施設管理者、避難所運営委員会	解消の目安	を	検討	する					
3-3										○	避難所担当、避難所運営委員会	避難所の解消予定日を内外に周知	を	実施	する					
3-4										○	避難所担当、避難所運営委員会	避難所解消後の在宅支援体制	を	検討	する					
21. 感染症対策																				
1	物資の備蓄	を	実施	する																
1-1										○	防災、保健福祉担当、施設管理者	使い捨てマスク、体温計、石けん、ペーパータオル、消毒薬、ウェットティッシュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具の備蓄	を	実施	する					
2	住民への周知	を	実施	する																
2-1										○	防災担当、保健福祉担当	感染症対策のため避難者自らが持参することが望ましい物(マスク、消毒液、体温計)の周知	を	実施	する					
3	避難所の開設	を	検討	する																
3-1										○	防災担当、施設管理者	可能な限り多くの避難所の開設	を	検討	する					
3-2										○	防災担当	親戚や友人の家等への避難の検討	を	検討	する					
3-3										○	防災担当、保健福祉担当	自宅療養者等の避難の検討	を	実施	する					

避難所運営業務チェックリスト

◎:「最優先に行う」、○:「行うべき」

大項目	中項目	項目番号	対策項目	を	何々	する	いつ					誰が	仕事	を	何々	する	協働する団体等	チェック欄
							準備	初動	展開	再構成	撤収							
		1	避難者等の健康管理	を	実施	する												
		1-1					○	○				避難所、保健福祉担当	避難所への到着時に避難者の健康状態(発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など)	を	確認	する		
		1-2						○	○	○		保健福祉担当	定期的に避難者の健康状態(発熱、咳、発疹、傷、嘔吐、下痢など)	を	確認	する		
		1-3						○	○	○		保健福祉担当、避難者	保健師による巡回のほか、避難者一人ひとりによる健康チェック	を	実施	する		
		1-4						○	○	○		避難所、保健福祉担当、スタッフ	運営スタッフの健康状態(発熱、咳、発疹、嘔吐、下痢など)	を	確認	する		
		2	避難所の衛生管理	を	実施	する												
		2-1						○	○	○		避難所派遣職員、保健福祉担当	手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底	を	実施	する		
		2-2						○	○	○		避難者、ボランティア	物品等の家庭用洗剤を用いた清掃	を	実施	する		
		2-3						○	○	○		避難者、ボランティア	トイレの次亜塩素酸ナトリウム(家庭用塩素系漂白剤など)を用いた清掃	を	実施	する		
		2-4						○	○	○		保健福祉担当	消毒薬は、感染源に対し、効果が裏付けされているものを使用しているか	を	確認	する		
		2-5						○	○	○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	避難所の土足厳禁	を	実施	する		
		2-6						○	○	○		避難所派遣職員、避難所運営委員会	紙オムツ用の蓋付きの専用ゴミ箱	を	設置	する		
		2-7						○	○	○		避難者	定期的に十分な換気	を	実施	する		
		2-8						○	○	○		防災担当、施設管理者、避難所運営委員会	避難者間の十分なスペース	を	確保	する		
		3	発症時の対応	を	検討	する												
		3-1						○	○	○		防災、保健福祉担当、避難所運営委員会	避難者が感染症を発症又はその疑いがある場合の対応	を	検討	する		
		3-2						○	○	○		施設管理者、保健福祉担当	発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペース	を	確保	する		
		3-3						○	○	○		施設管理者、保健福祉担当	専用スペース、トイレ、手洗い場のゾーン分け、動線	を	確認	する		

福祉避難所運営業務チェックリスト

【項目一覧】

I 福祉避難所の開設

- (1) 福祉避難所の開設及び要配慮者の受入
 - 1 災害の発生と福祉避難所の設置
 - 2 福祉避難所の周知
 - 3 対象者の受入
 - 4 人材の確保等
 - 5 設備・備蓄品の確認

II 福祉避難所の運営体制の整備

- (1) 避難所担当職員の配置、要配慮者支援班の設置
 - 1 担当職員の配置
 - 2 関係者等との協力・連携
- (2) 福祉避難所の運営体制の整備、活動支援
 - 1 社会福祉施設等を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援
 - 2 指定避難所の一区画を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援
 - 3 要配慮者支援班の活動

III 福祉避難所における要配慮者への支援

- (1) 福祉避難所の避難者名簿の作成・管理
 - 1 避難者名簿の作成・管理
- (2) 福祉避難所における支援の提供
 - 1 相談窓口の設置
 - 2 福祉サービス等の提供
 - 3 支援体制の整備
 - 4 要配慮者等への情報提供
 - 5 福祉避難所の防火・防犯対策
- (3) 緊急入所等の実施
 - 1 緊急的な対応
 - 2 医療機関への移送
 - 3 医療に関する情報収集

IV 福祉避難所の解消

- (1) 福祉避難所の統廃合、解消
 - 1 福祉避難所の解消

福祉避難所運営業務チェックリスト

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
福祉避難所の開設	福祉避難所の開設及び要配慮者の受入	1. 災害の発生と福祉避難所の設置	
		要配慮者について、福祉避難所での対応が必要な場合には、市町村災害対策本部に連絡する。	
		市町村管理施設以外の民間社会福祉施設等を福祉避難所として確保している場合には、当該施設管理者にその開設を要請する。	
		指定している福祉避難所の被害状況を確認し、受入可能な施設を特定するとともに、受入可能人数を把握する。	
		2. 福祉避難所の周知	
		福祉避難所を開設したときは、要配慮者や支援関係者等に対し、その開設情報を迅速かつ正確に伝達する。 ※要配慮者本人はもとより、自主防災組織、町民等、支援団体、医療・保健・福祉サービス提供機関等へこれらを広く周知する方法に加え、要配慮者本人や支援関係者等に限って個別に周知する方法がある。	
		福祉避難所の開設情報を広く周知する場合には、福祉避難所の対象者や位置付けについても、併せて周知する。	
		3. 対象者の受入	
		受入体制が整い次第、福祉避難所の対象となる者を受け入れる。 ※福祉避難所の避難対象者は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において、何らかの特別な配慮を必要とする者や、その家族まで含めて差し支えない。	
		避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、町民等、町職員等の協力(共助・公助)により、介助等を行う。	
福祉避難所が不足する場合には、個室や食事の提供設備等、一定の生活環境を備えた公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により、福祉避難所の機能を確保する。			

福祉避難所運營業務チェックリスト

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
福祉避難所の開設	福祉避難所の開設及び要配慮者の受入	4. 人材の確保等	
		要配慮者に対して、生活支援や心のケア、相談等を行う専門知識を持つ生活相談員を確保し、福祉避難所等に配置する。	
		生活相談員は、概ね10人の要配慮者に対し、1人を配置するよう努める。	
		町職員又は協定締結法人等による人員配置が難しい場合は、道の窓口に必要な支援を要請する。	
		要配慮者の状態に応じて、交代制で支援を継続する必要があるため、ローテーションを行いながら、必要な人員を配置する。	
		5. 設備・備蓄品の確認	
		要配慮者が必要とする設備、資機材、食料、飲料及び生活用品を手配・確保し、不備や不足がある場合には、災害対策本部に支援を要請する。	

福祉避難所運営業務チェックリスト

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
福祉避難所の運営体制の整備	避難所担当職員の配置、要配慮者支援班の設置	1. 担当職員の配置 福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員を配置する。24時間対応を前提に、必ず福祉避難所担当職員の交代要員を確保する。 ※当面は、24時間対応が必要な場合が考えられることから、必ず交代要員を確保する。	
		2. 関係者等との協力・連携 自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得ながら、避難所の要配慮者支援班に従事する者の確保に努める。	
	福祉避難所の運営体制の整備、活動支援	1. 社会福祉施設等を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援 福祉避難所の設置及び管理は、施設管理者に委託することとなるため、道と連携し、災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員の配置に加え、専門的人材やボランティアの配置を行う。	
		2. 指定避難所の一区画を指定した場合における運営体制の整備及び活動支援 事前協定締結団体・事業者及び他の自治体への職員派遣要請により、有資格者等を確保し、地域の福祉避難スペース(室)に要配慮者支援班を設置する。	
		3. 要配慮者支援班の活動 要配慮者からの相談等への対応、避難所では対応できないニーズ(例:介護職員、手話通訳者等の応援派遣、マット・畳等の物資・備品の提供)については、町災害対策本部に迅速に要請する。 町では対応できない場合には、速やかに道、国等に必要な要請を行う。	
福祉避難所における要配慮者への支援	福祉避難所の避難者名簿の作成・管理	1. 避難者名簿の作成・管理 福祉避難所に避難している要配慮者の状況や福祉サービスの利用意向等を把握するため、避難者名簿を作成し、随時更新する。	
	福祉避難所における支援の提供	1. 相談窓口の設置 在宅避難の要配慮者も含め、様々な避難者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、福祉避難所に相談窓口を設置する。	

福祉避難所運営業務チェックリスト

大項目	中項目	対 策 項 目	チェック欄
福祉避難所における要配慮者への支援	福祉避難所における支援の提供	2. 福祉サービス等の提供 福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して、必要な福祉サービスを提供する。	
		3. 支援体制の整備 要配慮者の状況に応じて必要な支援を行う。町職員のみで、人材が確保できない場合には、道の窓口に必要な支援を要請する。	
		4. 要配慮者等への情報提供 要配慮者等への情報提供に当たっては、それぞれの特性に応じた配慮を検討する。	
		5. 福祉避難所の防火・防犯対策 防火担当責任者の指定や定期的な巡回警備等、防火・防犯対策を図る。	
		1. 緊急的な対応 在宅や一般の避難所、あるいは、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者は、緊急入所や緊急ショートステイ等により、適切に対応する。	
	緊急入所等の実施	2. 医療機関への移送 要配慮者の症状の急変等により、医療処置や治療が必要になった場合には、医療機関に移送する。	
		3. 医療に関する情報収集 人工透析患者・難病患者など定期的・継続的に治療が必要な方については、医療に係る情報収集を行い、必要な医療を提供する。	
		1. 福祉避難所の解消 福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を図る。 福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明する。 福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を解消する。	
	福祉避難所の解消	福祉避難所の統廃合、解消	

資料 2 3 (緊急通行車両確認証明証)
 資料 2 4 (標章)

○ 資料 23 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊦ 公安委員会 ㊦
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局
	氏名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○ 資料 24 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

資料25 (緊急輸送道路一覽)

機能区分	路線名
第1次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道275号線、国道337号線 ・ 道道28号当別浜益港線、道道81号岩見沢石狩線
第2次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道道112号札幌当別線、道道366号石狩当別停車場線 道道11号月形厚田線 ・ 町道園生五号線、町道本通線、町道川下左岸線 町道中央通線
第3次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道道28号当別浜益港線

資料26 公用車両保有状況

庁舎内保管公用車

保管場所	管理課	車番	車名	用途	年式	
庁舎	1階	環境生活課	札幌581 さ 9878	マツダキャロル	交通安全指導	H28
		環境生活課	札幌100 つ 7408	ニッサンE-NV200	事務連絡車	H28
		住民課	札幌581 か 3590	ダイハツミライース	事務連絡車	R2
		税務課	札幌580 て 6485	マツダキャロル	事務連絡車	H21
		税務課	札幌581 さ 9876	マツダキャロル	事務連絡車	H28
		上下水道課	札幌400 な 3113	ニッサンADバン	事務連絡車	H19
		上下水道課	札幌400 む 7151	マツダファミリアバン	水道事業	R3
		上下水道課	札幌800 た 3607	マツダボンゴバン	水道事業	R2
		上下水道課	札幌581 も 3273	マツダフレア	水道事業	R4
	2階	政策広報課	札幌333 む 150	トヨタアルファード	町長公用車	R2
		総務課	札幌503 り 9678	ホンダグレイス	副町長公用車	H30
		企画課	札幌502 と 8602	ミツビシランサー	事務連絡車	H19
		企画課(財政課)	札幌480 そ 4348	マツダスクラム	事務連絡車	H31
		財政課	札幌400 み 2973	ボンゴバン	事務連絡車	R2
		財政課	札幌400 ふ 9864	ボンゴトラック	事務連絡車	H29
		財政課	札幌580 ま 6124	ダイハツミライース	事務連絡車	H24
		財政課	札幌503 さ 2967	ニッサンマーチ	事務連絡車	H23
		財政課	札幌503 さ 2968	ニッサンマーチ	事務連絡車	H23
		財政課	札幌504 そ 2668	ニッサンセレナ	事務連絡車	H31
		財政課	札幌302 る 3871	トヨタハイエースワゴン	事務連絡車	H31
		財政課	札幌400 む 6643	ボンゴバン	事務連絡車	R4
		建設課	札幌400 わ 6898	ニッサンADバン	事務連絡車	H21
	3階	建設課	札幌303 む 1187	マツダCX-5	事務連絡車	R4
		建設課	札幌800 そ 5168	ニッサンエクストレイル	道路パトロール車	H26
		建設課	札幌400 は 1772	ニッサンADバン	事務連絡車	H25
		ゼロカーボン推進室	札幌800 そ 5173	ミツビシアウトランダー	事務連絡車	H26
		ゼロカーボン推進室	札幌100 と 6907	トヨタハイラックス	事務連絡車	R3
		農務課	札幌582 あ 4268	マツダキャロル	事務連絡車	R4
		学校教育課(財政課)	札幌301 む 2688	トヨタプリウス	事務連絡車	H19
		学校教育課	札幌580 ね 6159	マツダキャロル	事務連絡車	H22
	社会教育課	札幌581 ち 3354	マツダキャロル	事務連絡車	H29	
	社会教育課	札幌301 む 2375	トヨタハイエース	事務連絡車	H19	

庁舎外公用車

保管場所	管理課	車番	車名	用途	年式
ゆとろ	介護課	札幌581 さ 9877	マツダキャロル	事務連絡車	H28
	介護課	札幌503 さ 2977	ニッサンマーチ	事務連絡車	H23
	保健福祉課	札幌400 な 7529	ニッサンADバン	事務連絡車	H19
	保健福祉課	札幌500 ら 951	マツダファミリア	事務連絡車	H13
	保健福祉課	札幌501 て 8903	ニッサンリパティ	事務連絡車	H14
	保健福祉課(住民課)	札幌580 そ 7688	マツダキャロル	事務連絡車	H20
	子ども未来課	札幌580 と 7026	マツダスクラム	事務連絡車	H21
	子ども未来課	札幌400 わ 7274	ニッサンADバン	事務連絡車	H22
	教育委員会	学校教育課	札幌200 は 372	ミツビシバス	福祉バス
給食センター	給食センター	札幌580 ひ 444	マツダキャロル	事務連絡車	H23
	給食センター	札幌11 ひ 1874	ミツビシキャンター	給食配送車	H7
	給食センター	札幌11 ひ 1875	ミツビシキャンター	給食配送車	H7
浄水場	元町浄水場	札幌400 に 9917	ミツビシキャンター	水道事業	H21

特殊車両

保管場所	管理課	車番	車名	用途	年式
	建設課	札幌900 る 2916	ショベルローダー	除雪車	H30公有
	建設課	札幌900 る 3169	ショベルローダー	除雪車	R2公有
	建設課	札幌001 る 4636	ロータリー除雪車	除雪車	R1公有
	建設課	札幌99 る 2191	ロータリー除雪車	除雪車	H25公有
	建設課	札幌900 る 2326	ロータリー除雪車	除雪車	H26公有
	建設課	札幌900 る 2471	歩道用ロータリー除雪車	除雪車	H27公有
	建設課	札幌900 る 3166	グレーダー	除雪車	H29公有

Y:総務部危機対策課危機対策係¥11 各種計画・マニュアル¥01 地域防災計画¥1 地域防災計画¥(R5) 地域防災計画見直し¥18 防災会議後完成版¥03 資料編¥元データ(編集可)※word・excelなど。元々pdfの資料もあるため全部は無い¥26 ※ 資料26 R5公用車一覧(財政課に確認)(R5防災会議提出用).xls

資料 2 7 給水用資器材の保有状況

項 目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給水車 (m ³)			
	給水車 (m ³)			
	ト ラ ッ ク	1	1	
	運搬車 (クレーン付)			
	作 業 車			
	緊 急 車			
	ラ イ ト バ ン			
	そ の 他			
給水容器	仮設水槽 (m ³)			
	給水タンク (1,000ℓ)	4		
	ポリタンク (18ℓ)	80		
	ポリ袋 (6ℓ)	1,200		給水袋
	そ の 他			
機 材	仮設給水栓セット			
	ろ 過 機			
	発 電 機	1	1	100V 20A
	投 光 機	4	2	100V 500W
	鉄 管 切 断 機			
	電 動 ネ ジ 切 機			
	そ の 他			
管 類	直管 (mm)			
	継手類 (mm)	25	8	
缶 詰 等	水 の ペ ッ ト ボ ト ル			
	水 の 缶 詰			
	食 料			
そ の 他				

資料 2 8 町内の医療関係機関一覧

名称	診療科目	住所	電話番号
勤医協当別診療所	内科・小児科	末広118-52	23-3010
さいわい内科消化器クリニック	内科・消化器内科	幸町51-32	27-7591
スウェーデン通り内科循環器科クリニック	内科・循環器科・小児科	太美町1488-348	25-3151
田園通りさわぎき医院	内科・腎臓内科・小児科・アレルギー科	北栄町17-13	25-2055
とうべつ内科クリニック	内科	西町21-9	22-1313
当別あんしんクリニック	内科、リハビリテーション科、皮膚科、婦人科	園生53-39	27-8012
とうべつ整形外科	整形外科・リハビリテーション科	六軒町72-4	25-5040
ふとみクリニック	整形外科・リハビリテーション科	太美町2343-101	25-3800
石狩当別眼科	眼科	弥生6564-43	22-3230
スウェーデンヒルズ耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	獅子内1122-10	27-6630
くろさわ歯科クリニック	歯科・小児歯科	北栄町39-4	25-2888
当別駅前クリニック 田西歯科	歯科・小児歯科	園生711	0120-89-6480
当別ファミリー歯科	歯科・小児歯科・口腔外科・矯正歯科	白樺町5-24	23-4618
ハート歯科	歯科・小児歯科・矯正歯科	太美町1473-12	26-4719
太美歯科クリニック	歯科・小児歯科	太美町1695-188	26-2121
北海道医療大学歯科クリニック	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科	金沢1757	23-1601

資料29 ヘリコプターの離着陸可能地

施設名	所在地	役場からの方向 及び距離(km)		面積(m ²)	管理者	電話
旧当別小学校グラウンド	元町	南東	0.3	8,890	当別町長	23-2330
とうべつ学園グラウンド	下川町	南西	1.3	31,512	学校長	23-2102
旧弁華別中学校グラウンド	弁華別	北	4.4	9,270	当別町長	23-2330
旧東裏小学校グラウンド	東裏	南東	3.2	9,970	当別町長	23-2330
旧川下小学校グラウンド	川下左岸	南西	5.8	6,850	当別町長	23-2330
旧高岡小学校グラウンド	高岡	北西	7.3	5,600	当別町長	23-2330
西当別小学校グラウンド	太美中央	南西	6.9	6,250	学校長	26-2170
西当別中学校グラウンド	獅子内	南西	6.4	15,260	学校長	26-2252
航空自衛隊当別分屯基地 場外離着陸場	弁華別	北	9.7	1,575	第45警戒 隊長	23-2344

資料 3 0 応急金融対策の融資一覧

(令和4年度)

融資の名称		内容・資格・条件等					
生活福祉資金	総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から6ヵ月以内	10年以内 無利子(連帯保証人を立てない場合：年1.5%)	
		住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6ヵ月以内 (生活支援費と併せて貸付けの場合は、生活支援費の最終貸付日から6ヵ月以内)		
		一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000円以内			
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000円以内 (ただし、用途目的に応じ別表を参照)	6ヵ月以内	20年以内 (ただし、用途目的に応じ別表を参照)	無利子(連帯保証人を立てない場合：年1.5%)
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000円以内	2ヵ月以内	12ヵ月以内	無利子
	教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後6ヵ月以内	20年以内 (貸付額により期間の目安あり)	無利子
		教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
				(高等専門学校) 月額60,000円以内			
				(短期大学) 月額60,000円以内			
	(大学) 月額65,000円以内						
	不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率
		要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	(土地と建物の評価額の7割) 月額生活扶助額の1.5倍以内	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。							

融資の名称	内容・資格・条件等			
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉			
	使途目的	呼 称	貸付限度目安	償還期間
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内
	障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	災害経費	1,500,000円	7年以内
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内	

融資の名称	内容・資格・条件等						
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等	貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	事業 開 始 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父 子福祉団 体 事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	3,030,000 団体 4,560,000		1年	7年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%
	事業 継 続 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父 子福祉団 体 現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,520,000 団体 1,520,000		6か 月	7年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%
	修 学 資 金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子 高校、専修学校（高等課程） 高等専門学校 短大、専修学校（専門課程） 大学院 専修学校（一般課程）	高等学校、専修学校（高等課程） 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校（1,2,3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校（4,5年） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）98,500 （自宅外）115,000 短大 公立（自宅）67,500 （自宅外）96,500 私立（自宅）93,500 （自宅外）131,000 専修学校（専門課程） 公立（自宅）67,500 （自宅外）78,000 私立（自宅）89,000 （自宅外）126,500 大学 公立（自宅）71,000 （自宅外）108,500 私立（自宅）108,500 （自宅外）146,000 大学院 修士課程 132,000 博士課程 183,000 専修学校（一般課程） 51,000	就学期 間中	当該 学校 卒業 後6 か月	20年以 内専修 学校（一 般課程 は5年 以内	無利子 ※親に 貸付け る場合 児童を 連帯借 主とす る（連 帯保証 人は不 要）。 児童に 貸付け る場合 親等を 連帯保 証人と する。

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	技能 習得 資金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	自ら事業を開始 し又は会社等に 就職するために 必要な知識、技 能を習得するた めに必要な資金 (例 訪問介護員、 ワープロ、パン コン、栄養士等)	(一般) 月額 68,000 (特別) 一括816,000 (12月分相当) 運転免許 460,000	知識技 能を習 得する 期間中 5年を こえな い範囲 内	知識 技能 習得 後1 年	20年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%
	修業 資金	母子家庭 の母が扶 養する児 童 父子家庭 の父が扶 養する児 童 父母のな い児童 寡婦が扶 養する子	事業を開始し又 は就職するた めに必要な知識、 技能を習得する ために必要な資 金	(一般) 月額 68,000 運転免許 460,000 (注)修業施設で知識、 技能習得中の児童が1 8歳に達したことによ り児童扶養手当等の 給付を受けることが できなくなった場合、 上記の額に児童扶養 手当額を加算	知識技 能を習 得する 期間中 5年を こえな い範囲 内	知識 技能 習得 後1 年	20年 以内	無利子
	就職 支度 資金	母子家庭 の母又は 児童 父子家庭 の父又は 児童 父母のな い児童 寡婦	就職するために 直接必要な衣服、 履物等及び通勤 用自動車等を購入 する資金	(一般) 100,000 (特別) 330,000		1年	6年 以内	親に係 る貸付 の場合 保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0% 児童に 係る貸 付の場 合 修学資 金と同 じ
	医療 介護 資金	母子家庭 の母又は 児童(介 護の場 合は児 童を除 く) 父子家庭 の父又は 児童(介 護の場 合は児 童を除 く) 寡婦	医療又は介護(当 該医療を受ける 期間が1年以内 の場合に限る) を受けるために 必要な資金	【医療】 340,000 (特別) 480,000 【介護】 500,000		医療 介護を 受ける 期間満 了から 6か 月	5年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	生活 資金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	知識技能を習得 している間の生 活資金 医療若しくは介 護を受けている 間の生活資金 母子家庭又は父 子家庭になって 間もない（7年 未満）者の生活 を安定・維持す る間に必要な生 活資金 失業中の生活を 安定・継続する のに必要な生活 資金	月額 141,000 月額 105,000 月額 105,000 一括 1,260,000 月額 105,000	知識技能を習 得する期間中 5年以内 医療又は介護 を受けている 期間中1年以 内 252万円を限 度 離職した日の 翌日から1年 以内	知識技能 習得後6 か月 医療若し しくは介 護終了後 6か月 貸付期間 満了後6 か月	20年 以内 5年 以内 8年 以内 5年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%
	住 宅 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	住宅を補修し、 保全し、改築し、 増築し、建築し、 又は購入するの に必要な資金	1,500,000 (特別2,000,000)		6か 月	6年以 内 特別は 7年以 内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%
転 宅 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	住宅を転居する ため住宅の賃借 に際し必要な資 金	260,000		6か 月	3年以 内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%	

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子 寡婦福祉 資金	資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	就学 支度 資金	母子家庭 の母が扶 養する児 童 父子家庭 の父が扶 養する児 童 父母のな い児童 寡婦が扶 養する子	就学、修業する ために必要な被 服等の購入に必 要な資金	小学校 64,300 中学校 81,000 高等学校等 公立(自宅)150,000 (自宅外)160,000 私立(自宅)410,000 (自宅外)420,000 大学・短大等 公立(自宅)410,000 (自宅外)420,000 私立(自宅)580,000 (自宅外)590,000 大学院 公立 380,000 私立 590,000 修業施設 ※中学校卒業 者(自宅)150,000 (自宅外)160,000 ※高等学校卒業 者(自宅)272,000 (自宅外)282,000		6か 月	20年 以内	修学資 金と同 様
	結 婚 資 金	母子家庭 の母 父子家庭 の父 寡婦	母子家庭の母又 は父子家庭の父 が扶養する児童、 寡婦が扶養する 20歳以上の子の 婚姻に際し、必 要な資金	300,000		6か 月	5年 以内	保証人 有： 無利子 保証人 無： 年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3%以内で条例で定める率 (据置期間は無利子)	3年 (特別の事情がある場合は5年)	10年 (据置期間を含む)	半年賦 年賦 月賦
	② 家財等の損害				
	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
	イ 住宅の半壊 1,700,000円				
	ウ 住宅の全壊(1の場合を除く) 2,500,000円				
	エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円				
	③ ①と②とが重複した場合				
	ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円				
	イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円				
	ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円				
	④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等				
	ア ②のイの場合 2,500,000円				
	イ ②のウの場合 3,500,000円				
	ウ ③のイの場合 3,500,000円				

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2補助 道 1/2補助
北海道市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3貸付 道1/3貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興 住宅融資	1 融資対象者					
	・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方					
	(1)自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「災証明書」を交付されている方					
	(2)ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方					
	(3)年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たす方					
			年 収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率基準	30%以下	35%以下	
	(4)日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区 分	建 設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補 修
	融資対象	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること			
		住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	
築年数			申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅		
その他				機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅		
融資限度額	基本融資額	建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金450万円	
	特例加算額	建設資金 520万円	購入資金 520万円	購入資金 520万円		
返済期間	耐火準耐火木造(耐久性) 木造(一般)	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内	
	据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む)	
融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.45% 特例加算額 年1.35%				
	補修の場合	年0.45%				
		(令和2年9月1日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)				
受付期間	り災日から2年間					

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興 住宅融資	1 融資対象者					
	・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方					
	(1)自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「災証明書」を交付されている方					
	(2)ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方					
	(3)年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たす方					
			年 収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率基準	30%以下	35%以下	
	(4)日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区 分	建 設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補 修
	融資 対象	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること			
		住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	
築年数			申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅		
その他				機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅		
融資 限度 額	基本融資額	建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金450万円	
	特例加算額	建設資金 520万円	購入資金 520万円	購入資金 520万円		
返済 期間	耐火準耐火木造(耐久性) 木造(一般)	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内	
	据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む)	
融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.45% 特例加算額 年1.35%				
	補修の場合	年0.45%				
		(令和2年9月1日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)				
受付期間		り災日から2年間				

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後3年以内のもの ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること ○地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者
	貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕
	償還期間	15年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年0.20～0.55%（R4.9.20現在）※ただし、国が定める災害は実質無利子となる

取扱機関	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によつて損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会50,000,000円)
	償還期限	6年以内 (激甚災害法適用の場合7年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	ア 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 イ 1施設当たり3,000,000円 (特認6,000,000円)
	償還期限	①15年 (うち据置3年)以内 ②25年 (うち据置10年)以内
	貸付利率	年0.20~0.60% (R4.9.20現在) ※ただし、国が定める災害は実質無利子となる
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (水産施設、災害復旧))	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000万円 その他施設 300万円 1及び2のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内 (うち据置3年以内)
	貸付利率	0.16~0.20% (R3.8.19現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内(20年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20～0.60% (R4.9.20現在) ※貸付区分等により異なる
樹苗養成施設資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内(5年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20～0.55% (R4.9.20現在)
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額(林業集落排水施設は借入者の負担額)
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20～0.60% (R4.9.20現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 林産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額
	償還期間	15年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.60% (R4.9.20現在)
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20～0.60% (R4.9.20現在)

取扱機関等	関係法令等	備 考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6ヶ月
	融資利率	年利率 3%

取扱機関等	関係法令等	備 考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資幹旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資幹旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍(その額が2千万円に満たないときは2千万円)以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し幹旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等						
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 災害により経営に支障が生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ・融資条件 						
	融資対象	1 災害等の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けたもの 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けているもの中小企業者等であつて、道が認めた地域内に事業所を有するもの					
	資金使途	<table border="1"> <tr> <td>設備資金</td> <td>運転資金</td> </tr> </table>	設備資金	運転資金			
	設備資金	運転資金					
	融資金額	<table border="1"> <tr> <td>8,000万円</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table>	8,000万円	5,000万円			
	8,000万円	5,000万円					
	融資期間	1年超10年以内（据置2年以内）					
	融資利率	<table border="1"> <tr> <td>[固定金利]</td> <td>[変動金利]</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.0%</td> <td>年1.0%</td> </tr> <tr> <td>10年以内 年1.2%</td> <td>(融資期間が3年超の場合選択可)</td> </tr> </table>	[固定金利]	[変動金利]	5年以内 年1.0%	年1.0%	10年以内 年1.2%
[固定金利]	[変動金利]						
5年以内 年1.0%	年1.0%						
10年以内 年1.2%	(融資期間が3年超の場合選択可)						
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる						
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き						
取扱機関等	関係法令等	備考					
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会	中小企業総合振興資金融資要領						

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業中の方も含む ・前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が150万円以上の方) 		<ul style="list-style-type: none"> ・2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者) ・前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ・前年の総収入が150万円以上の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費		医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、一般生活費	
	融資金額	120万円以内		100万円以内	
	融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)	8年以内		5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
	融資利率	年1.60%		年0.60%	
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。		

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援制度」に基づく支援

	内容・資格・条件等																		
目 的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり （合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる （※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (支給対象世帯①に該当)</th> <th>解体 (支給対象世帯②に該当)</th> <th>長期避難 (支給対象世帯③に該当)</th> <th>大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯①に該当)	解体 (支給対象世帯②に該当)	長期避難 (支給対象世帯③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯①に該当)	解体 (支給対象世帯②に該当)	長期避難 (支給対象世帯③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯④に該当)															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備 考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>①基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>①基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>②加算支援金：災害発生日から37月以内</p>

資料 3 1 当別町周辺における震度 5 ～ 6 の地震の記録

地震名又は震央名	震度 6 地点名	震度 5 地点名
石狩川河口付近 (1834)	震央付近 (石狩川河口付近)	札幌
十勝沖 (1968)	北緯 42.5	札幌、石狩、当別
十勝沖 (2003)		新篠津

3 地震動による被害想定結果①～空知管内で人的被害が最大となる地震

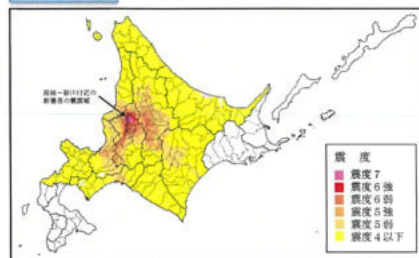
■沼田一砂川付近の断層帯（モデル30_4）の地震（Mw6.9）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

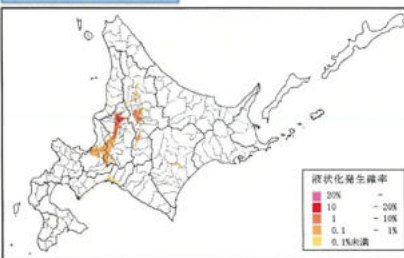
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	
地震動	震度7(最大)	震度7	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	
現状化危険度	下部(現状化発生確率分布)による															
急傾斜地崩壊危険度	下部(急傾斜地崩壊危険度分布)による															
建物被害	全壊棟数 8,499棟 半壊棟数 8,774棟	8,371棟	4棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	120棟	1棟	0棟	0棟	1棟未満			
火災被害	焼失棟数 35棟 [建物総棟数] [1,683,209棟]	29棟 [162,359棟]	1棟未満 [564,217棟]	0棟 [118,931棟]	1棟未満 [161,835棟]	0棟 [54,888棟]	1棟未満 [224,059棟]	0棟 [31,599棟]	1棟未満 [37,118棟]	0棟 [152,607棟]	0棟 [175,596棟]	0棟	0棟			
人的被害	死者数 370人 重軽傷者数 1,098人 避難者数 69,843人	366人 768人 37,930人	1人未満 40人 3,610人	1人未満 1人未満 3人	1人未満 1人未満 3人	1人未満 1人未満 3人	1人未満 1人未満 28,033人	1人未満 1人未満 263人	1人未満 1人未満 2,033人	1人未満 1人未満 2,033人	1人未満 1人未満 2,033人	1人未満 1人未満 2,033人	1人未満 1人未満 2,033人	1人未満 1人未満 2,033人	1人未満 1人未満 2,033人	1人未満 1人未満 2,033人
【人口】	[4,690,870人]	[3,117,713人]	[2,360,832人]	[224,190人]	[413,968人]	[73,316人]	[521,087人]	[50,170人]	[68,153人]	[305,998人]	[351,443人]					
上下水道被害箇所数の割合	8.9km当り1箇所 [総延長4,182km]	1.4km当り1箇所 [総延長5,690km]	64.1km当り1箇所 [総延長8,902km]	※0箇所 [総延長2,389km]	※0箇所 [総延長3,726km]	※0箇所 [総延長1,331km]	※0箇所 [総延長2,964km]	※0箇所 [総延長959km]	※0箇所 [総延長5,139km]	※0箇所 [総延長1,102km]	※0箇所 [総延長4,120km]	※0箇所 [総延長7,083km]				
ライフライン被害	断水人口(1日) 198,448人 最大復旧日数 147日	85,043人 147日	12,776人 1日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	99,540人 10日	1,089人 3日	0人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日				
交通施設被害	主要幹線道路閉鎖の割合 1.36% [総延長2,181km]	0.40% [総延長2,210km]	0.84% [総延長7,377km]	0.21% [総延長1,203km]	0.60% [総延長2,900km]	0.14% [総延長474km]	0.32% [総延長2,554km]	0.07% [総延長229km]	0.17% [総延長459km]	0.02% [総延長2,084km]	0.34% [総延長2,253km]					
交通施設被害	機能喪失人口 53,809人 最大復旧日数 21日	15,058人 21日	17,649人 2日	408人 2日	2,057人 2日	80人 ¹⁾ 1日	16,833人 7日	548人 5日	0人 0日	49人 ¹⁾ 1日	1,117人 ¹⁾ 2日					
交通施設被害	主要幹線道路閉鎖の割合 0.39% [総延長10,944km]	0.29% [総延長1,559km]	0.00% [総延長1,210km]	0.00% [総延長73km]	0.00% [総延長89km]	0.00% [総延長494km]	0.32% [総延長1,936km]	0.02% [総延長547km]	0.00% [総延長570km]	0.00% [総延長1,374km]	0.00% [総延長1,766km]					

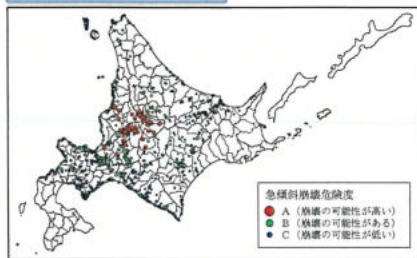
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新築住宅は、耐震の長さ、高さ、マフネコート、積雪、破砕15ヶ所等で設定しています。
 ※2 概数計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外(表中は「-」)としています。
 ※3 調整処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、構築物数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果②～石狩管内で人的被害が最大となる地震

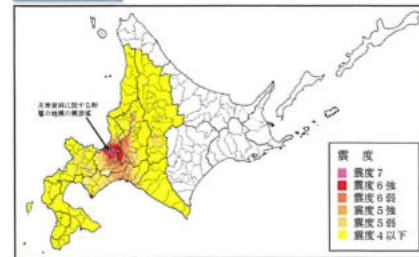
■月寒背斜に関する断層の地震（Mw6.76）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

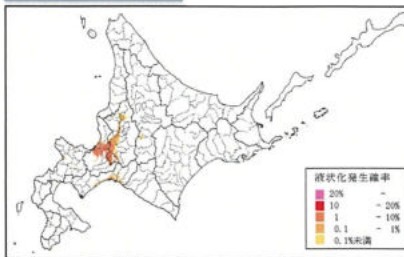
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	
地震動	震度7(最大)	震度6強	震度7	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	震度6強	
現状化危険度	下部(現状化発生確率分布)による															
急傾斜地崩壊危険度	下部(急傾斜地崩壊危険度分布)による															
建物被害	全壊棟数 22,982棟 半壊棟数 43,968棟	334棟 1,709棟	22,634棟 42,160棟	7棟 26棟	7棟 73棟	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	1棟未満 1棟未満	
火災被害	焼失棟数 537棟 [建物総棟数] [1,535,258棟]	1棟 [162,359棟]	536棟 [564,217棟]	1棟未満 [118,931棟]	1棟未満 [161,835棟]	1棟未満 [54,888棟]	0棟 [188,265棟]	0棟 [29,105棟]	0棟 [224,059棟]	0棟 [31,599棟]	0棟	0棟	0棟			
人的被害	死者数 985人 重軽傷者数 18,806人 避難者数 488,501人	4人 229人 15,513人	979人 18,543人 47,266人	1人 9人 314人	1人 25人 2,403人	1人未満 1人未満 2人	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 3人	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満	1人未満 1人未満 1人未満
【人口】	[4,420,396人]	[3,117,713人]	[2,360,832人]	[224,190人]	[413,968人]	[73,316人]	[424,808人]	[40,312人]	[521,087人]	[50,170人]						
上下水道被害箇所数の割合	7.3km当り1箇所 [総延長3,196km]	8.3km当り1箇所 [総延長5,690km]	2.4km当り1箇所 [総延長8,902km]	45.7km当り1箇所 [総延長2,389km]	66.7km当り1箇所 [総延長3,726km]	※1箇所未満 [総延長1,331km]	※0箇所 [総延長2,964km]	※0箇所 [総延長959km]	※0箇所 [総延長5,139km]	※0箇所 [総延長1,102km]	※0箇所 [総延長4,120km]	※0箇所 [総延長7,083km]				
ライフライン被害	断水人口(1日) 1,076,623人 最大復旧日数 39日	44,027人 39日	1,023,227人 24日	523人 1日	8,825人 3日	7人 1日	0人 0日	0人 0日	16人 0日	0人 0日	0人 0日	0人 0日				
交通施設被害	主要幹線道路閉鎖の割合 3.08% [総延長19,569km]	2.40% [総延長2,210km]	6.50% [総延長7,377km]	0.79% [総延長1,203km]	1.63% [総延長2,900km]	0.43% [総延長474km]	0.04% [総延長2,339km]	0.13% [総延長2,554km]	0.07% [総延長229km]	0.27% [総延長459km]	0.34% [総延長2,253km]					
交通施設被害	機能喪失人口 165,484人 最大復旧日数 9日	7,368人 9日	149,883人 3日	1,575人 3日	5,714人 1日	242人 2日	175人 1日	36人 ¹⁾ 1日	368人 ¹⁾ 1日	133人 ¹⁾ 1日	1,117人 ¹⁾ 2日					
交通施設被害	主要幹線道路閉鎖の割合 0.91% [総延長3,356km]	0.56% [総延長1,559km]	0.50% [総延長1,210km]	0.01% [総延長73km]	0.03% [総延長89km]	0.00% [総延長494km]	0.00% [総延長737km]	0.00% [総延長334km]	0.00% [総延長570km]	0.00% [総延長1,374km]	0.00% [総延長1,766km]					

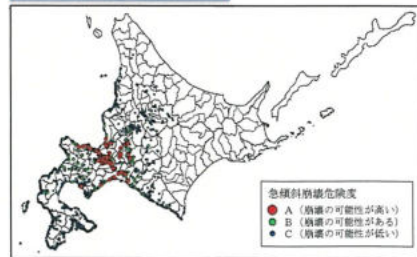
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新築住宅は、耐震の長さ、高さ、マフネコート、積雪、破砕15ヶ所等で設定しています。
 ※2 概数計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外(表中は「-」)としています。
 ※3 調整処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、構築物数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果③～後志管内で人的被害が最大となる地震

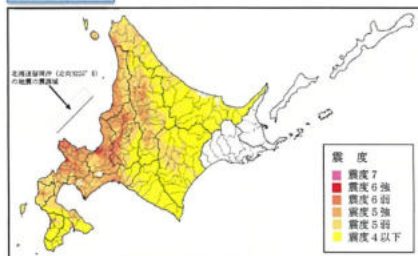
■北海道留萌沖（走向N225° E、モデルNo.2）の地震（Mw7.8）※1

被害の概要（冬の早朝5時）

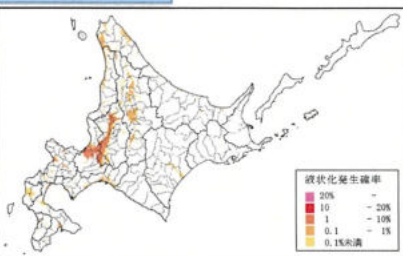
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	根室	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	
地震動	震度7(最大)	震度6強	震度6強	震度7	震度6弱	震度5強	震度6弱	震度6弱	震度6弱	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5強	-	-	
液状化危険度	下面(液状化発生確率分布)による															
急傾斜地崩壊危険度	下面(急傾斜地崩壊危険度分布)による															
建物被害	全壊棟数 2,798棟	209棟	1,560棟	819棟	43棟	1棟	15棟	7棟	13棟	131棟	1棟	1棟未満	1棟未満	-	-	
半壊棟数	16,595棟	1,841棟	9,588棟	3,617棟	301棟	3棟	110棟	52棟	226棟	836棟	18棟	2棟	1棟	-	-	
火災被害	焼失棟数 55棟	1棟未満	49棟	4棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	-	-	
建物総棟数	[1,900,579棟]	[162,359棟]	[564,217棟]	[118,931棟]	[161,835棟]	[54,888棟]	[188,265棟]	[28,105棟]	[224,059棟]	[31,599棟]	[37,118棟]	[152,607棟]	[175,596棟]	-	-	
死者数	95人	3人	41人	36人	5人	1人未満	1人	1人未満	1人未満	7人	1人未満	1人未満	1人未満	-	-	
人的被害	避難者数 3,993人	218人	2,853人	623人	98人	1人	19人	9人	35人	133人	3人	1人未満	1人未満	-	-	
避難者数	196,875人	20,982人	133,755人	20,700人	8,247人	13人	1,677人	745人	3,838人	6,571人	328人	15人	3人	-	-	
【出入口】	[5,145,990人]	[311,713人]	[2,360,832人]	[224,190人]	[413,968人]	[73,316人]	[424,808人]	[40,312人]	[521,087人]	[50,170人]	[66,153人]	[305,998人]	[351,443人]	-	-	
ライフライン被害	上下水道被害箇所割合 13.9km/91箇所 [19.0km/11箇所] [45.300km/2箇所]	6.5km/91箇所 [8.5km/91箇所] [5.900km/2箇所]	8.3km/91箇所 [12.8km/91箇所] [8.829km/2箇所]	3.7km/91箇所 [5.7km/91箇所] [2.399km/2箇所]	1.8km/91箇所 [2.0km/91箇所] [1.331km/2箇所]	1.1km/91箇所 [1.8km/91箇所] [0.729km/2箇所]	56.4km/91箇所 [81.1km/91箇所] [2,864km/2箇所]	19.1km/91箇所 [27.9km/91箇所] [959km/2箇所]	46.4km/91箇所 [68.4km/91箇所] [2,139km/2箇所]	4.2km/91箇所 [6.3km/91箇所] [1.102km/2箇所]	61.3km/91箇所 [91.3km/91箇所] [305.103km/2箇所]	30.1箇所未測 [45.1箇所未測] [1.200km/2箇所]	1箇所未測 [1.5箇所未測] [0.500km/2箇所]	1箇所未測 [1.5箇所未測] [0.500km/2箇所]	1箇所未測 [1.5箇所未測] [0.500km/2箇所]	1箇所未測 [1.5箇所未測] [0.500km/2箇所]
断水人口(1時間)	583,406人	63,393人	384,422人	60,190人	30,554人	55人	5,361人	3,536人	13,276人	21,235人	1,327人	56人	1人未満	-	-	
最大復旧日数	116日	44日	7日	45日	7日	1日	4日	3日	4日	116日	9日	1日	1日	-	-	
ライフライン被害	下水道被害延長の割合 2.23% [2.437%]	3.16% [2.210%]	2.88% [3.770%]	4.29% [2.030%]	2.80% [2.900%]	0.80% [4.740%]	1.29% [2.339%]	2.28% [2.170%]	2.03% [2.554%]	4.89% [2.959%]	1.41% [4.690%]	0.30% [2.084%]	0.51% [2.203%]	-	-	
機能支障人口	110,145人	9,113人	61,057人	8,133人	10,924人	468人	4,715人	643人	9,721人	2,097人	840人	785人	1,650人	-	-	
最大復旧日数	19日	12日	4日	12日	8日	3日	4日	7日	5日	19日	5日	1日	2日	-	-	
交通施設被害	主要道路閉鎖箇所割合 18.4km/91箇所 [12.416km/2箇所]	12.2km/91箇所 [1.374km/2箇所]	10.5km/91箇所 [1.340km/2箇所]	12.5km/91箇所 [1.340km/2箇所]	13.7km/91箇所 [1.181km/2箇所]	50km/91箇所 [4.970km/2箇所]	20.4km/91箇所 [1.030km/2箇所]	20.1km/91箇所 [3.470km/2箇所]	19.3km/91箇所 [1.596km/2箇所]	10.1km/91箇所 [3.800km/2箇所]	19.2km/91箇所 [7.140km/2箇所]	78.8km/91箇所 [1.500km/2箇所]	58.2km/91箇所 [1.675km/2箇所]	58.2km/91箇所 [1.675km/2箇所]	-	-
15分以上閉鎖箇所割合	0.44% [2.000%]	0.69% [1.555%]	1.47% [1.218%]	1.87% [0.738%]	0.27% [0.900%]	0.00% [4.944%]	0.04% [7.370%]	0.33% [3.844%]	0.21% [1.938%]	0.63% [5.470%]	0.08% [7.000%]	0.00% [1.374%]	0.00% [1.769%]	-	-	

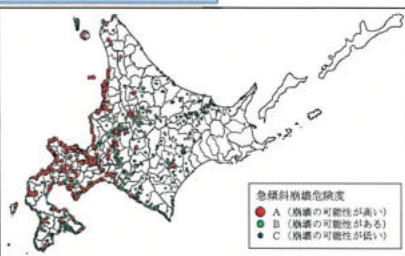
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概算計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外(表中は“-“)としています。
 ※3 道路距離の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、構築総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果④～胆振管内で人的被害が最大となる地震

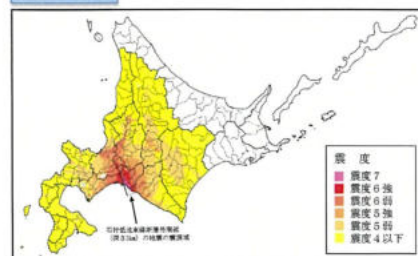
■石狩低地東縁断層帯南部(断層上端深さ3km、モデル30_3)の地震(Mw7.16)※1

被害の概要（冬の早朝5時）

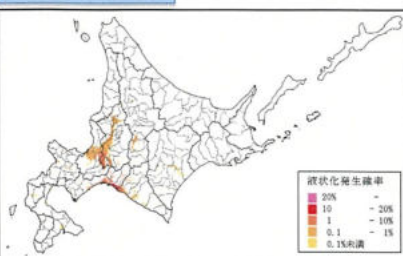
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	根室	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	
地震動	震度7(最大)	震度6強	震度6強	震度7	震度6弱	震度5強	震度6弱	震度6弱	震度6弱	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5強	-	-	
液状化危険度	下面(液状化発生確率分布)による															
急傾斜地崩壊危険度	下面(急傾斜地崩壊危険度分布)による															
建物被害	全壊棟数 2,500棟	164棟	264棟	5棟	1,711棟	354棟	1棟未満	1棟未満	1棟	1棟未満	1棟未満	-	-	1棟未満	-	
半壊棟数	7,843棟	1,170棟	2,930棟	23棟	2,906棟	794棟	1棟	1棟未満	18棟	1棟未満	-	-	-	1棟	-	
火災被害	焼失棟数 14棟	1棟未満	2棟	1棟未満	11棟	1棟未満	1棟未満	0棟	1棟未満	0棟	-	-	-	1棟未満	-	
建物総棟数	[1,710,854棟]	[162,359棟]	[564,217棟]	[118,931棟]	[161,835棟]	[54,888棟]	[188,265棟]	[29,105棟]	[224,059棟]	[31,599棟]	-	-	-	[175,596棟]	-	
死者数	75人	3人	6人	1人未満	58人	6人	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	-	-	-	1人未満	-	
人的被害	避難者数 1,853人	159人	841人	8人	706人	134人	1人未満	1人未満	4人	1人未満	-	-	-	1人未満	-	
避難者数	115,613人	12,853人	65,331人	225人	31,922人	4,614人	5人	1人未満	660人	1人未満	-	-	-	2人	-	
【出入口】	[4,771,839人]	[311,713人]	[2,360,832人]	[224,190人]	[413,968人]	[73,316人]	[424,808人]	[40,312人]	[521,087人]	[50,170人]	-	-	-	[351,443人]	-	
ライフライン被害	上下水道被害箇所割合 10.9km/91箇所 [19.0km/11箇所] [39.079km/2箇所]	9.8km/91箇所 [12.8km/91箇所] [5.900km/2箇所]	12.8km/91箇所 [15.2km/91箇所] [8.829km/2箇所]	4.5km/91箇所 [7.0km/91箇所] [2.399km/2箇所]	2.7km/91箇所 [4.740km/2箇所] [1.331km/2箇所]	1.1km/91箇所 [1.8km/91箇所] [0.729km/2箇所]	56.4km/91箇所 [81.1km/91箇所] [2,864km/2箇所]	19.1km/91箇所 [27.9km/91箇所] [959km/2箇所]	46.4km/91箇所 [68.4km/91箇所] [2,139km/2箇所]	4.2km/91箇所 [6.3km/91箇所] [1.102km/2箇所]	61.3km/91箇所 [91.3km/91箇所] [305.103km/2箇所]	30.1箇所未測 [45.1箇所未測] [1.200km/2箇所]	1箇所未測 [1.5箇所未測] [0.500km/2箇所]	1箇所未測 [1.5箇所未測] [0.500km/2箇所]	1箇所未測 [1.5箇所未測] [0.500km/2箇所]	1箇所未測 [1.5箇所未測] [0.500km/2箇所]
断水人口(1時間)	362,665人	39,425人	212,468人	999人	92,047人	14,898人	11人	0人	2,817人	0人	-	-	-	1人未満	-	
最大復旧日数	84日	35日	6日	1日	62日	84日	1日	0日	1日	0日	-	-	-	1日	-	
ライフライン被害	下水道被害延長の割合 2.03% [2.162%]	2.30% [2.210%]	2.47% [3.770%]	0.84% [2.030%]	4.89% [2.900%]	0.80% [4.740%]	1.09% [2.339%]	0.36% [2.170%]	0.71% [2.554%]	0.31% [2.959%]	-	-	-	0.82% [2.203%]	-	
機能支障人口	84,842人	6,867人	50,470人	1,631人	17,123人	2,544人	621人	97人	3,653人	156人	-	-	-	1,679人	-	
最大復旧日数	17日	9日	4日	3日	17日	17日	1日	1日	2日	2日	-	-	-	2日	-	
交通施設被害	主要道路閉鎖箇所割合 23km/91箇所 [10.209km/2箇所]	14.9km/91箇所 [1.374km/2箇所]	11.2km/91箇所 [1.340km/2箇所]	36.9km/91箇所 [1.340km/2箇所]	11km/91箇所 [1.181km/2箇所]	16.7km/91箇所 [4.970km/2箇所]	74.1km/91箇所 [1.030km/2箇所]	179.6km/91箇所 [3.470km/2箇所]	63.7km/91箇所 [1.596km/2箇所]	125.9km/91箇所 [7.140km/2箇所]	57.9km/91箇所 [1.500km/2箇所]	58.2km/91箇所 [1.675km/2箇所]	58.2km/91箇所 [1.675km/2箇所]	58.2km/91箇所 [1.675km/2箇所]	-	-
15分以上閉鎖箇所割合	0.42% [2.000%]	0.61% [1.555%]	0.91% [1.218%]	0.00% [0.738%]	2.49% [0.900%]	0.64% [4.944%]	0.00% [7.370%]	0.00% [3.844%]	0.00% [1.938%]	0.00% [5.470%]	-	-	-	0.00% [1.769%]	-	

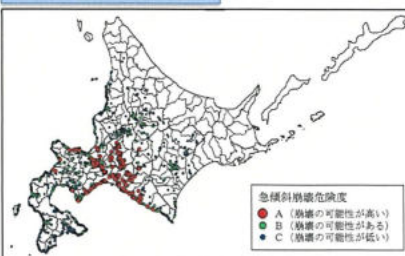
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概算計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外(表中は“-“)としています。
 ※3 道路距離の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、構築総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果⑤～日高管内で人的被害が最大となる地震

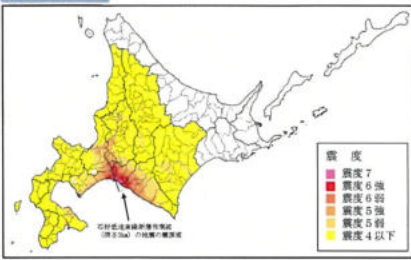
■石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_2）の地震（Mw7.16）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

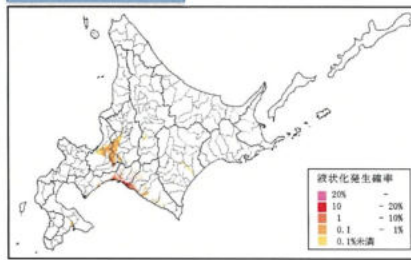
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	震度6弱	震度6強	震度5弱	震度5強	震度7	震度5強	震度5弱	震度5弱	震度5弱	-	-	震度5弱	-	-
液状化危険度	下面(液状化発生確率分布)による														
急傾斜地崩壊危険度	下面(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
建物被害	全壊棟数 1,666棟	7棟	9棟	1棟未満	1,161棟	489棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	0棟	-	-	1棟未満	-	-
半壊棟数	3,504棟	76棟	108棟	1棟未満	2,156棟	1,161棟	2棟	1棟未満	1棟未満	0棟	-	-	1棟未満	-	-
火災被害	焼失棟数 6棟	1棟未満	1棟未満	0棟	5棟	1棟	1棟未満	0棟	0棟	0棟	-	-	0棟	-	-
[建物総棟数]	[1,710,854棟]	[162,359棟]	[564,217棟]	[118,931棟]	[161,835棟]	[54,888棟]	[188,265棟]	[29,105棟]	[224,059棟]	[31,509棟]	-	-	[175,599棟]	-	-
死者数	36人	1人未満	1人未満	1人未満	27人	9人	1人未満	1人未満	1人未満	0人	-	-	1人未満	-	-
人的被害	重症者数 726人	9人	39人	1人未満	478人	199人	1人未満	1人未満	1人未満	0人	-	-	1人未満	-	-
避難者数	36,531人	987人	5,030人	1人未満	23,667人	6,836人	12人	1人未満	1人未満	0人	-	-	1人未満	-	-
[人口]	[4,771,839人]	[311,713人]	[2,360,832人]	[224,190人]	[413,968人]	[73,316人]	[424,806人]	[40,312人]	[521,087人]	[50,170人]	-	-	[351,443人]	-	-
上水道被害箇所数の割合	18.6km ² 当り1.69箇所 [総延長99.079km]	98.8km ² 当り1.11箇所 [総延長5.693km]	114.4km ² 当り1.11箇所 [総延長8.802km]	80箇所 [総延長2.386km]	2.4km ² 当り1.11箇所 [総延長7.296km]	1.9km ² 当り1.11箇所 [総延長1.331km]	※1箇所未満 [総延長2.854km]	※0箇所 [総延長0.956km]	※0箇所 [総延長5.139km]	※0箇所 [総延長1.102km]	-	-	※0箇所 [総延長7.083km]	-	-
給水口(1日給)	107,014人	2,928人	13,154人	0人	68,881人	22,014人	37人	0人	0人	0人	-	-	0人	-	-
ライフライン被害	最大復旧日数 121日	4日	1日	0日	50日	121日	1日	0日	0日	0日	-	-	0日	-	-
下水道被害延長の割合	1.17% [総延長21,829km]	0.74% [総延長221.09m]	0.92% [総延長1,343m]	0.08% [総延長1,209m]	4.11% [総延長2,900km]	6.31% [総延長4,743m]	0.70% [総延長2,339m]	0.12% [総延長217m]	0.04% [総延長2,554m]	0.00% [総延長229m]	-	-	0.19% [総延長2,203m]	-	-
機能支障人口	40,810人	2,218人	17,506人	190人	14,116人	3,491人	2,572人	29人	212人	0人	-	-	474人	-	-
最大復旧日数	22日	3日	2日	1日	11日	22日	2日	1日	1日	0日	-	-	1日	-	-
主要道路閉鎖区間の長さ	36.6km ² 当り1.11箇所 [総延長10,205m]	31.3km ² 当り1.11箇所 [総延長5,347m]	19km ² 当り1.11箇所 [総延長1,343m]	390m ² 当り1.11箇所 [総延長794m]	12.4km ² 当り1.11箇所 [総延長1,181m]	14km ² 当り1.11箇所 [総延長497m]	55.7m ² 当り1.11箇所 [総延長1,030m]	※1箇所未満 [総延長347m]	※1箇所未満 [総延長919.1km ² 当り1.11箇所 [総延長1,586m]	※0箇所 [総延長390m]	-	-	156.7km ² 当り1.11箇所 [総延長1,575m]	-	-
交通施設被害	15ヶ以上閉鎖/不通・通行制限区間の割合 0.24% [総延長10.121km]	0.03% [総延長1,555m]	0.00% [総延長1.218m]	0.00% [総延長0.738m]	0.00% [総延長0.909m]	1.41% [総延長494.9m]	0.00% [総延長737m]	0.00% [総延長384m]	0.00% [総延長1,930m]	0.00% [総延長547m]	-	-	0.00% [総延長1,766m]	-	-

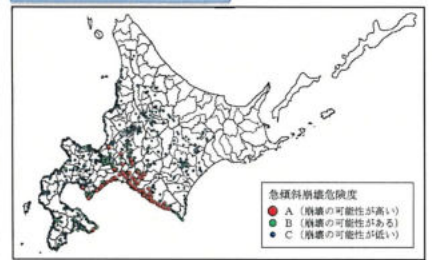
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。

- ※1 断層モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破断パターン等で設定しています。
- ※2 概数計算の結果からほとんど被害の想定されない地区は、計算対象外(表中は“-”)としています。
- ※3 崩壊危険度の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
- ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、機能総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果⑥～渡島管内で人的被害が最大となる地震

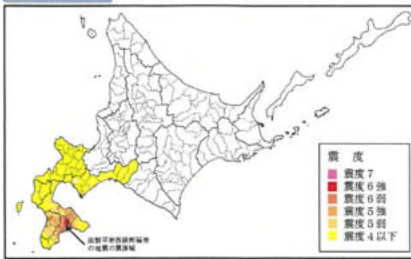
■函館平野西縁断層帯（モデル45_3）の地震（Mw6.6）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

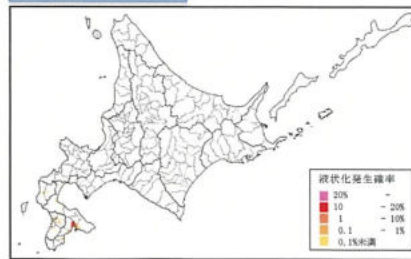
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	-	-	-	震度5弱	震度5強	震度7	震度6弱	-	-	-	-	-	-	-
液状化危険度	下面(液状化発生確率分布)による														
急傾斜地崩壊危険度	下面(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
建物被害	全壊棟数 1,843棟	-	-	-	1棟未満	1棟未満	1,835棟	8棟	-	-	-	-	-	-	-
半壊棟数	3,392棟	-	-	-	1棟未満	1棟未満	3,364棟	31棟	-	-	-	-	-	-	-
火災被害	焼失棟数 28棟	-	-	-	0棟	1棟未満	28棟	1棟未満	-	-	-	-	-	-	-
[建物総棟数]	[498,136棟]	-	-	-	[118,931棟]	[161,835棟]	[188,265棟]	[29,105棟]	-	-	-	-	-	-	-
死者数	36人	-	-	-	1人未満	1人未満	35人	1人	-	-	-	-	-	-	-
人的被害	重症者数 645人	-	-	-	1人未満	1人未満	634人	11人	-	-	-	-	-	-	-
避難者数	31,214人	-	-	-	1人未満	2人	30,186人	1,026人	-	-	-	-	-	-	-
[人口]	[1,103,278人]	-	-	-	[224,190人]	[413,968人]	[424,806人]	[40,312人]	-	-	-	-	-	-	-
上水道被害箇所数の割合	11.4km ² 当り1.11箇所 [総延長9.932km]	-	-	-	80箇所 [総延長2,386m]	※1箇所未満 [総延長3,729m]	※1箇所未満 [総延長2,854m]	23.1km ² 当り1.11箇所 [総延長956m]	-	-	-	-	-	-	-
給水口(1日給)	85,977人	-	-	-	0人	1人未満	82,389人	3,589人	-	-	-	-	-	-	
ライフライン被害	最大復旧日数 36日	-	-	-	0日	1日	36日	16日	-	-	-	-	-	-	-
下水道被害延長の割合	2.17% [総延長6,657m]	-	-	-	0.00% [総延長1,209m]	0.49% [総延長2,900m]	5.40% [総延長2,339m]	1.77% [総延長217m]	-	-	-	-	-	-	-
機能支障人口	23,283人	-	-	-	0人	2,023人	20,786人	475人	-	-	-	-	-	-	
最大復旧日数	16日	-	-	-	0日	2日	16日	5日	-	-	-	-	-	-	
主要道路閉鎖区間の長さ	36.9km ² 当り1.11箇所 [総延長3,353m]	-	-	-	※1箇所未満 [総延長794m]	※1箇所未満 [総延長1,181m]	15.6km ² 当り1.11箇所 [総延長1,030m]	24.6km ² 当り1.11箇所 [総延長347m]	-	-	-	-	-	-	-
交通施設被害	15ヶ以上閉鎖/不通・通行制限区間の割合 0.47% [総延長2,653km]	-	-	-	0.00% [総延長0.738m]	0.00% [総延長0.909m]	1.59% [総延長737m]	0.22% [総延長384m]	-	-	-	-	-	-	-

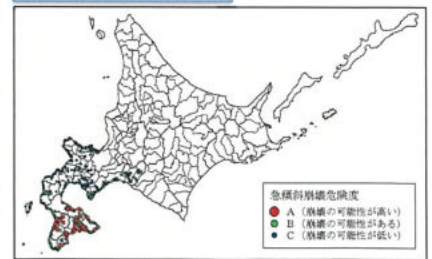
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。

- ※1 断層モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破断パターン等で設定しています。
- ※2 概数計算の結果からほとんど被害の想定されない地区は、計算対象外(表中は“-”)としています。
- ※3 崩壊危険度の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
- ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、機能総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果⑦～檜山管内で人的被害が最大となる地震

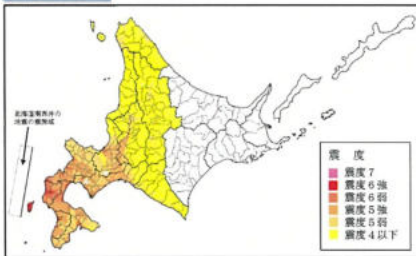
■北海道南西沖（モデルNo.2）の地震（Mw8.0）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

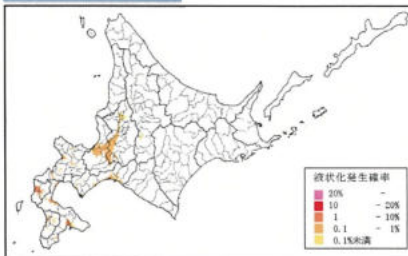
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	震度5強	震度6弱	震度6中	震度6強	震度5強	震度6強	震度7	震度5弱	震度5弱	震度5弱	-	-	-	-
震状危険指数	下図(震状危険発生率分布)による														
急傾斜地崩壊危険指数	下図(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
全壊棟数	1,120棟	2棟	33棟	69棟	67棟	1棟	181棟	767棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	-	-	-	-
建物被害	半壊棟数 4,364棟	54棟	710棟	497棟	368棟	3棟	918棟	1,815棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	-	-	-	-
火災被害	焼失棟数 3棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	2棟	0棟	0棟	0棟	-	-	-	-
【建物総棟数】	【1,572,376棟】	【162,359棟】	【564,217棟】	【118,931棟】	【161,835棟】	【54,888棟】	【188,265棟】	【29,105棟】	【224,059棟】	【31,599棟】	【37,118棟】	-	-	-	-
死者数	47人	1人未満	2人	7人	8人	1人未満	12人	18人	0人	1人未満	1人未満	-	-	-	-
人的被害	重軽傷者数 899人	6人	197人	99人	121人	1人	184人	291人	0人	1人未満	1人未満	-	-	-	-
避難者数	51,070人	986人	14,903人	5,883人	8,476人	11人	12,710人	8,101人	1人未満	1人未満	1人未満	-	-	-	-
【総人口】	【4,488,549人】	【311,713人】	【2,360,832人】	【224,190人】	【413,968人】	【73,316人】	【424,808人】	【40,312人】	【521,087人】	【50,170人】	【68,153人】	-	-	-	-
ライフライン被害	上水道被害箇所数の割合	21.2m以内1箇所(割合34.0%)	130.2m以内1箇所(割合65.9%)	66.8m以内1箇所(割合85.0%)	122.4m以内1箇所(割合38.9%)	21.5m以内1箇所(割合3.7%)	8.6m以内1箇所(割合1.3%)	1.3m以内1箇所(割合0.0%)	80箇所(割合5.1%)	80箇所(割合1.1%)	80箇所(割合1.0%)	-	-	-	-
ライフライン被害	断水人口(1日)	172,118人	3,369人	54,502人	21,160人	31,276人	38人	38,348人	23,424人	0人	0人	-	-	-	-
ライフライン被害	最大復旧日数	494日	3日	1日	12日	6日	1日	18日	494日	0日	0日	-	-	-	-
ライフライン被害	下水道被害延長の割合	1.59%(延長20,025km)	0.94%(延長2,210km)	1.48%(延長3,377km)	1.89%(延長4,303km)	2.54%(延長5,974km)	0.77%(延長1,811km)	2.88%(延長7,030km)	7.93%(延長19,576km)	0.10%(延長259km)	0.52%(延長1,283km)	-	-	-	-
ライフライン被害	機能支障人口	61,732人	2,797人	30,757人	3,500人	10,645人	465人	10,627人	2,183人	404人	231人	-	-	-	-
ライフライン被害	最大復旧日数	23日	4日	2日	5日	7日	8日	8日	23日	1日	2日	-	-	-	-
交通施設被害	主要道路閉鎖箇所数の割合	22.3m以内1箇所(割合9.2%)	28.5m以内1箇所(割合11.7%)	14.6m以内1箇所(割合5.9%)	15.2m以内1箇所(割合6.1%)	14.9m以内1箇所(割合6.0%)	57.9m以内1箇所(割合23.0%)	12.8m以内1箇所(割合5.1%)	9.7m以内1箇所(割合3.9%)	283.5m以内1箇所(割合11.3%)	57.6m以内1箇所(割合2.3%)	-	-	-	-
交通施設被害	平均以上閉鎖箇所数・道路・鉄道閉鎖の割合	0.28%(割合8.9%)	0.00%(割合0.0%)	0.00%(割合0.0%)	0.58%(割合2.3%)	0.24%(割合0.9%)	0.00%(割合0.0%)	0.63%(割合2.5%)	3.58%(割合14.3%)	0.00%(割合0.0%)	0.00%(割合0.0%)	-	-	-	-

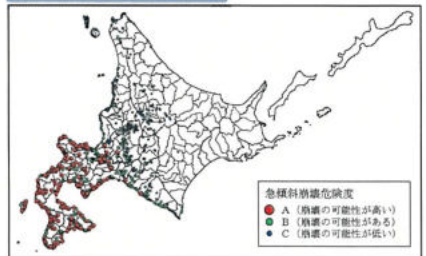
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 被害モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概略計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外(表中は“-“)としています。
 ※3 調査処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上水道・道路の総延長、機能総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果⑧～上川管内で人的被害が最大となる地震

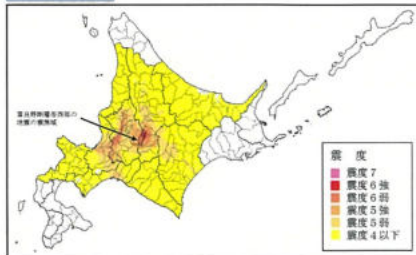
■富良野断層帯西部（モデル45_3）の地震（Mw6.7）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

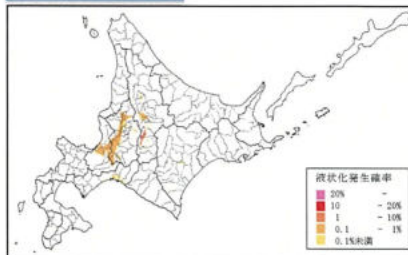
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	震度5強	震度6弱	震度5弱	震度5強	震度5弱	-	-	震度7	震度5強	-	震度4以下	震度5強	-	-
震状危険指数	下図(震状危険発生率分布)による														
急傾斜地崩壊危険指数	下図(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
全壊棟数	1,356棟	31棟	3棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	-	-	1,322棟	1棟未満	-	0棟	1棟未満	-	-
建物被害	半壊棟数 2,413棟	405棟	114棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	-	-	1,892棟	1棟未満	-	0棟	1棟未満	-	-
火災被害	焼失棟数 11棟	1棟未満	1棟未満	0棟	1棟未満	0棟	-	-	11棟	0棟	-	0棟	0棟	-	-
【建物総棟数】	【1,646,091棟】	【162,359棟】	【564,217棟】	【118,931棟】	【161,835棟】	【54,888棟】	-	-	【224,059棟】	【31,599棟】	-	【152,607棟】	【175,596棟】	-	-
死者数	47人	1人	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	-	-	46人	1人未満	-	0人	1人未満	-	-
人的被害	重軽傷者数 598人	55人	25人	1人未満	1人未満	1人未満	-	-	518人	1人未満	-	0人	1人未満	-	-
避難者数	21,658人	6,952人	2,485人	1人未満	2人	1人未満	-	-	12,216人	1人未満	-	0人	1人未満	-	-
【総人口】	【4,612,717人】	【311,713人】	【2,360,832人】	【224,190人】	【413,968人】	【73,316人】	-	-	【521,087人】	【50,170人】	-	【305,998人】	【351,443人】	-	-
ライフライン被害	上水道被害箇所数の割合	31.4m以内1箇所(割合39.3%)	22.2m以内1箇所(割合56.9%)	203.8m以内1箇所(割合85.0%)	11.1m以内1箇所(割合4.5%)	3.7m以内1箇所(割合0.9%)	-	-	5.4m以内1箇所(割合2.4%)	80箇所(割合1.1%)	-	80箇所(割合1.0%)	80箇所(割合1.0%)	-	-
ライフライン被害	断水人口(1日)	59,223人	22,023人	8,276人	0人	1人未満	-	-	28,924人	0人	-	0人	0人	-	-
ライフライン被害	最大復旧日数	16日	15日	1日	0日	1日	-	-	16日	0日	-	0日	0日	-	-
ライフライン被害	下水道被害延長の割合	0.79%(延長21,359km)	2.26%(延長5,590km)	0.81%(延長2,039km)	0.13%(延長329km)	0.44%(延長1,103km)	-	-	1.53%(延長3,824km)	0.31%(延長784km)	-	0.21%(延長536km)	0.21%(延長536km)	-	-
ライフライン被害	機能支障人口	33,569人	6,231人	16,998人	258人	1,431人	-	-	7,797人	163人	-	0人	627人	-	-
ライフライン被害	最大復旧日数	9日	9日	2日	1日	2日	-	-	4日	2日	-	0日	1日	-	-
交通施設被害	主要道路閉鎖箇所数の割合	42.3m以内1箇所(割合10.3%)	14.7m以内1箇所(割合3.7%)	18.5m以内1箇所(割合7.4%)	329.1m以内1箇所(割合13.4%)	48.3m以内1箇所(割合12.1%)	-	-	49.6m以内1箇所(割合12.1%)	104.6m以内1箇所(割合26.3%)	-	80箇所(割合20.0%)	109.6m以内1箇所(割合27.5%)	-	-
交通施設被害	平均以上閉鎖箇所数・道路・鉄道閉鎖の割合	0.18%(割合4.5%)	0.27%(割合6.8%)	0.00%(割合0.0%)	0.00%(割合0.0%)	0.00%(割合0.0%)	-	-	0.74%(割合18.8%)	0.00%(割合0.0%)	-	0.00%(割合0.0%)	0.00%(割合0.0%)	-	-

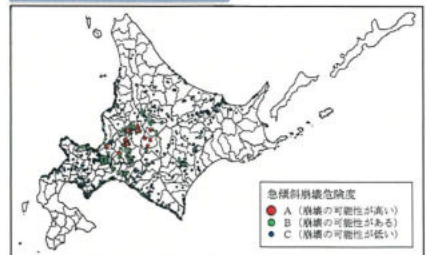
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 被害モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概略計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外(表中は“-“)としています。
 ※3 調査処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上水道・道路の総延長、機能総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果⑨～留萌管内で人的被害が最大となる地震

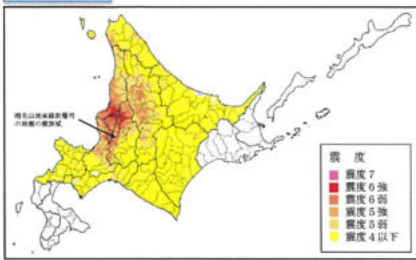
■増毛山地東縁断層帯（モデル30_2）の地震（Mw7.2）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

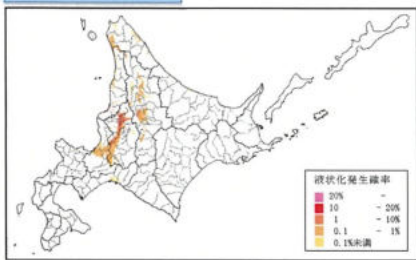
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	
地震動	震度7(最大)	震度7	震度6強	震度5強	震度5弱	震度5弱	-	-	震度6強	震度7	震度5強	震度5強	震度5強	-	-	
液状化危険度	下図(液状化発生確率分布)による															
急傾斜地崩壊危険度	下図(急傾斜地崩壊危険度分布)による															
建物被害	全壊棟数 2,831棟	1,807棟	9棟	1棟未満	1棟未満	0棟	-	-	23棟	991棟	1棟未満	1棟未満	0棟	-	-	
半壊棟数	7,559棟	4,599棟	170棟	1棟	1棟未満	0棟	-	-	482棟	2,306棟	1棟未満	1棟未満	0棟	-	-	
火災被害	焼失棟数 11棟	5棟	1棟未満	0棟	0棟	0棟	-	-	1棟未満	6棟	1棟未満	1棟未満	0棟	-	-	
死者数	49人	24人	1人未満	1人未満	1人未満	0棟	-	-	1人未満	24人	1人未満	1人未満	0棟	-	-	
人的被害	避難者数 1,130人	594人	32人	1人未満	1人未満	0棟	-	-	79人	424人	1人未満	1人未満	0棟	-	-	
避難者数	48,031人	24,574人	3,381人	3人	1人未満	0棟	-	-	10,230人	9,840人	7人	3人	0棟	-	-	
【出入口】	【4,680,870人】	【3,117,713人】	【2,360,832人】	【224,190人】	【413,968人】	【73,316人】	-	-	【521,087人】	【50,170人】	【68,153人】	【305,998人】	【351,443人】	-	-	
ライフライン被害	上下水道被害箇所数 の割合	17.1km ² の1箇所 【延長41.482km】	3.3km ² の1箇所 【延長5.909km】	0.3km ² の1箇所 【延長0.829km】	0.2km ² の1箇所 【延長0.379km】	0.22km ² の1箇所 【延長0.474km】	0.01% 【延長1.331km】	0.00% 【延長3.729km】	0.00% 【延長1.331km】	25.6km ² の1箇所 【延長5.139km】	2.5km ² の1箇所 【延長1.102km】	1667.2km ² の1箇所 【延長4.120km】	0.1% 【延長4.120km】	0.00% 【延長7.093km】	-	-
動力口(1回線)	136,217人	64,259人	9,643人	0人	0人	0人	-	-	36,731人	25,511人	26人	7人	0人	-	-	
最大復旧日数	196日	70日	1日	0日	0日	0日	-	-	6日	196日	1日	1日	0日	-	-	
ライフライン被害	下水道被害延長の割合	10.1% 【延長21.819km】	3.65% 【延長2.210km】	0.78% 【延長0.737km】	0.22% 【延長0.290km】	0.25% 【延長0.474km】	0.01% 【延長1.331km】	0.00% 【延長3.729km】	0.00% 【延長1.331km】	1.95% 【延長2.554km】	5.76% 【延長2.939km】	0.63% 【延長4.599km】	0.11% 【延長2.084km】	0.00% 【延長2.203km】	-	-
機能喪失人口	40,581人	10,150人	16,462人	422人	801人	6人	-	-	9,406人	2,767人	330人	236人	0人	-	-	
最大復旧日数	23日	14日	1日	0日	1日	1日	-	-	5日	23日	2日	1日	0日	-	-	
主要道路の復旧率	31.9km ² の1箇所 【延長11.042km】	12.5km ² の1箇所 【延長1.374km】	17.1km ² の1箇所 【延長1.340km】	21.2km ² の1箇所 【延長1.794km】	98.7km ² の1箇所 【延長4.979km】	0.00% 【延長0.000km】	0.00% 【延長0.000km】	0.00% 【延長0.000km】	21.2km ² の1箇所 【延長1.589km】	10.3km ² の1箇所 【延長3.803km】	36.7km ² の1箇所 【延長1.500km】	132.7km ² の1箇所 【延長1.675km】	0.00% 【延長1.500km】	0.00% 【延長1.675km】	-	-
交通施設被害	10分以内の復旧が不 適・滞り時間増加 の割合	0.37% 【延長10.944箇所】	1.76% 【延長1.555箇所】	0.12% 【延長1.216箇所】	0.00% 【延長0.738箇所】	0.00% 【延長0.909箇所】	0.00% 【延長4.944箇所】	0.00% 【延長3.729箇所】	0.19% 【延長1.938箇所】	1.71% 【延長5.477箇所】	0.00% 【延長0.708箇所】	0.00% 【延長1.374箇所】	0.00% 【延長1.760箇所】	0.00% 【延長1.760箇所】	-	-

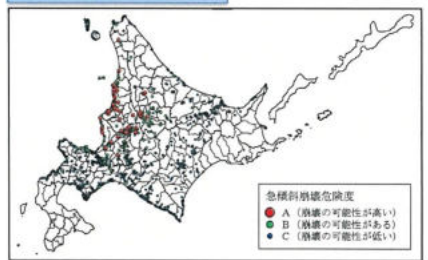
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新算定モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概略計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外(表中は“-“)としています。
 ※3 調査処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人の人数、上下水道・道路の総延長、橋梁総数は、市町村などからの提供データに基づく合計数です。

3 地震動による被害想定結果⑩～宗谷管内で人的被害が最大となる地震

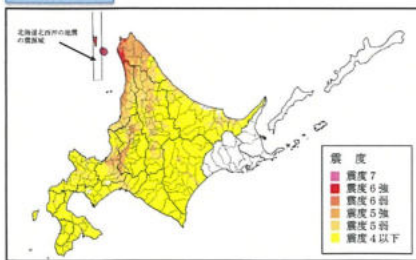
■北海道北西沖の地震（モデルNo.2）の地震（Mw7.8）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

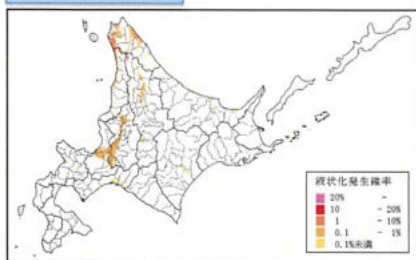
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	
地震動	震度7(最大)	震度5強	震度5強	震度5弱	震度5弱	震度5弱	震度5弱	震度5弱	震度5弱	震度6強	震度7	震度5強	震度5強	-	-	
液状化危険度	下図(液状化発生確率分布)による															
急傾斜地崩壊危険度	下図(急傾斜地崩壊危険度分布)による															
建物被害	全壊棟数 2,358棟	21棟	3棟	4棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	4棟	64棟	2,280棟	1棟未満	1棟未満	-	
半壊棟数	2,605棟	50棟	119棟	12棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	65棟	419棟	1,935棟	4棟	1棟未満	-	
火災被害	焼失棟数 4棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	1棟未満	1棟未満	4棟	1棟未満	0棟	-	
死者数	106人	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	2人	103人	1人未満	1人未満	-	
人的被害	避難者数 381人	5人	33人	5人	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	1人未満	6人	53人	277人	1人未満	1人未満	-	
避難者数	17,792人	845人	2,181人	58人	1人	1人	1人	1人	1人	997人	2,959人	10,720人	30人	1人未満	-	
【出入口】	【5,145,990人】	【3,117,713人】	【2,360,832人】	【224,190人】	【413,968人】	【73,316人】	【424,806人】	【40,312人】	【521,087人】	【50,170人】	【68,153人】	【305,998人】	【351,443人】	-	-	
ライフライン被害	上下水道被害箇所数 の割合	29.6km ² の1箇所 【延長45.302km】	129.8km ² の1箇所 【延長323.3km】	1784.9km ² の1箇所 【延長18.9km】	0.00% 【延長0.000km】	0.00% 【延長3.729km】	0.00% 【延長1.331km】	0.00% 【延長2.964km】	0.00% 【延長0.959km】	105.2km ² の1箇所 【延長5.139km】	4.6km ² の1箇所 【延長1.102km】	1.8km ² の1箇所 【延長2.103km】	3824.4km ² の1箇所 【延長4.120km】	0.00% 【延長7.093km】	-	-
動力口(1回線)	48,278人	2,725人	8,198人	205人	0人	0人	0人	0人	2,611人	10,812人	23,594人	131人	0人	-	-	
最大復旧日数	354日	2日	1日	1日	0日	0日	0日	0日	0日	3日	97日	354日	1日	0日	-	
ライフライン被害	下水道被害延長の割合	0.78% 【延長24.371km】	1.12% 【延長2.210km】	0.81% 【延長0.737km】	0.56% 【延長0.290km】	0.49% 【延長0.474km】	0.11% 【延長1.331km】	0.10% 【延長2.339km】	0.35% 【延長2.179km】	0.96% 【延長2.554km】	3.64% 【延長4.599km】	0.47% 【延長2.084km】	0.07% 【延長2.203km】	-	-	
機能喪失人口	35,698人	3,271人	17,278人	1,097人	1,929人	63人	374人	96人	4,552人	1,405人	4,132人	1,291人	210人	-	-	
最大復旧日数	22日	9日	2日	2日	2日	1日	1日	1日	3日	2日	14日	22日	1日	-	-	
主要道路の復旧率	34.2km ² の1箇所 【延長12.419km】	22.1km ² の1箇所 【延長1.374km】	18.9km ² の1箇所 【延長1.340km】	76.1km ² の1箇所 【延長0.794km】	56.8km ² の1箇所 【延長1.181km】	0.00% 【延長0.000km】	0.00% 【延長0.000km】	0.00% 【延長0.000km】	125.7km ² の1箇所 【延長1.030km】	17.7km ² の1箇所 【延長3.479km】	28.6km ² の1箇所 【延長3.803km】	11.3km ² の1箇所 【延長1.589km】	1.1km ² の1箇所 【延長1.500km】	56.9km ² の1箇所 【延長1.675km】	282.7km ² の1箇所 【延長1.675km】	0.00% 【延長1.675km】
交通施設被害	10分以内の復旧が不 適・滞り時間増加 の割合	0.11% 【延長12.055箇所】	0.00% 【延長1.555箇所】	0.00% 【延長1.216箇所】	0.00% 【延長0.738箇所】	0.00% 【延長0.909箇所】	0.00% 【延長4.944箇所】	0.00% 【延長3.729箇所】	0.00% 【延長1.938箇所】	0.04% 【延長5.477箇所】	0.56% 【延長0.708箇所】	1.63% 【延長1.374箇所】	0.00% 【延長1.760箇所】	0.00% 【延長1.760箇所】	-	-

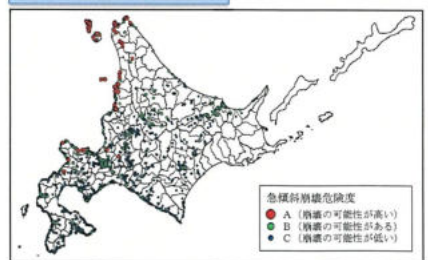
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新算定モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概略計算の結果からほとんど被害の想定されない地域は、計算対象外(表中は“-“)としています。
 ※3 調査処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人の人数、上下水道・道路の総延長、橋梁総数は、市町村などからの提供データに基づく合計数です。

3 地震動による被害想定結果⑪～オホーツク管内で人的被害が最大となる地震

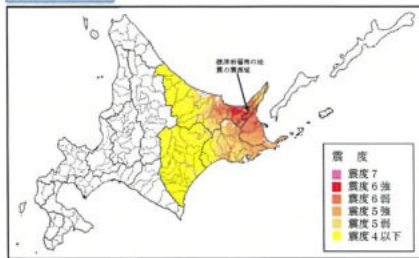
■標準断層帯（モデル30_1）の地震（Mw7.1）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

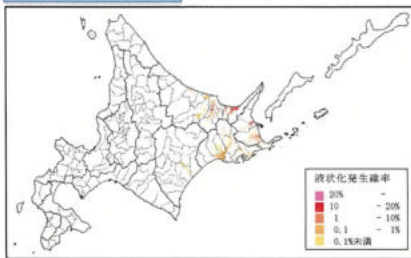
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	震度5強	-	-	-	-	-	-	-	-	-	震度7	震度5強	震度6弱	震度7
速報化危険度	下図(速報化発生確率分布)による														
急傾斜地崩壊危険度	下図(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
建物被害	全壊棟数 1,724棟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,656棟	1棟未済	13棟	55棟
半壊棟数	3,235棟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,713棟	1棟未済	72棟	450棟	
火災被害	焼失棟数 8棟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8棟	0棟	1棟未済	1棟未済	
[建物総棟数]	[484,000棟]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[152,607棟]	[175,596棟]	[106,417棟]	[49,380棟]	
死者数	40人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36人	1人未済	2人	2人	
人的被害	重軽傷者数 441人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	365人	1人未済	19人	57人	
避難者数	19,826人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,257人	2人	992人	5,574人	
[総人口]	[986,497人]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[305,998人]	[351,443人]	[248,209人]	[80,847人]	
上水道被害箇所数の割合	14.6m以内1箇所(総延長16,259km)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.9m以内1箇所(総延長4,120km)	8.0m以内1箇所(総延長7,093km)	46.5m以内1箇所(総延長2,529km)	4.9m以内1箇所(総延長2,228km)	
ライフライン被害	断水人口(1日数) 53,111人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,685人	0人	4,121人	18,305人	
最大復旧日数	174日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54日	0日	5日	174日	
下水処理施設長の割合	1.40%(総延長6,219km)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.49%(総延長2,084km)	0.06%(総延長2,203km)	1.30%(総延長1,459km)	3.40%(総延長4,036km)	
機能喪失人口	12,214人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,950人	175人	2,998人	2,092人	
最大復旧日数	9日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8日	1日	4日	9日	
主要道路閉鎖箇所数の割合	27m以内1箇所(総延長4,690km)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21.3m以内1箇所(総延長1,500km)	184.1m以内1箇所(総延長1,675km)	17.4m以内1箇所(総延長964km)	13.8m以内1箇所(総延長521km)	
交通施設被害	市内以上道路閉鎖・踏切閉鎖箇所数の割合 0.51%(総数4,193箇所)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.19%(総数1,374箇所)	0.00%(総数1,700箇所)	0.02%(総数92箇所)	1.29%(総数425箇所)	

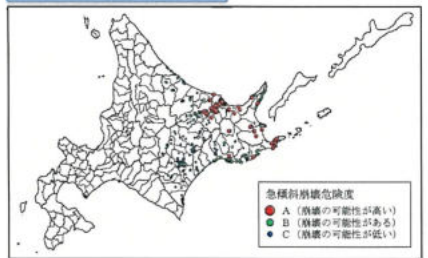
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注：この結果は、中央防災会議などの被害想定手法（過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による）により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新震度モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概略計算の結果からほとんど被害の想定されない地区は、計算対象外（表中は“-”）としています。
 ※3 道路処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上水道・道路の総延長、機能総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

3 地震動による被害想定結果⑫～十勝管内で人的被害が最大となる地震

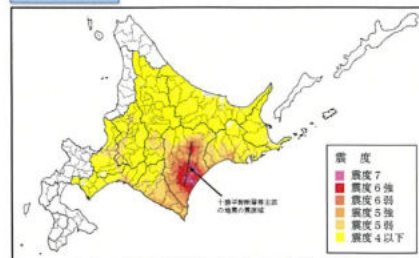
■十勝平野断層帯主部（モデル45_2）の地震（Mw7.4）※1

被害の概要（冬期の早朝5時）

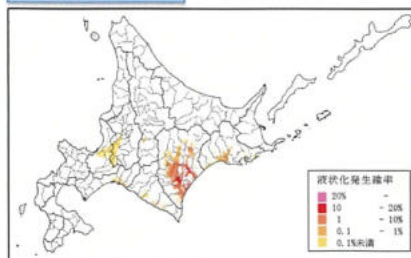
（北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成）

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	震度5強	震度5強	震度5強	震度5強	震度6弱	-	-	震度5強	-	-	震度5弱	震度7	震度6弱	震度5弱
速報化危険度	下図(速報化発生確率分布)による														
急傾斜地崩壊危険度	下図(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
建物被害	全壊棟数 3,370棟	1棟未済	1棟未済	1棟未済	1棟未済	28棟	-	-	1棟未済	-	-	1棟未済	3,336棟	4棟	0棟
半壊棟数	8,029棟	1棟未済	1棟未済	-	1棟	108棟	-	-	1棟未済	-	-	1棟未済	7,888棟	30棟	0棟
火災被害	焼失棟数 18棟	1棟未済	1棟未済	-	1棟未済	1棟未済	-	-	1棟未済	-	-	0棟	18棟	1棟未済	0棟
[建物総棟数]	[1,651,358棟]	[162,359棟]	[564,217棟]	-	[161,835棟]	[54,888棟]	-	-	[224,059棟]	-	-	[152,607棟]	[175,596棟]	[106,417棟]	[49,380棟]
死者数	73人	1人未済	1人未済	-	1人未済	5人	-	-	1人未済	-	-	1人未済	68人	1人未済	0棟
人的被害	重軽傷者数 1,439人	1人未済	1人未済	-	1人未済	41人	-	-	1人未済	-	-	1人未済	1,390人	7人	0棟
避難者数	62,952人	1人未済	4人	-	8人	1,596人	-	-	4人	-	-	1人未済	60,670人	669人	0棟
[総人口]	[4,667,413人]	[311,713人]	[2,360,832人]	-	[413,968人]	[73,316人]	-	-	[521,087人]	-	-	[305,998人]	[351,443人]	[248,209人]	[80,847人]
上水道被害箇所数の割合	7.7m以内1箇所(総延長4,034.7km)	※1箇所未済(総延長5,690km)	※1箇所未済(総延長8,502km)	-	※1箇所未済(総延長3,729km)	31.2m以内1箇所(総延長1,331km)	-	-	※1箇所未済(総延長5,139km)	-	-	※1箇所未済(総延長4,120km)	※1箇所未済(総延長7,093km)	243.4m以内1箇所(総延長2,828km)	※1箇所未済(総延長2,228km)
ライフライン被害	断水人口(1日数) 173,299人	1人未済	0人	-	34人	4,721人	-	-	20人	-	-	0人	168,111人	2,414人	0人
最大復旧日数	341日	1日	0日	-	1日	10日	-	-	1日	-	-	0日	341日	1日	0日
下水処理施設長の割合	0.84%(総延長21,729km)	0.41%(総延長2,210km)	0.32%(総延長3,377km)	-	0.40%(総延長2,900km)	2.08%(総延長4,474km)	-	-	0.07%(総延長2,554km)	-	-	0.04%(総延長2,084km)	4.84%(総延長2,203km)	1.14%(総延長1,459km)	0.03%(総延長4,036km)
機能喪失人口	27,658人	1,209人	6,042人	-	1,439人	1,211人	-	-	342人	-	-	107人	14,539人	2,748人	21人
最大復旧日数	16日	2日	1日	-	2日	8日	-	-	1日	-	-	1日	16日	3日	1日
主要道路閉鎖箇所数の割合	37.4m以内1箇所(総延長1,063.8km)	56m以内1箇所(総延長1,374km)	44.0m以内1箇所(総延長1,340km)	-	54.7m以内1箇所(総延長1,181km)	21.0m以内1箇所(総延長497km)	-	-	38.9m以内1箇所(総延長1,590km)	-	-	387.3m以内1箇所(総延長1,500km)	11.9m以内1箇所(総延長1,675km)	28.6m以内1箇所(総延長964km)	204.9m以内1箇所(総延長521km)
交通施設被害	市内以上道路閉鎖・踏切閉鎖箇所数の割合 0.62%(総数10,207箇所)	0.00%(総数1,500箇所)	0.00%(総数1,214箇所)	-	0.00%(総数8,000箇所)	0.11%(総数494箇所)	-	-	0.00%(総数1,930箇所)	-	-	0.00%(総数1,374箇所)	3.54%(総数1,700箇所)	0.02%(総数92箇所)	0.00%(総数425箇所)

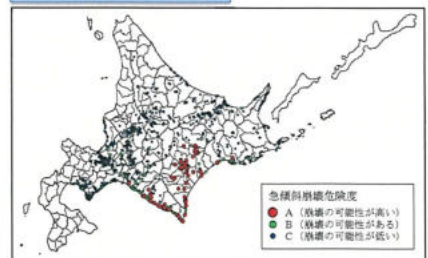
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注：この結果は、中央防災会議などの被害想定手法（過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による）により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 新震度モデルは、断層の長さ、深さ、マグニチュード、傾き、破壊パターン等で設定しています。
 ※2 概略計算の結果からほとんど被害の想定されない地区は、計算対象外（表中は“-”）としています。
 ※3 道路処理の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上水道・道路の総延長、機能総数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

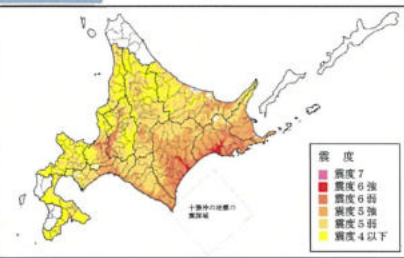
3 地震動による被害想定結果⑬～釧路・日高管内で人的被害が最大となる地震

■十勝沖の地震 (Mw8.2) ※1

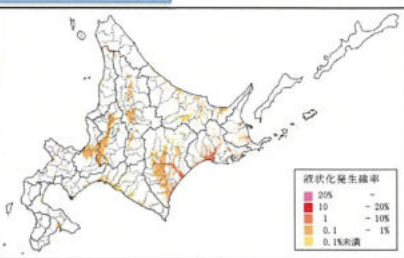
被害の概要 (冬期の早朝5時) (北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成)

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度6強(最大)	震度6弱	震度6弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度5強	-	震度6弱	震度5強	-	震度6弱	震度6強	震度6強	震度6弱
液状化危険度	下面(液状化発生確率分布)による														
急傾斜地崩壊危険度	下面(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
建物被害	全壊棟数 1,063棟	43棟	21棟	6棟	21棟	63棟	10棟	-	5棟	1棟未満	-	18棟	271棟	589棟	17棟
半壊棟数	6,499棟	334棟	848棟	25棟	183棟	274棟	42棟	-	78棟	5棟	-	183棟	1,674棟	2,666棟	187棟
火災被害	焼失棟数 3棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	1棟未満	-	1棟未満	1棟未満	-	1棟未満	1棟未満	2棟	1棟未満
[建物総棟数]	[1,990,153棟]	[162,359棟]	[564,217棟]	[118,931棟]	[161,835棟]	[54,888棟]	[188,265棟]	-	[224,059棟]	[31,599棟]	-	[152,607棟]	[175,596棟]	[106,417棟]	[49,380棟]
死者数	44人	1人未満	2人	1人未満	2人	9人	1人	-	1人未満	1人未満	-	2人	5人	20人	2人
人的被害	避難者数 1,418人	40人	221人	9人	58人	84人	13人	-	15人	1人	-	31人	237人	684人	27人
避難者数	93,374人	6,399人	19,263人	236人	5,250人	4,004人	708人	-	1,829人	79人	-	2,923人	22,004人	27,920人	2,759人
[人口]	[5,366,581人]	[311,713人]	[2,360,832人]	[224,190人]	[413,998人]	[73,316人]	[424,806人]	-	[521,087人]	[50,170人]	-	[305,998人]	[351,443人]	[248,209人]	[80,847人]
上水道被害箇所数の割合	15.9km ² の1箇所 (総延長47,299km)	22.7km ² の1箇所 (総延長55,909km)	44.6km ² の1箇所 (総延長80,929km)	38.0km ² の1箇所 (総延長79,369km)	29.6km ² の1箇所 (総延長59,200km)	9.7km ² の1箇所 (総延長19,331km)	182.6km ² の1箇所 (総延長3,726km)	-	83.3km ² の1箇所 (総延長1,739km)	229.2km ² の1箇所 (総延長4,603km)	-	50.2km ² の1箇所 (総延長1,203km)	5.6km ² の1箇所 (総延長11,029km)	4.3km ² の1箇所 (総延長8,659km)	11.8km ² の1箇所 (総延長23,611km)
断水人口(日数)	308,225人 1日	21,472人 13日	65,804人 2日	1,094人 1日	19,401人 5日	13,539人 30日	2,293人 2日	-	6,751人 2日	364人 2日	-	9,246人 6日	76,775人 10日	80,237人 6日	10,247人 8日
ライフライン被害	最大復旧日数 108日	13日	2日	1日	5日	30日	2日	-	2日	2日	-	6日	10日	6日	8日
下水道被害延長の割合	2.02% (総延長25,052km)	2.03% (総延長2,210km)	1.60% (総延長7,377km)	0.86% (総延長1,203km)	2.39% (総延長2,900km)	3.30% (総延長4,746km)	1.51% (総延長2,336km)	-	1.16% (総延長2,054km)	1.51% (総延長2,995km)	-	1.58% (総延長2,084km)	2.71% (総延長2,253km)	6.02% (総延長1,458km)	2.32% (総延長408km)
機能支援人口	90,543人	5,948人	32,399人	1,653人	8,744人	1,886人	5,618人	-	5,382人	636人	-	4,289人	8,191人	14,378人	1,420人
最大復旧日数	15日	8日	3日	3日	7日	12日	5日	-	3日	6日	-	5日	9日	15日	6日
主要道路被害箇所数の割合	16.2km ² の1箇所 (総延長12,843km)	15.3km ² の1箇所 (総延長11,374km)	13.4km ² の1箇所 (総延長10,494km)	33.1km ² の1箇所 (総延長79,449km)	14.8km ² の1箇所 (総延長18,119km)	14.3km ² の1箇所 (総延長19,797km)	24.2km ² の1箇所 (総延長3,090km)	-	23.8km ² の1箇所 (総延長1,598km)	18.7km ² の1箇所 (総延長2,380km)	-	18km ² の1箇所 (総延長1,500km)	13.2km ² の1箇所 (総延長1,675km)	10.5km ² の1箇所 (総延長13,229km)	16.1km ² の1箇所 (総延長21,111km)
交通施設被害	15%以上の機能不全 箇所(道路)の割合	0.43% (総数12,164箇所)	0.23% (総数1,555箇所)	0.29% (総数1,218箇所)	0.00% (総数0箇所)	0.19% (総数494箇所)	0.51% (総数737箇所)	-	0.00% (総数1,939箇所)	0.00% (総数547箇所)	-	0.10% (総数1,374箇所)	1.03% (総数1,768箇所)	2.82% (総数628箇所)	0.62% (総数425箇所)

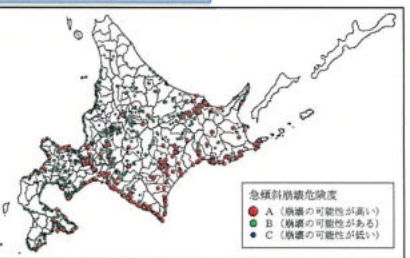
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 断水モデルは、断水の長さ、深さ、マニフェスト、積雪、破損パターン等で設定しています。
 ※2 概数計算の結果からほとんど被害の想定されない地区は、計算対象外(表中は“-”)としています。
 ※3 機能支援の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、機能支援数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

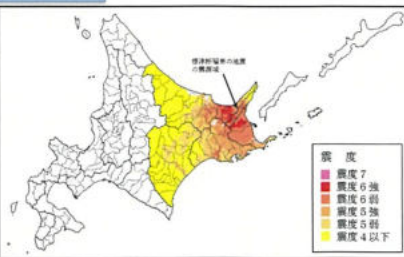
3 地震動による被害想定結果⑭～根室管内で人的被害が最大となる地震

■標津断層帯(モデル45_5)の地震 (Mw7.1) ※1

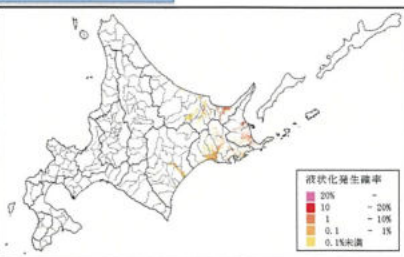
被害の概要 (冬期の早朝5時) (北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所・地質研究所作成)

被害想定項目	全道	空知	石狩	後志	釧路	日高	渡島	樺山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
地震動	震度7(最大)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	震度7	震度5強	震度6強	震度6強
液状化危険度	下面(液状化発生確率分布)による														
急傾斜地崩壊危険度	下面(急傾斜地崩壊危険度分布)による														
建物被害	全壊棟数 894棟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	662棟	1棟未満	18棟	213棟
半壊棟数	3,184棟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,898棟	1棟	173棟	1,112棟
火災被害	焼失棟数 4棟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3棟	1棟未満	1棟未満	1棟未満
[建物総棟数]	[484,000棟]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[152,607棟]	[175,596棟]	[106,417棟]	[49,380棟]
死者数	18人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13人	1人未満	1人未満	5人
人的被害	避難者数 485人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	289人	1人未満	26人	170人
避難者数	21,473人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,349人	3人	3,140人	8,981人
[人口]	[985,497人]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[305,998人]	[351,443人]	[248,209人]	[80,847人]
上水道被害箇所数の割合	10.8km ² の1箇所 (総延長16,259km)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.5km ² の1箇所 (総延長4,120km)	14.9km ² の1箇所 (総延長7,083km)	14.9km ² の1箇所 (総延長2,828km)	2.4km ² の1箇所 (総延長2,229km)
断水人口(日数)	62,560人 1日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,093人 13日	13人 1日	11,755人 1日	27,699人 1日
ライフライン被害	最大復旧日数 329日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39日	1日	15日	329日
下水道被害延長の割合	1.63% (総延長6,213km)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.72% (総延長2,084km)	0.29% (総延長2,263km)	2.15% (総延長1,458km)	5.18% (総延長408km)
機能支援人口	13,634人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,689人	903人	4,848人	3,194人
最大復旧日数	14日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6日	1日	6日	14日
主要道路被害箇所数の割合	23.8km ² の1箇所 (総延長4,000km)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24.7km ² の1箇所 (総延長1,500km)	59.4km ² の1箇所 (総延長1,675km)	14.1km ² の1箇所 (総延長954km)	13.4km ² の1箇所 (総延長21,111km)
交通施設被害	15%以上の機能不全 箇所(道路)の割合	0.69% (総数4,193箇所)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.91% (総数1,374箇所)	0.00% (総数1,768箇所)	0.33% (総数628箇所)	3.29% (総数425箇所)

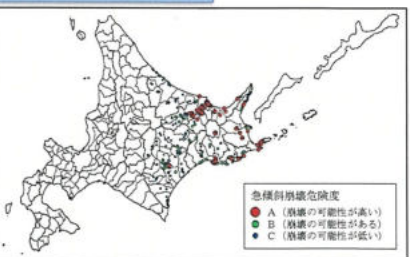
震度分布



液状化発生確率分布



急傾斜地崩壊危険度分布



注: この結果は、中央防災会議などの被害想定手法(過去の地震被害を基に設定した被害発生確率等による)により算定した概数であり、具体的な被害発生箇所を特定するものではありません。
 ※1 断水モデルは、断水の長さ、深さ、マニフェスト、積雪、破損パターン等で設定しています。
 ※2 概数計算の結果からほとんど被害の想定されない地区は、計算対象外(表中は“-”)としています。
 ※3 機能支援の関係で表中の数値と合計は合わない場合があります。
 ※4 建物・人口の総数、上下水道・道路の総延長、機能支援数は、市町村などからの提供データに基づく合計値です。

(4) 想定地震による被害の算出

① 建築物被害の算出

建築物被害の計算方法としては、阪神・淡路大震災や2000年鳥取県西部地震の被害結果に基づき作成された、木造・非木造共に建築年代別に被害を評価することができる、内閣府の経験的な手法^リを適用する。

内閣府の経験的な手法は、評価単位毎に算定された震度を基にして構造別（木造・非木造）・建築年代別（木造3区分、非木造3区分）の被害率を求め、評価単位毎の構造別・建築年代別の棟数に掛け合わせ合算することで算定される。

〈被害棟数の算定式〉

- ・建築年代は、木造建築物は「昭和36年以前」、「昭和37年から56年」、「昭和57年以降」の3区分、非木造建築物は「昭和46年以前」、「昭和47年から56年」、「昭和57年以降」の3区分
- ・各建築年代別に下式で計算した全壊（全半壊）棟数を、評価単位毎に合算して求める
- ・木造及び非木造の震度による全壊被害率は表2-7を、全半壊被害率は表2-8を参照

全壊棟数 =
 (木造建築物棟数 × 木造の震度による全壊被害率) + (非木造建築物棟数 × 非木造の震度による全壊被害率)

全半壊棟数 =
 (木造建築物棟数 × 木造の震度による全半壊被害率) + (非木造建築物棟数 × 非木造の震度による全半壊被害率)

半壊棟数 = 全半壊棟数 - 全壊棟数

上記方式による計算の結果、「石狩地震」では、建築物全棟数13,799棟（平成21年8月現在）のうち全壊棟数が2棟、全半壊棟数が100棟となり、被害の合計は0.7%程度となることが想定された。また、「当別断層による地震」では、全壊棟数が944棟、全半壊棟数が3,119棟となり、被害の合計は22.6%程度となることが想定された。

一方、「全国どこでも起こりうる直下の地震」では、全壊棟数が1,125棟、全半壊棟数が3,601棟、被害の合計は26.1%程度となることが想定された。なお、この地震では、昭和56年の新耐震基準以前の建築物の全半壊率が、57年以降の約6倍に上がることがわかった。

表 2-6 想定地震別建築物被害状況

想定地震	木造建築物			非木造建築物			建築物(合計)		
	全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数
石狩地震	2	81	83	0	17	17	2	98	100
	0.0%	0.9%	0.9%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.7%	0.7%
当別断層による地震	857	1,912	2,769	87	263	350	944	2,175	3,119
	9.7%	21.7%	31.5%	1.7%	5.3%	7.0%	6.8%	15.8%	22.6%
全国どこでも起こりうる直下の地震	1,022	2,171	3,193	103	305	408	1,125	2,476	3,601
	11.6%	24.7%	36.3%	2.1%	6.1%	8.1%	8.2%	17.9%	26.1%
建築物棟数	8,792			5,007			13,799		

(注) 上段は棟数、下段は建築物棟数に対する割合を示す。

表 2-7 震度と全壊被害率の関係

計測震度	建物全壊率					
	木造建築物			非木造建築物		
	～S37年	S38～S56年	S57年～	～S46年	S47～S56年	S57年～
5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.4	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
5.5	0.3	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0
5.6	0.8	0.6	0.1	0.4	0.4	0.1
5.7	2.1	1.4	0.2	0.7	0.6	0.1
5.8	4.8	3.0	0.4	1.2	1.0	0.2
5.9	9.7	5.9	0.9	2.0	1.7	0.4
6.0	17.7	10.6	1.5	3.1	2.6	0.6
6.1	28.9	17.4	2.7	4.8	3.9	1.0
6.2	42.7	26.6	4.4	7.2	5.8	1.5
6.3	57.3	37.7	7.0	10.4	8.2	2.3
6.4	71.1	50.0	10.6	14.5	11.4	3.3
6.5	82.3	62.3	15.3	19.5	15.4	4.8
6.6	90.3	73.4	21.3	25.5	20.2	6.7
6.7	95.2	82.6	28.5	32.3	25.8	9.1
6.8	97.9	89.4	36.7	39.7	32.2	12.2
6.9	99.2	94.1	45.5	47.6	39.1	15.9
7.0	99.7	97.0	54.5	55.6	46.3	20.2

表 2-8 震度と全半壊被害率の関係

計測震度	建物全半壊率					
	木造建築物			非木造建築物		
	～S37年	S38～S56年	S57年～	～S46年	S47～S56年	S57年～
5.0	0.2	0.1	0.0	0.2	0.1	0.0
5.1	0.6	0.2	0.0	0.4	0.2	0.0
5.2	1.4	0.6	0.1	0.6	0.4	0.1
5.3	3.0	1.4	0.2	1.0	0.7	0.1
5.4	5.9	3.0	0.4	1.6	1.1	0.2
5.5	10.6	5.9	0.8	2.5	1.8	0.3
5.6	17.4	10.6	1.4	3.7	2.7	0.6
5.7	26.6	17.4	2.4	5.5	4.0	0.9
5.8	37.7	26.6	4.0	7.8	5.8	1.4
5.9	50.0	37.7	6.4	10.8	8.2	2.1
6.0	62.3	50.0	9.8	14.6	11.2	3.1
6.1	73.4	62.3	14.3	19.1	15.0	4.5
6.2	82.6	73.4	20.0	24.5	19.6	6.4
6.3	89.4	82.6	27.0	30.5	24.9	8.8
6.4	94.1	89.4	35.0	37.2	30.9	11.8
6.5	97.0	94.1	43.7	44.2	37.4	15.5
6.6	98.6	97.0	52.7	51.5	44.3	19.8
6.7	99.4	98.6	61.6	58.6	51.4	24.9
6.8	99.8	99.4	69.9	65.5	58.5	30.6
6.9	99.9	99.8	77.3	72.0	65.3	36.7
7.0	100.0	99.9	83.6	77.7	71.6	43.3

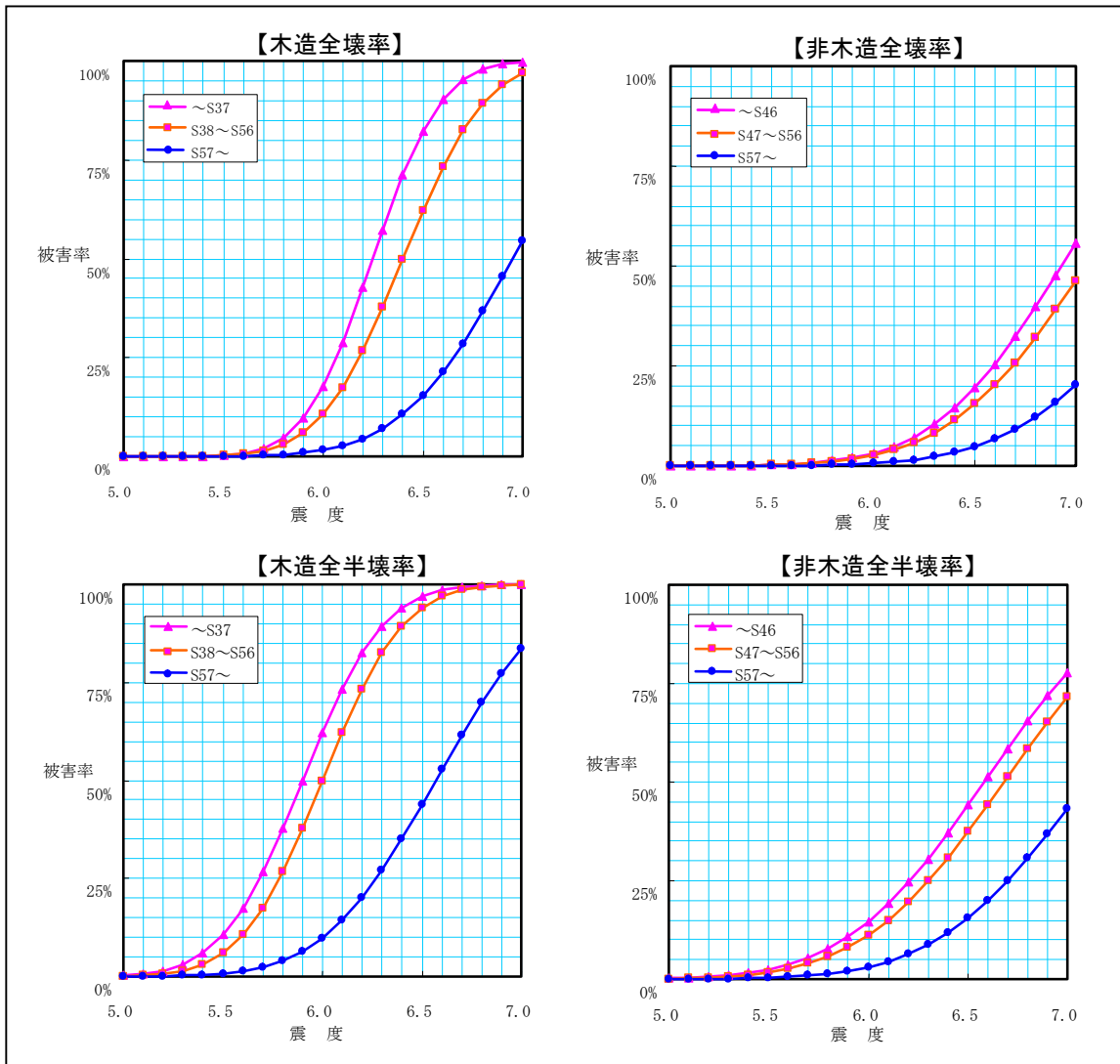
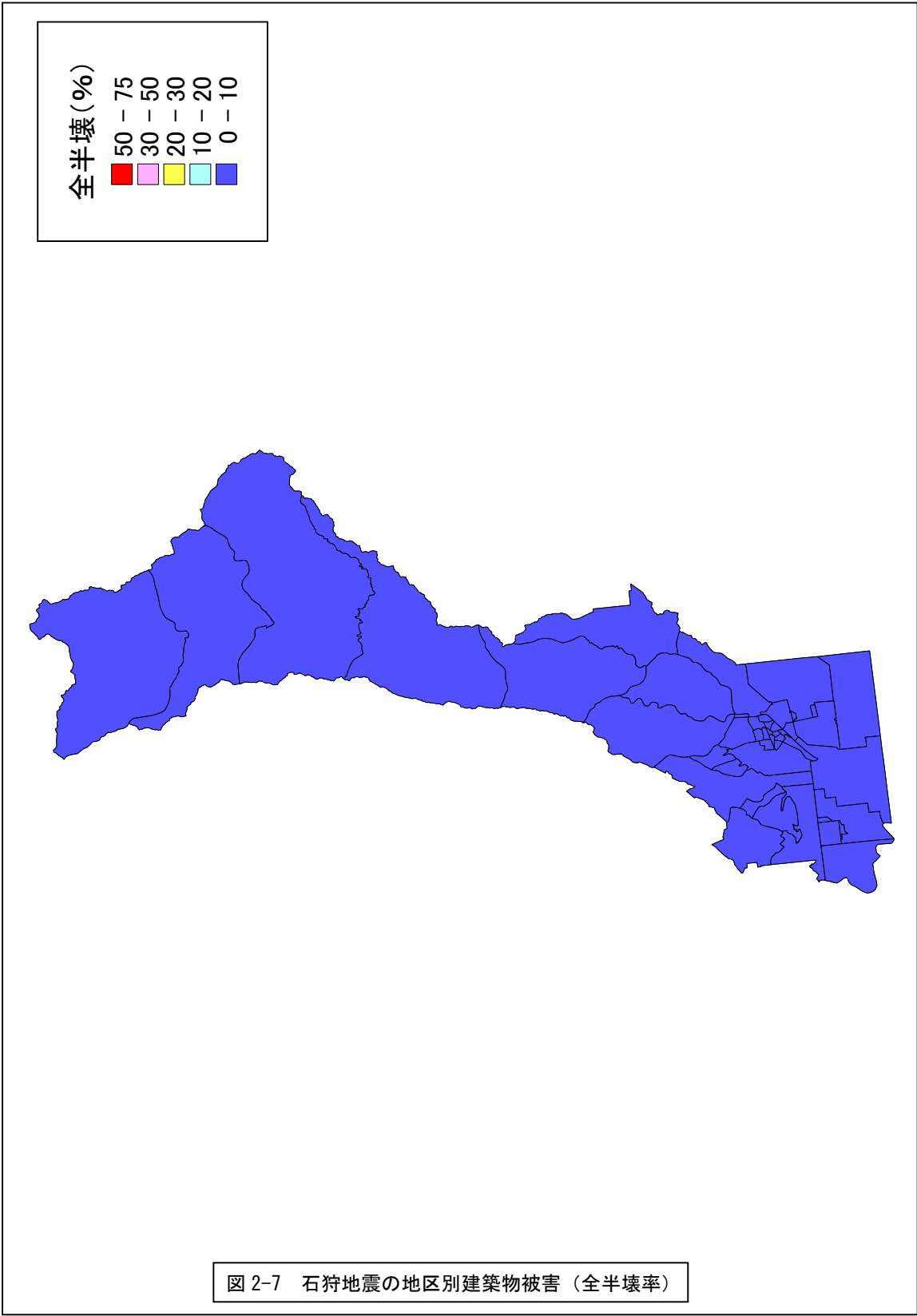
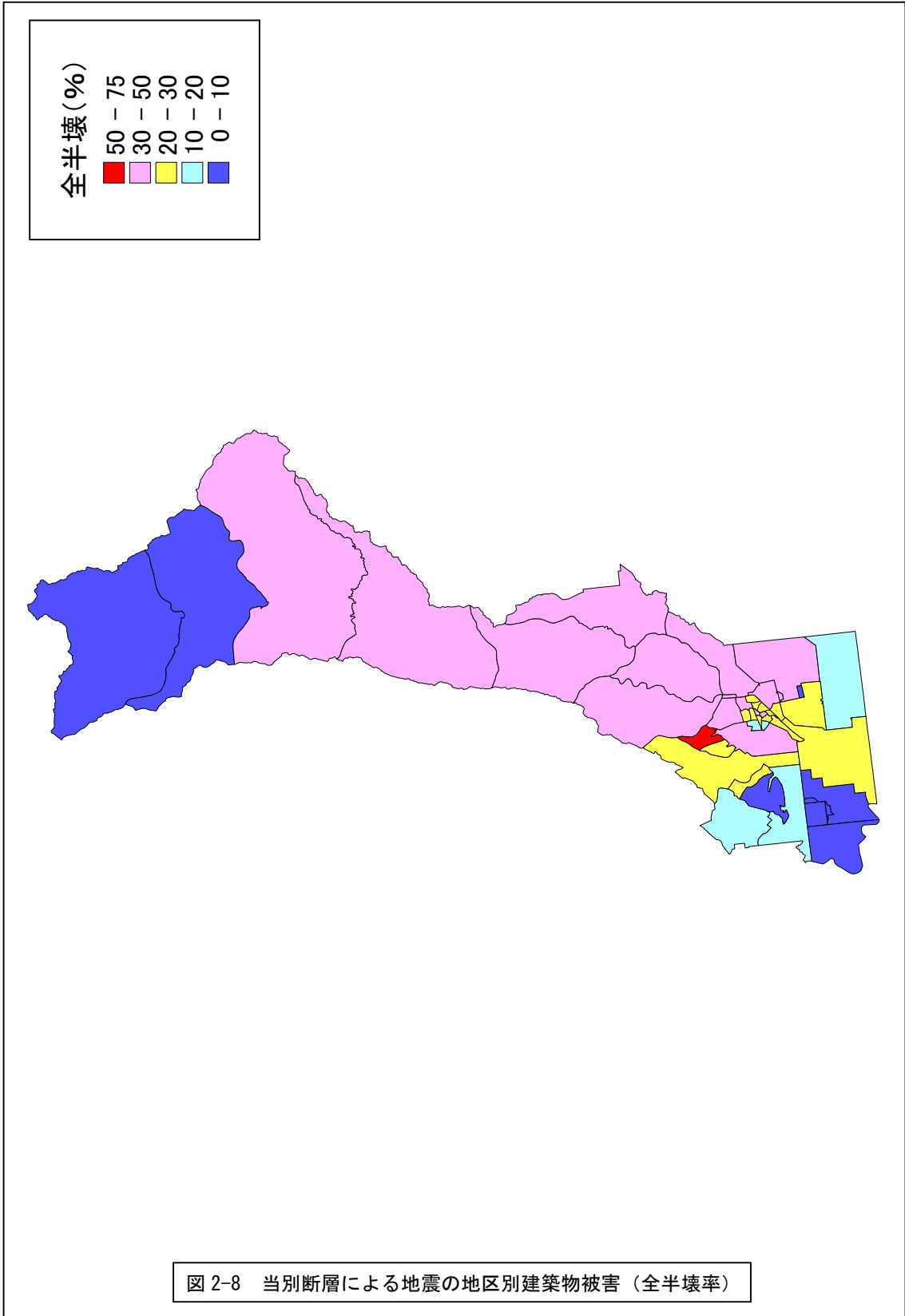


図 2-6 震度と全壊率・全半壊率との関係





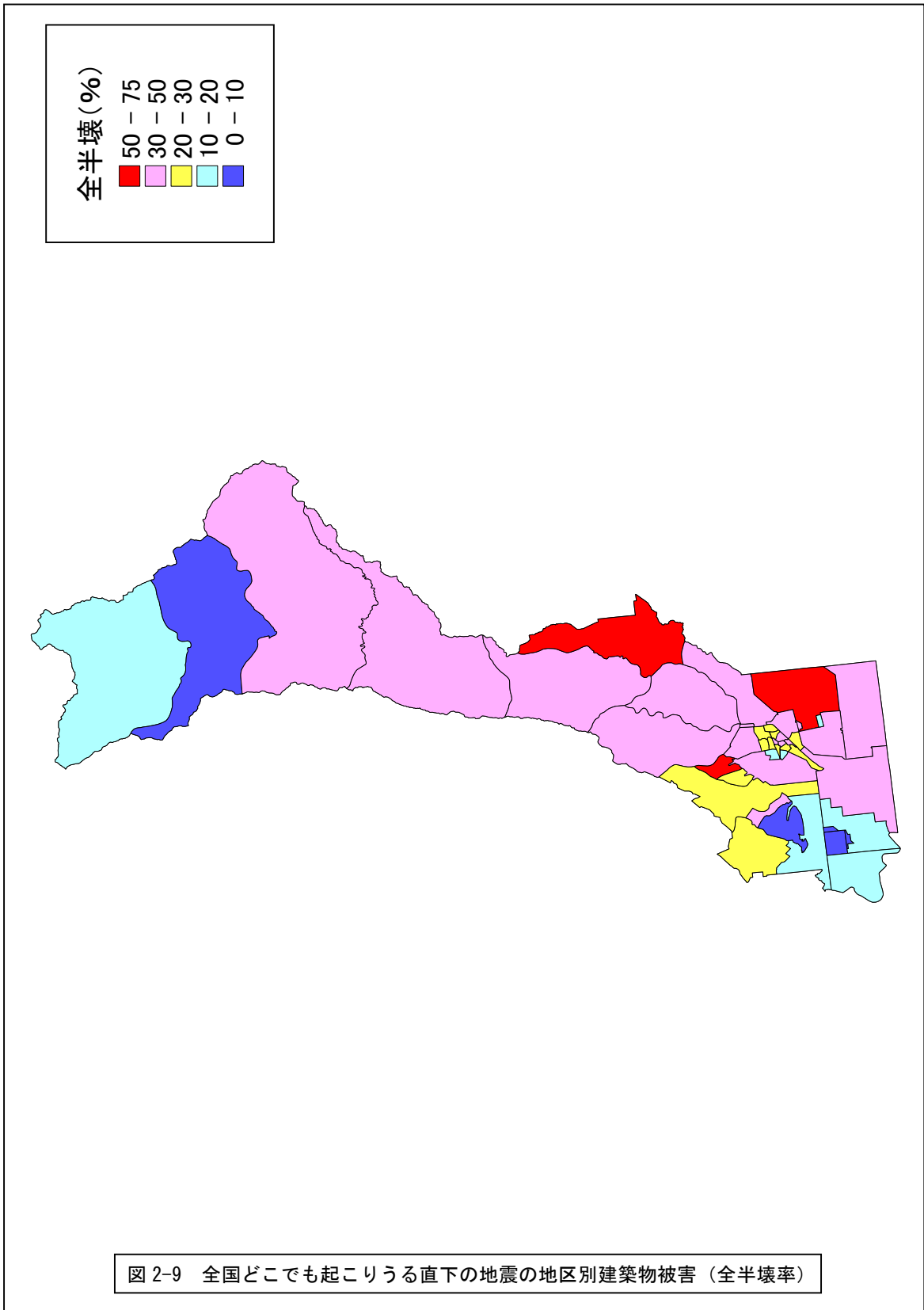


図 2-9 全国どこでも起こりうる直下の地震の地区別建築物被害（全半壊率）

②人的被害の算出

人的被害の算出にあたっては、阪神・淡路大震災における死者全体の約8割が家屋の倒壊などによる圧死が占めていたことから、建築物被害を主な要因とする死傷者数の算定手法を用いる。想定地震の発生時刻としては、死傷者数が最大となると考えられる屋内人口の多い夜間を想定する。

死者数の評価手法は、中央防災会議(2006)²⁾が道内地震などの被害実態(1952年十勝沖地震、1968年十勝沖地震、1978年宮城県沖地震、1993年釧路沖地震、1994年三陸はるか沖地震、2001年芸予地震、2004年新潟県中越地震)を踏まえて作成した全壊棟数と建築物倒壊による死者数の関係式を適用する。

<死者数の算定式>

木造建築物被害による死者数 = 0.01 × 木造建築物全壊棟数 × 住家内滞留率
非木造建築物被害による死者数 = 0.003 × 非木造建築物全壊棟数 × 住家内滞留率
(住家内滞留率は、屋内人口=夜間人口を想定することから1.0とする)

負傷者数・重傷者数の評価手法は、阪神・淡路大震災における建物被害率と負傷者率との関係及び負傷者に占める重傷者の割合(重傷者比率)を用いた大阪府の手法(1997)³⁾を適用する。

<負傷者数の算定式>

負傷者数 = 負傷者率 × (人口 × 住家内滞留率)
負傷者率 = 0.12 × 建物被害率 (0 ≤ 建物被害率 < 0.25)
負傷者率 = 0.07 - 0.16 × 建物被害率 (0.25 ≤ 建物被害率 < 0.375)
負傷者率 = 0.01 (0.375 ≤ 建物被害率)
建物被害率 = 全壊率 + 半壊率 × 1/2
重傷者数 = 重傷者比率 × 負傷者数
重傷者比率 = 0.10 (0 ≤ 建物被害率 < 0.10)
重傷者比率 = 0.15 - 0.5 × 建物被害率 (0.10 ≤ 建物被害率 < 0.20)
重傷者比率 = 0.05 (0.20 ≤ 建物被害率)
軽傷者数 = 負傷者数 - 重傷者数

[参考文献]

- 1) 内閣府(防災担当):地震防災マップ作成技術資料、2005.3
- 2) 中央防災会議・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会:第17回日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る被害想定手法について、2006.1
- 3) 大阪府:大阪府地震被害想定調査、1997.3

上記方式による計算の結果、「石狩地震」では、総人口 18,935 人（平成 21 年 8 月現在）のうち死者 0 人、負傷者 7 人、「当別断層による地震」では死者 9 人、負傷者 259 人、また、「全国どこでも起こりうる直下の地震」では死者 11 人、負傷者 305 人となることが想定された。

表 2-9 想定地震別死者・負傷者状況 (単位：人)

想定地震	死傷者	負傷者数		
		重傷者	軽傷者数	
石狩地震	0	7	1	6
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
当別断層による地震	9	259	17	242
	0.0%	1.4%	0.1%	1.3%
全国どこでも起こりうる直下の地震	11	305	20	285
	0.1%	1.6%	0.1%	1.5%
総人口	18,935			

(注) 上段は人数、下段は総人口に対する割合を示す。

資料3 4 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。